

ISSN 0388-4279

国際関係学部研究年報

第 38 集

2 0 1 7

日本大学国際関係学部

国際関係学部研究年報

第 38 集

2017

日本大学国際関係学部

国際関係学部研究年報第 38 集

目 次

論 文

ボリビアにおける日系人移住地の歴史的形成と課題…………… 福 井 千 鶴 … 1

社会的行動の適切さ判断

—義務を基盤とする道徳観と言動の不一致解消— …………… 伊 坂 裕 子 … 13
和 田 万 紀

研究ノート

メイベル・L・トッドの見た「アイヌ」

—*Corona and Coronet* の作品を中心に— …………… 梅 本 順 子 … 29

民法 96 条の強迫の要件

—任意退職の申出のケースを中心として— …………… 小 野 健 太 郎 … 39

CONTENTS

The Historical Formation and Problems of Nikkeijin Settlements in Bolivia	Chizu FUKUI ...	1
Judgments of appropriate social behavior: Duty-based or consistency orientation?	Hiroko ISAKA Maki WADA	... 13
The Ainu People Mabel L. Todd Saw	Junko UMEMOTO ...	29
On Legal Conditions of Duress of Article 96 of the Japanese Civil Code	Kentaro ONO ...	39

ボリビアにおける日系人移住地の歴史的形成と課題

福井千鶴

The Historical Formation and Problems of Nikkeijin Settlements in Bolivia

Chizu FUKUI

ABSTRACT

For over 100 years, the Japanese have immigrated to Bolivia. Yet it is only in the postwar era, with the involvement of the governments of Japan, Okinawa, Bolivia and the United States, that a comparatively large-scale immigration of Japanese has occurred. In the multiethnic state of Bolivia, postwar Japanese immigrants have principally settled in two places in the outskirts of Santa Cruz: from 1954, Japanese immigrants from Okinawa and their offspring established Colonia Okinawa; and from 1955, immigrants from mainland Japan established Colonia Japonesa San Juan. Although settling in the same region, the different origins of the immigrants has contributed to the formation of two distinct Japanese Bolivian communities. My article compares the development of both communities. It shows how each has adapted to Bolivian society, and how in recent years native Bolivians increasingly mix, live and work in both these Japanese communities.

1. まえがき

南米の多民族国家ボリビア、サンタクルス市郊外には、戦後入植が始まったオキナワ移住地（1954年）とサンファン移住地（1955年）の二つの日本人移住地があり、現在も日系人が集団で生活している。日本人移住地とはいえ、移住地内には、現地人の住宅や商店もあり、日本人と現地人がともに生活しているが、近年移住地外から移り住むボリビア人が急速に増加している。

ボリビアの移住地を主に取り上げるのは、他の移住地とは異なり、日本本土からの移住者が形成した移住地と沖縄県出身者が形成した移住地がほぼ同じ地域にあるので、日本人移住地の現地への適応の様相を対比的に把握する上で興味深い事例であると考えたからである。

2. なぜ日本人はボリビアに移住したのか： その利点とは

ボリビアへの移住は、ペルーやブラジルなどにみられる契約農民や契約労働者などに対する移民条件と異なり、沖縄県人の入植には琉球政府とボリビア政府との間で移民受け入れ協定の締結、日本の他府県からの移住には日本政府との間の協定締結の下で、ボリビア政府から各移住者家族当たり50町歩の土地を与えられ集団で入植している。この土地の供与は他諸国への移住者に対する移住条件とは大きく異なり、ボリビア移住者は入植当初より地主になることができ、自主営農する上で有利な状況にあった。

2.1 オキナワ移住地の形成

オキナワ移住地建設は、1948年ボリビア共和国（現：ボリビア多民族国）に戦前から在住して

いる沖縄県出身の移住者が、第二次世界大戦後の沖縄県の窮状を援助するため「リベルタ市沖縄戦災救援会」を結成し、義損活動をはじめたことに端を発する¹⁾。

1954年から始まった沖縄県人の入植と移住地の形成は、サンタクルス市の郊外のリオ・グランデ河に近い「うま移住地（初期入植地をうま移住地と命名）」に第1期入植者400名が入植したところから始まる。入植間もなく奇病（その後「うま病」と名付けられた）が発生し、病死者が多数生じ、最初の入植地は放棄せざるを得なくなった。転地のために、移動先探しを始めねばならなかった。この問題解決に、ボリビア政府、日本人会、ラパス沖縄県人会、琉球政府、米国政府が救援の手を差し伸べた²⁾。

1955年、新しい候補地パロメティーヤに移動したが、土地取得が難航したため、新しい移住地を再度求めなくてはならなくなった。翌年、ロス・チャコス村に新しい土地（15,000ha）を見つけ、移住地と決定した。

新しく入手した土地を移住者へ分配するために、必要な計画図面が作成された後、入植者の総会で、その配分がくじ引きで決められた。この日は、入植2年目で自らの土地が手に入れることができ、やっと地主となった記念日となった。この時配分された土地面積は一家族当たり、50ヘクタール（間口500m×奥行1,000m）であった。1956年、新しいコロニア・オキナワ（今の第1コロニア）の誕生である。

やっと土地を手にして落ち着いたものの、移住者たちの生活資金は2回の移動で使い果たしていた。早急に生活を確保するため、配分された土地を開墾し、自給自足体制の構築に努力するしかなかった。さらに1958年、隣接地（5,000ha）が購入され、コロニア・オキナワ第1移住地は総計2万ヘクタールの面積に拡大した³⁾。

10年間の琉球政府計画移民は、1964年の第19次移民団までに584家族、3,385名へと拡大した。移住地は第1移住地から第3移住地まで建設され、開拓が進んだ。移住は沖縄県の本土復帰後の1979年まで続いたが、度重なる水害や早魃等の自然災害に見舞われ、隣国への移住が相次ぎ、人

口が激減するなど、移住地建設の道のは平坦なものではなかった⁴⁾。

一方、この転地や離脱現象は、今日の安定した大規模農業経営環境を生み出す基盤にもなった。現在の移住地で農業経営を成立させるには、1家庭当たり最低約200～300ヘクタール規模の農地が必要といわれている。離脱者が手放す農地を購入し、入植時に割り当てられた50ヘクタールの農地を拡大した結果、農業経営が可能になったという。当初配分の50ヘクタールではたしかに、農業経営は難しかった。しかし離脱者の出現は問題があったものの、1家族当たりの農地拡大をもたらし、移住地に安定した農家を生み出し、移住地を今日まで発展させる契機となったともいえる。平均的に250～300ha程度の農地を持った移住者が多く、中には1,000ヘクタール以上の大農地を有し、農業経営や牧畜経営を大規模に営む移住者も現れた⁵⁾。

経営の中心は1世から2世、3世へと引き継がれ、移住地は現在ボリビアを代表する農業地帯として安定した基盤を築くようになった。また入植以来、子弟の教育に力を注いできた移住者の努力の成果、日系人社会は、この国に医師や弁護士などの人材を輩出した。今や彼らは、農業、医学、法曹界をはじめ多岐にわたる分野で指導者として活躍し、高い評価を得て、ボリビアの社会に貢献するようになった。

現在、移住地の日本人は約250世帯、914名である。2010年以来、移住地の人口は減少したままであるが、国内他地域から移り住むボリビア人の人口は急速に増加し、現在移住地の人口は、2,800世帯、12,000名といわれている。それに伴い、1998年に移住地はボリビア政府から行政区として認可され、オキナワ村役場が設置された。移住地内には公共施設や学校も増え、今後ますます人口の増加が見込まれる。このように農業の仕方も周りを取り巻く社会環境も大きな転換期を迎える中で、移住地で生まれ育った2世・3世が移住地のリーダーになりつつある⁶⁾。

2.2 サンファン移住地の形成

1950年ごろの日本では第二次世界大戦が終了

し、海外からの引揚者と国内の極端な食糧不足で日本政府はこの改善策に苦慮していた。この事態を打開するため日本政府は海外への移民計画を模索した。丁度その頃、昭和28年8月（1953年）、ボリビア国政府は在ペルー日本国公使館（当時ボリビア兼轄）に対し日本人移住者受け入れ歓迎を表明した。これを受けて日本政府は昭和29年1月（1954）年、ボリビア政府の意向確認及び現地地の状況調査のため調査団を派遣した。ボリビア政府は調査団に対し「①日本移住者の歓迎②入植都市選択の自由③移住者に対する援助」を約束した。調査団は在留邦人有志の助言もあり入植候補地としてサンタクルス県サンファン地区を選定した⁷⁾。

その頃、西川利通（日本ミッションボトリングジュース社副社長、前大日本精糖社長）が製糖工場と結びつけたサトウキビ栽培を目的とした日本移住地を建設する計画を持っていた。日本政府の移住計画と同じ時期サンファン移住の建設が並行して進んだ。西川に率いられた移住者たちは、1955年5月に14家族87名が神戸港を出発、同年7月にサンファン移住地に入植した。一方、日本政府計画の第1次移住者28家族も期をほぼ同じくして入植した。以来1992年2月の第53次までの間に302家族1,634人、単身者51名を含め総計1,685名が入植した⁸⁾。

これらの移住者を出身県別にみると長崎県（約46.4%）、福岡県（約7.4%）、北海道（約5.1%）、高知県（5%）、熊本県（約4.8%）東京（約4.5%）の順である。移住地の人口動態を見てみると、2006年12月末の人口は748名、236家族、男女同数の374名が生活している。1992年の最終年次の人口1,685名から937名（56%）の人数が減少している。2006年末時点での定着率は16.6%強である⁹⁾。

初期の環境条件、生活条件が悪い時期には移住地を出てサンタクルス市、あるいはアルゼンチンへ転出していったが、1986年頃から日本の好景気によって、青壮年層から大量に出稼ぎ¹⁰⁾者が出て日系人口が急激に減少した¹¹⁾。

3. 日本人移住地全体が大きなコミュニティー

このようにボリビア・サンタクルス県には、1954年に始まった日本からの移住者を受け入れたコロニア・オキナワとサンファン移住地という2つの大きな日本人移住者によるコミュニティーができた。この2つのコミュニティーでは、開拓するのに際し、当初より組合組織を編成し、組合中心に移住地全体が運営され、移住者たちもそれぞれ努力をし、50余年の歴史を経て現在に至っている。

この2つのコミュニティーは、今も組合が中心になり営農が進められている。そのため、コミュニティーの住人たちはお互いに連携意識を強く抱き、ボリビアという特殊な環境下においては、組織力の強いコミュニティーであるが故に生き残ってきている。

いずれの移住地でも農業協同組合と日本ボリビア協会（以降日ボ協会と呼ぶ）が設立されている。農業・牧畜などの経済活動は農業協同組合が担い、文化や道路管理、学校教育などの行政は日ボ協会が担うというような役割分担がなされている。日ボ協会は移住地の行政組織確立の必要性から、農業協同組合組織から分離し、独立の組織として設立されたものである。

現在のコロニア・オキナワでは、第1～第3移住地のそれぞれに設立された農業協同組合が統合され、コロニア沖縄農牧総合協同組合（CAICO：Cooperativa Agropecuaria Integral Colonia Okinawa Ltda）となり、1971年、法定認可をボリビア政府より受けている。また、オキナワ日本ボリビア協会は1978年、CAICOの行政部分離され、オキナワ日ボ協会として発足し、協同組合と同じようにボリビア政府より社団法人として認可を受けている。

サンファン移住地では、サンファン移住地開設に伴う受け入れ機関として、サンタクルス在住法人を主体とした「サンタクルス日本人農業協同組合」が設立され、その後「サンタクルス農業開発協同組合」と改称された。さらに、移住地で農業を営むための協同組合づくりが進み、1957年8月、創立総会が開催され「サンファン農業協同

組合」が発足した。現在、サンファン農牧総合組合（CAISY：Cooperativa Agropecuaria Integral San Juan de Yapaçani Ltda.）と改称され、1971年、法定認可を取得している。

行政組織として、サンファン日本ボリビア協会（ABJ：Asociación Boliviano -Japonesa de San Juan）がある。この協会は、1965年、サンファン農業協同組合より行政を司る部門が分離独立し、独自の団体組織として結成されたもので、1977年法人格を取得している。

この日ボ協会は、ボリビア政府の行政業務を肩代わりし、日本人移住地の日系人を対象とした村役場の存在である。いずれの移住地においても、この二つの組織が中心となり、その傘下に婦人部や青年部、学校などの組織が存在し、移住地の各種の業務や行事が執り行われている¹²⁾。

4. 二つの移住地の様相

二つの移住地の特徴として、サンファン移住地は日本全国各地から移住者が集まっているが、オキナワ移住地は沖縄県出身者が中心になっている。それぞれの移住地で継承されている生活様式や文化、伝統芸能は異なっている。サンファン移住地は日本本土の出身各県の様相が混在していて、オキナワ移住地は沖縄の生活様式、伝統文化、風習、ウチナーグチ（琉球語、沖縄の方言）などがほとんどそのまま継承されている。



写真-1 オキナワ移住地（日ボ小学校の三線）

両移住地はサンファン移住地が27,132ha、オキナワ移住地が66,908haという広大な面積を有している。両移住地の家族数と人口は、サンファン移

住地では236家族、748人¹³⁾で、オキナワ移住地はオキナワ第1・第2・第3コロニアを合計して249家族、914名人¹⁴⁾である。両移住地は小学校や中学校を移住地内に持っていて、日本語とスペイン語での授業が行われている。しかし、高校や大学の教育機関は移住地内にないため、学生たちは遠くサンタクルスやモンテロ、スクレなどの都市に出て教育を受けなければならない。高校、大学に通う学生たちは、移住地の親元を離れ市街地で寄宿舎生活を送っている。サンタクルスでは、日本人連合会の会館や沖縄県人会館などが寮を併設し学生の寄宿用として使用されている。

移住地の主要産物はサンファン移住地とオキナワ移住地で気候の差もあり若干異なっている。サンファン移住地はコメ、大豆、小麦が主要農産物となっており、柑橘類や最近ではマカデミアナッツの生産拡大に尽力している。また、養鶏と卵生産、肉食用の牛などを飼育する牧畜業が拡大している。鶏卵については、販売地域も首都ラパスなどに広がっている。農牧組合が大型トラックを持ち、輸送も手掛け、販路を拡大している。移住地内の工場には製粉工場と飼料工場、卵を梱包する箱製造工場などがある。

オキナワ移住地では、小麦と大豆が主要生産物となっており、これにサトウキビ、トウモロコシなどが生産されている。農牧組合が持つ製粉工場と青年たちが共同出資し設立した製粉工場アイオキもある。またパスタ工場もある¹⁵⁾。

移住地内では、さまざまな行事が行われている。日本と同じように、9月15日の敬老の日には移住地内の会館で敬老会が開かれ、70歳以上の老人が招かれる。サンファン移住地の敬老会では、婦人会の手で作られた幕の内弁当と紅白の饅頭が配られる。また、日本の学校の学芸会のように、演劇や踊りが披露される。子供たちや婦人部の日本舞踊も披露されてきたが、婦人部も高齢になっている。その他、オキナワ移住地では、運動会のほか、毎年8月に豊年祭が開催される。この祭りは、小麦の主要産地としてのボリビアでは、その豊作を祝う祭典となっており、ボリビア各地で、盛大に行われる¹⁶⁾。



写真-2 サンファン移住地・子供達の日本舞踊

5. 移住地での教育とアイデンティティー

いずれの移住地においても、子供の教育には熱心で、入植当初より子供たちの教育に心血が注がれた。日本語教育ができる小・中学校が設立され、運営されている。最近では、この地でも生徒数が年々減少してきており、少子化問題が学校運営に大きな課題となっている。日本語で授業する環境が整っていることにより、子供たちは日本語をうまく話すことができるようになり、学校では日本語での会話が日常的となる。一方子供たちは高校へ通うために移住地を離れスペイン語社会生活しスペイン語を学ぶようになると、日本語を習う意義が薄くなっていく。

アイデンティティーに関係する問題として、子供たちに日本語の重要性を認識させる対策が必要になってきている。

移住地社会では2世・3世から4世の時代になってきた。同時に若者達の現地への同化が進み「日系人として、あるいは、現地人としてアイデンティティーがどこにあるのか」が問題になっている。日本の血を引いた日系人であるが、日本では、日系人（外国人と同様の扱い）として扱われ、日本人とはみなされない。また、現地では現地生まれの人間ではあるが、現地人扱いではなく、日本人としてみられる。このことは、日系人ではあるが日本人でも現地人でもない、自分は何人なのかという根元が定まらない状況に置かれているといえる¹⁷⁾。

移住地に住んでいる日本人はボリビアでは「日系人」となる。通常日本国籍を持ち、日本語を理

解している。日本の文化、日本の価値観を肯定的に理解している。そのうえで、「ボリビア」というアイデンティティーもある、「バイカルチャー」となっているのである。そのような環境の中で、高齢の日本人はまだ、長年にわたって日本に住んでいる親戚と連絡を取り合い、困っている時には送金までしている。この絆こそが忘れ行く日本人のアイデンティティーを思い起こさせてくれている。ボリビアではマイノリティではあるが、日本人は尊敬されており、現地の人のアイデンティティーを尊重したうえで、ボリビア人と「共に歩む社会」を築くための努力も必要とされている移住地である。

6. 海外日系社会との絆

このように培われてきた絆は第2次世界大戦後の悲慘な日本に、自分たちも苦しいにも関わらず、手を差し伸べた行為にも表れている。また近年の東日本大震災も同じである。日本が本当に援助を求めているときに、手を差し伸べてくれる日系人たちは、日本との絆を常に強く意識していることがうかがえる。

6.1 ララ物資

大戦後の食糧難・困窮状態の日本にアメリカから「ララ」(LARA ; Licensed Agencies for Relief in Asia : アジア救援公認団体) の名前で、食料・医薬品・衣料・学用品などの大量の救援物資が日本に贈られた。「ララ物資」は終戦後の日本国民を飢えと寒さから救った。当初はアメリカからと言われてきた「ララ物資」の一部は、ブラジル・アルゼンチン・メキシコ・チリ・ペルーなど海外に移住していた日本人とその子孫である日系人から送られたものであることがわかった。それは「ララ物資」全体の20%にのぼった¹⁸⁾。

6.2 パラグアイのイグアス日系農協から100トンの非遺伝子組み換え大豆の提供

東日本大震災支援として、パラグアイ日本人社会から祖国日本へ、パラグアイ日本人農家が生産する非遺伝子組み換え大豆が送られた。日本国内

の豆腐生産者（株式会社ギアリンクス）の製造協力を得て、震災被災地や被災者に100トンの豆腐が提供された¹⁹⁾。

6.3 東日本大震災への海外の日系人からの義援金

東日本大震災の被災者に対して、海外の日系社会から赤十字等を通して被災地に寄せられた義援金が少なくとも16億円以上であることがわかった²⁰⁾。

表-1 海外の日系人からの義援金

ブラジル	60,000 万円
米国	76,000 万円
カナダ	9,000 万円
豪州	2,100 万円
メキシコ	5,600 万円
パラグアイ	3,200 万円
アルゼンチン	2,500 万円
ボリビア	600 万円
ペルー	2,000 万円
合計	16億1,000 万円

出所：移住者・日系人支援-JICA 135頁

7. 後継者問題と家督相続

入植期の人手が必要な農作業形態から、広大な農地を機械作業と現地人農業者で賄う管理農業形態に変わり、人手が掛らなくなった。このような背景から、家督は長男一人で継ぐことで済み、次男、三男の相続の問題が生じた。広大な農地を所有してはいるが、農業経営を維持するためには、分割することができず、次男、三男は他に土地を求め、外に出て行くかという選択に迫られた。周辺での土地の入手も困難な状況下で、家督相続の問題が持ち上がっている。また、移住地を出る者が増え、家督相続および移住地運営に必要な後継者の確保の問題が顕在化してきた。

7.1 農業離れ

若者の農業離れと移住地の農業後継者問題がもたげ上がっている。この問題はオキナワ移住地、サ

ンファン移住地共通の問題となっている。

この問題の要因として、次の2点を挙げるができる。

- ① 若者たちが農業離れしている。
- ② 学校を卒業するとボリビアでは就職口が少なく日本へデカセギに出る。

2つの移住地で受けられる教育は日本の中学校程度で、高等教育を受けるためには、近郊の都市に行かなければならず、親元から離れて生活する必要がある。そのとき初めて、ボリビア人と生活するようになり自分たちの環境が非常に特殊であったことに驚かされる。日本語が得意な子供はドスペイン語能力が劣る。生活言語としてのスペイン語は問題ないが、学習言語としてのスペイン語に問題が生じている子供たちもいる。

高校・大学を卒業した20歳代から30歳代の若者達は、現地社会での就職先が少なく、かつ、得られる賃金も低く、移住地には戻らず、ほとんどが日本へデカセギに行く。それゆえ、移住地にはこの年代の若者が少なくなっている。移住地での住民は、小・中学校生までの子供か、後継者の若者と高齢者が主となった。このような移住地では、次世代を継ぐべき年代の若者達が不在となり、事業の継承が危うくなりつつある。この現象は移住地の存続にかかわる重大な問題である。

7.2 若者の不在による移住地の空洞化と疲弊の問題

1990年の日本の入国管理法の改正により、南米日系人が日本で就労することが容易となり、デカセギブームが起こった。1980年から1990年に掛けての南米経済は停滞期にあり、経済的に極めて困難な時期にあったこともある。当時、大学や高等学校を卒業しても、現地企業は経済規模が小さいことなどにより就職先が極めて少なく、日本へのデカセギに拍車を掛ける結果となった。このデカセギ現象は、今でも続いており、移住地では若者不在による空洞化現象が生じている²¹⁾。

現地で若者が減少すると、①学校運営が苦しくなる、②日系社会の経済活動を拡大する上で人材不足を招き、やがては、日系社会全体の縮小と衰退の方向へ向かわせることになる。今日の日本社

会でも同じことが問題視されており「少子化対策」が政府の大きな問題として取り上げられている。

移住先の日系社会では、日本へのデカセギによる若者の空洞化が招く少子化現象が生じているが、日本社会では、出産をしないことによる少子化現象と様相は少し異なる。

ボリビアの若者の空洞化は、日系社会での結婚を減少させ、日本国の子供の出生率の低下現象と同じ問題ととらえることはできない。今後、日系社会、日本人移住地において出生率の減少による少子化現象は免れない問題となっている。

7.3 デカセギ者の帰国…受け入れ問題が急浮上

2008年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況により、日本にデカセギに出た大量の南米日系人が労働契約の解除や企業からの解雇によって、日本で働く場を失った者たちが南米に戻っている。この出戻り現象が南米移住地や日系人社会で、新たな問題になった。

南米では、日系人企業が少なく、就職先が現地人優先で、企業への就職が思うように進まないなどの問題がある。もともと日本にデカセギに出た理由の多くは、南米現地で就職先がないことや、良い職がない、給料が安いなどにあった。日本へ出た者が、戻って来たのである。だが現地社会において、戻ってくる彼等の労働力を吸収できる経済活動基盤ができていないかは、甚だ疑問である。というのは、経済活動基盤がないから日本へデカセギに出たのであって、戻っても、これまでの現地の状況はあまり変わっていないからだ。ただ、デカセギに出た者が日本でお金を蓄え、何らかの事業を起こすだけの資金があるとか、日本で起業化できるノウハウや技術を身に付け帰国する場合を除き、南米に戻っても、これまでと同様に経済活動ができないとか、経済活動に参加できないという大きな問題が待ち受けている。

また、子供の教育の問題も発生する。日本の学校で教育を受け、日本語に馴染んできた子供たちが、今度は現地の学校への同化や言語の習得問題が待ち受けている。現地社会の学校に戻り教育が

続けられるか、教育の場に溶け込めるかが大きな問題になるろう。

世界同時不況から派生した契約労働の解除や派遣労働者の解雇は、南米日系人に、現代社会の縮図ともいべき新しい大きな問題を投げかけた。日本の景気が回復すれば、再び日本の社会で労働力が必要な環境になり、労働者として復帰できると思える。しかし、今回の不況で明らかとなったように非正規雇用の契約労働者にしわ寄せが起きる日本の労働環境に対して、何らかの対策とそれに備える心構えが必要となるろう。日本に戻ったとしても、待ち受けているのは、依然として契約労働者という不安定な労働環境の中の生活であり、生活安定化への問題の解決手段にはならないであろう。南米社会に戻っても、日本に再びデカセギに戻っても、きちっとした生活設計と生活を営むための考えを持たない限り、中途半端な生活を送るだけになることが予測される²²⁾。

しかし、また将来の日系社会の活性化に不可欠な役割を果たすのは、現在日本にデカセギ（就労）中の南米日系人である。日本からの新規移住者が望めない今日では、日本で多数の問題を抱えてはいるが、日本に数年間移住し、言語を習得し、習慣に慣れ親しんで、可能な限り最新技術又は生産手段を身に付けてボリビア国に帰国すれば、日本とボリビアを繋ぐ太いパイプになるはずである。ボリビアの日系社会としては、彼らを温かく迎え、ボリビアに1日でも早く再適応させる努力を払うべきである。

8. 絆を求める沖縄県系人コミュニティー 世界のウチナンチュ大会

沖縄で定期的開催される「ウチナンチュ大会」は、今年（2016年）の開催で6回目となる。過去に開催されたウチナンチュ大会は、毎回、5,000人近くのウチナンチュが世界中から祖国沖縄に集まり盛大に開催されてきた。ハワイからはチャーター便で那覇入りしているほどだ。ペルー、ブラジルからは1,000人近くのウチナンチュが沖縄にやって来ている。これほど多くの県系人が集まるのは沖縄だけで、他府県では見られ

ない。この現象は、ウチナンチュの絆の強さと海外に住んでいても祖国沖縄を思う心の強さによるものといえる。古くから伝わる沖縄独特の相互支援の心、摸合などの仲間グループ意識などが世界を取り込んだ沖縄独特の人間ネットワークを築く要因になっているといえる。

世界で活躍するウチナンチュは30万人にも上る。特に、ハワイ、南米諸国に沖縄県系人が戦前戦後を通じて移住し、大きなコミュニティーを形成している。ボリビアには前述した沖縄県系人が開拓した移住地が中心都市となりオキナワという自治区が存在し、地図上にも記されている。沖縄という地名は、世界に2つあることになる。この2つの沖縄があることは、沖縄が古い時代から東南アジアの交易の中心になっていた時代の民の心意気が創造した現象と象徴でもあり誇れる史実といえるであろう。

祖国沖縄の人々は海外で活躍する多くの沖縄県系人の存在を忘れてはならないことであり、今以上に連携を強め、後退する日本の国際関係の改善を担う中心的存在の民として一層活躍するべきである²³⁾。

9. あるデカセギ家族の事例

9.1 Hさんの場合（男性、82歳）

満蒙開拓団のハルピンの団長を父親にハルピンで生まれたHさんは、父親が沖縄県の移民金庫事務局（融資渡航費）の役人として転職したのを契機に沖縄で暮らすようになった。のちに57年に沖縄県から引率官として4次移住者を引き連れて第1移住地にやってきた。ハルピンと比較して温暖で住みやすいオキナワ移住地に魅了されて、父親は第一移住地に定住を決意した。Hさんも父親と共に移住。当時の沖縄・読谷村の村有地の7割を米軍に接収された状況にあった。

オキナワ移住地で移住者は主に稲作に従事していた。苦勞の末やっと収穫できるようになったが、それを販売する市場がサンタクルスやコチャバンバには存在しなかった。その結果、移住地全体で他の地に移転する者が続出した。転住先として単身者はアルゼンチン、血縁関係なしの者は、

家族と一緒にヨーロッパへ出かけた。ブラジルは、親族・知り合いが経営している縫製業や洗濯代行業などをするために移住する者が多かった。

Hさんは、オキナワ移住10周年のときにアルゼンチンへ行き、アルゼンチン・オキナワ連合会の書記として2年半働いた。そのころボリビアから移住して来た人たちは70名にも上った。

家族経営の精米所を手伝うために、1964年ボリビアの第一オキナワ移住地に戻ったが、うまくいかずアルゼンチンから帰国後1年で閉鎖に追い込まれた。

デカセギブームの時Hさんの弟がブラジルに移住し、旅行社を経営した。デカセギブームのり、日本に連絡事務所を置くことになり、Hさんは横浜の鶴見に移住した。

Hさんは、幼稚園児、小学生3年生、高校生を終了後の3人の子供と妻と一緒に来日した。次女は神田外大卒のデカセギペルー2世と結婚、メキシコに移住し東洋水産に就職し、現在はメキシコに在住している。3女は大学生になるまで25年間日本で過ごした。Hさんは旅行業が旅行会社からインターネットの時代に入り旅行業に変化が起きたこと、3女の結婚や妻の死をきっかけにボリビアに帰国することにした。長女は友善電設に勤務して鶴見に住んでいる。3女は看護師として鶴見済生会病院で働いている。

Hさんは父親の役目を果たし、一人ボリビアに帰国した。現在娘さんとお孫さんとはインターネット電話（テレビ電話）で話す毎日である。日本にいれば娘さんに迷惑がかかると思い、ちょうど年金の受領できる年齢となり、日本では生活するには厳しい金額でも、ボリビアで生活するには丁度良い金額であるので、思い切ってボリビアへの帰国を決心したのだという。現在、サンタクルス中央日本人会会長をしながら、日本語の教育や日系人と日本の交流に力をいれている²⁴⁾。

9.2 元サンファン日本ボリビア協会会長さんの場合（男性、85歳）

会長さんはサンファン移住地で手広く養鶏場を経営していたが、現在は長男に家督を譲り、悠々自適な生活を送っている。また長年移住地の日本

ボリビア協会の会長を務め、移住地の変化を一番よく熟知しているの、移住地で一番重要な出来事を中心にインタビューした。

ボリビアでは、2012年の労働基準法の改訂により、仕事で雇用すると終身雇用せざるをえなくなった。さらに使用期間に関係なく、退職金、年末賞与（doble aguinaldo）を支払わなければならなくなった。当時政府は景気が良く原油価格100ドル越え、天然ガスの輸出国として好期であった。それ故、政府は労働者の優遇と雇用機会の創出を迫り、労働賃金格差の是正、最低給与をインフレ以上に上昇させることを決定した。このことは、国の経済に悪影響を及ぼした。

政府には中小企業を育てる考えがなく、経営者は労働者を雇用しなくなった。だが労働者を辞めさせるためには、3か月分の解雇手当を支払わなければならなかった。支払わない経営者には罰金が科せられた。

企業は、最低給料を上げなければならない。インフレ4%以上、労働者を使えない。解雇できない。そして倒産へという悪循環に追い込まれた。

勤続手当に至っては、2年目は最低給料の3倍の4%。6年目は最低給料の3倍の8%。10年目は最低給料の平均4倍または3倍の10%。20(25)年目は最低給料の3倍の50%と決められた。これは被雇用者に有利となり、雇用主にとって大きな負担となった。当時サンファン農家120軒で、平均4名ないし5名の労働者を雇用していた。全労働者900名は日系人の人数より多い。

元会長さん宅の養鶏場には労働者が6名いた。なんとか解雇したい時に運よく、高齢の女性が年金受給者対象者となり退職した。

コメ作は、天候に左右されやすい。大規模になれば多くの労働者を必要とする。今年異常気象のお陰で、お米の収穫は非常に少なかった。サンファン移住地は、表作は米、裏作は大豆を栽培している。成功者は、米は水が必要なため低地で栽培する。また、雨が降らない時の為に、深い井戸・溜池に投資をする。早く正月前に田植えをする米の収穫の時期は、4月から5月となる。米を栽培するには、暑い時期と涼しい時期が必要となる。暑い時期だけでは菌が発生するからである。雨期

を待てば、12月から1月に田植えをすることになるが、暑い時期だけになる。

今年は病気が発生。そのため、家族でデカセギに行くことになった農家が居る。

1980年代、移住地の人口1,200人が現在800人となった。400人が日本へデカセギに行ったからである。行った先で15年から20年働き、年金受給者として帰国。5万～6万円であっても為替の関係で十分生活できる。現在10人の年金受給者が帰国した。しかし子供は大きくなると帰らない。日本で子供が生まれ、日本の教育をうけるとボリビアに帰国しづらくなる。

一方、ボリビア帰国者の中には、300ドルから400ドルの年金生活者となった本人だけが移住地に戻ることがある。日ボ協会では70歳から会費は無料となる。敬老検診も無料で受診できるようになるという有利な条件も備わっている。

今日のサンファン移住地では、70歳が105人、65歳が130人と、全日系人750人のうち、17%が高齢者である。

移住地の日系人は、移住地外の学校に子弟を入学させたがっている。2015年のアンケートで70%という結果となった²⁵⁾。

日系人は、ボリビア社会の一員である。日本社会の延長線には存在していない。しかし日系人は祖先から受け継いだ言語・文化を有している。これを継承せず、現地社会に同化し、自然消滅を迎えることがボリビアあるいは、日本にとって本当に適切ことなのであろうか。移住者とその子孫はそのルーツを尊重し、文化を持ち込み、ボリビアの国の発展と文化形成に貢献する道はないのだろうか。

10. おわりに

前述のように、移住地に住んでいる日本人はボリビアでは「日系人」となる。通常日本国籍を持ち、日本語を理解している。日本の文化、日本の価値観を肯定的に理解している。そのうえで、「ボリビア人」のアイデンティティーを持つ「バイカルチャー」となっている。現在日本にはデカセギ者としてボリビア日系人が就労している。日

本でデカセギの問題を抱えてはいるが、日本に数年間移住し、バイカルチャーに磨きをかけ、可能な限り最新技術または生産手段を身に付けて両親と共にボリビアに帰国すれば、日本とボリビアを繋ぐ太いパイプになるはずである。ボリビアではマイノリティではあるが、日本人は尊敬されており、現地の人々のアイデンティティを尊重したうえで役割が期待されると思う。

日本でデカセギした家族が子供を連れてボリビアに帰国すれば、彼らの居住地は、ボリビア人と「共に歩む社会」を築くための重要な拠点となりえる。新たな移住地としての価値を認識することができる。彼らの二つの文化と生活を体験した人たちの生き方を再認識し生かしていく時期に来ていると思う。

註)

- 1) オキナワ日本ボリビア協会『コロニア・オキナワ入植60周年記念』2014年 6頁
- 2) 福井千鶴『南米移住と多文化共生』沖縄観光速報会社, 2010年 36頁
- 3) 同上書, 28-29頁
- 4) 前掲註1) 6頁
- 5) 福井千鶴『南米移住と多文化共生』沖縄観光速報会社, 2010年 39頁
- 6) 前掲註1) 6頁
- 7) サンファン日本人移住地 移住地概要 2007～2008』2007年1頁
- 8) 沖縄ボリビア協会『希望の大地』, 2004年, 69頁
- 9) 前掲註7) 1頁
- 10) 出稼ぎとデカセギ: 筆者の使い分けは「出稼ぎ」は1990年の入国管理法の改正以前に来日した日系1世の主に男性(単身赴任), 短期滞在就労型で, お金を稼いで帰国する現象。「デカセギ」は入国管理法改正後, 日系2世・3世が家族で来日, 日本に長期滞在就労型に

変化してからの現象と使い分けしている。

- 11) 前掲註7) 54頁
- 12) 前掲註7) 31-32頁
- 13) 前掲註7) 4頁
- 14) 前掲註8) 9頁
- 15) 平成18年度, 平成19年度科学研究費補助金(基礎研究(c))南米日系人の地位向上と日本・南米連携システム確立及び理想モデルに関わる実証的研究で訪問したものをまとめたものである
- 16) 前掲註14)
- 17) 前掲註2) 51頁
- 18) JICA横浜 海外移住資料館『海外移住資料館2014 Summer』2014, 2頁
- 19) <https://www.jica.go.jp/about/report/2012/ku57pq0000sc3za-att/39.pdf> 移住者・日系人支援-JICA 135頁
- 20) 同上誌 135頁
- 21) 平成18年度, 平成19年度科学研究費補助金(基礎研究(c))南米日系人の地位向上と日本・南米連携システム確立及び理想モデルに関わる実証的研究で訪問したものをまとめたものである。サンファン移住地では日本ボリビア協会会長サンファン移住地婦人会幹部に面談し意見交換を行った。
- 22) 前掲註2) 46-48頁
- 23) 沖縄観光速報社「観光とけいざい」第814号(2011年7月15日付け), 8面
- 24) 2016年8月23日ボリビア・サンタクルスの自宅でインタビューをしたものを, まとめたものである。
- 25) 2016年8月21日ボリビア・サンファン移住地の自宅でインタビューをしたものを, まとめたものである。

参考文献:

1. サンファン日本人移住地入植50年史編纂委員会『サンファン日本人移住地入植50年史 拓けゆく友好の懸け橋 汗と涙, 喜びと希望の

- 記録』サンファン日本ボリビア協会, 2005
2. サンファン日本ボリビア協会『サンファン日本人移住地概況2007～2008』
サンファン日本ボリビア協会, 2007
3. 沖縄ボリビア協会『希望の大地』沖縄ボリビア協会, 2004
4. コロニア・オキナワ入植50周年記念誌編纂委員会『ボリビアの大地に生きる沖縄移民』
オキナワ日本ボリビア協会, 2005
5. ボリビア日本人移住100周年移住史編纂委員会(編纂)『ボリビアに生きる』
ボリビア日系協会連合会, 2000
6. 石川友紀監修『移民の世紀』地球文化アーカイブ資料, 沖縄県立博物館, 1-1
7. 小笠原公衛『消えた移住地を求めて』サンパウロ人文科学研究所, 2004
8. 国際協力事業団『移住地概要』国際協力事業団, 1998
9. 国際協力事業団『移住地概要 II』国際協力事業団, 1999
10. 福井千鶴『南米移住と多文化共生』沖縄観光速報会社, 2010
11. B.スターリングス, G.ツェケリー, 堀坂浩太郎編著『ラテンアメリカとの共存-新しい国際環境の中で』同文館出版, 1990
12. 福井千鶴「移住後半世紀が過ぎたボリビア日本人移住地の様相と問題点の究明」
国際関係研究(日本大学国際関係学部国際研究所), 第29巻4号, 2009, 123-143頁
13. 福井千鶴「南米日系人社会の抱える問題の考察(若者の空洞化問題について)」
高崎経済大学論集, 第50巻第1・2合併号, 2007, 139-151頁
14. 福井千鶴「移民社会におけるコミュニティの形成とコミュニティーネットワークの確立手法の一考察」高崎経済大学経済学会, 第47巻第4号, 2005, 135-156頁
15. 福井千鶴「コミュニティによる海外移民とネットワーク形成手法の考察-沖縄と南米を中心に」日本大学国際関係学部研究年報, 第26集, 2005, 81-98頁
16. 二宮正人編・訳『日系コミュニティの将来』シンポジウム報告書
ブラジル日本文化協会, 1995

社会的行動の適切さ判断 — 義務を基盤とする道徳観と言動の不一致解消 —

伊 坂 裕 子 ^{*1}
和 田 万 紀 ^{*2}

Judgments of appropriate social behavior: Duty-based or consistency orientation?

Hiroko ISAKA ^{*1}
Maki WADA ^{*2}

Abstract

Judgment of appropriate social behavior differs in different cultures. Studies have identified two main classes of cultural views concerning the self: a) an independent view of self, and b) an interdependent view of self. With respect to moral reasoning, interdependent views of self are assumed to be linked to duty-based moral beliefs, in which duty, such as fulfilling one's role expectations, is the fundamental justification for moral rightness, whereas independent views of self are linked to right-based moral belief, in which human rights, such as the right to equal opportunities, is fundamental. It is assumed that in collectivistic cultures, such as Japan, people have an interdependent view of self and duty-based moral beliefs. It has also been pointed out that Japanese react differently to a discrepancy between attitudes and behaviors and are not motivated toward consistency as much as Western people. In the present study, we examined the choices of social behaviors in situations in which one's opinion is different from significant others. Results showed that Japanese college students tend to choose the behavior which they think of as a duty rather than the behavior they think typical Japanese would choose. Moreover, we showed that the judgment concerning appropriate behavior may be different according to one's field of studies, even in Japan. The implications are discussed in terms of cultural views of self.

さまざまな場面で個人の行動の選択に影響を与える要因のひとつに、その場面における行動の適切さの判断がある。また、文化心理学では、文化的自己観による影響が指摘されている。

文化的自己観と道徳的判断

人々の行動や価値観について、文化間での違いについては多くの研究が蓄積されてきた。中でも、現在の文化心理学の領域で大きな影響を与えたのが、Markus & Kitayama(1991)の文化的自

己観の理論である。この理論に触発され、さまざまな研究が行われてきた。その結果、文化により自己観が異なり、それがさまざまな行動に影響を与えることが示されてきた。道徳的判断についても、その影響を考えることができる。

Kohlberg(1971)は道徳的判断の発達には文化に共通で、正義や公平性などの普遍的な概念により判断する段階をもっとも高次のものとしている。しかし、1980年代になると、道徳的判断の発達が普遍的であることに疑問が呈され、文化による影響も指摘されるようになった。例えば、アメリ

*1 日本大学国際関係学部 准教授 Associate Professor, College of International Relations, Nihon University

*2 日本大学法学部 教授 Professor, College of Law, Nihon University

かなど個人主義の文化においては、個人は相互独立的自己観を持つとされている。相互独立的自己観では、個人の自己は状況や周囲の他者との関係に依存せず、相互に独立している。そのため、状況に関わらず個人の価値観や意見を表明、優先する個人志向的判断が行われ、それが個人の権利を基盤とする (right-based) 道徳観につながると考えられる。一方、日本など集団主義の文化においては、個人は相互協調的自己観を持つとされている。相互協調的自己観では、個人の自己は他者の自己と明確に区別されず、周囲の他者との自己の境界があいまいとなる。そのため、「空気を読む」など他者との関係性に依存した関係志向的判断が行われ、それが他者への義務を基盤とする (duty-based) 道徳観につながると考えられる。

一方、Markus & Kitayama(1991)らは、これらの文化に特異的な行動や判断は、個人がその文化の中で自然と身に着けた個人的選好の結果から生じると考えている。しかし、文化的自己観の違いがどこから生じるのかという点についての検討は、十分にされているとは言い難い。その点に関して、山岸(2014)は、文化への制度的アプローチを展開している。このアプローチでは、個人の表出する文化特定の行動は、周囲の人が持つと信じる価値観に合わせて行動する、という方略的なものであると考える。例えば、橋本(2011)では、日本人大学生は、相互協調的自己より相互独立的自己を理想的と考えていながら、自分自身は相互協調的であると考える、さらに、世間一般の人たちは自分たちよりももっと相互協調的である、ととらえていることを示した。そして、日本人が相互協調的な行動をとるのは、個人が相互協調的な信念を共通にもっているというより、「他者は相互協調的な信念をもっている」と考える、他者に関する信念が大きな要因である、と考えている。

文化への制度的アプローチでは、日本など社会的関係が固定的な社会では、現在の対人関係の中で受け入れられることが重要となるため、集団主義的秩序が形成され、他者に対する義務を基盤とした (duty-based) 道徳観が育つと想定される。一方、アメリカなど新たな社会関係を構築する機会が多く、他者との関係が流動的な社会では、個

人主義的秩序が形成され、個人の権利を基盤とした (right-based) 道徳観が育つと考えられる。

重要他者と意見の相違がある場面の行動の文化差

Iwao(1997)は、重要な他者との意見の違いがある場面で、好ましいと考える行動を、アメリカと日本で比較した。例えば、自分の娘が異なる人種の人と結婚するのは許せないと考えている親が、娘が婚約者として人種の異なる相手を迎えてきた場面での行動について、複数の選択肢の好ましさの順番をつけさせた。この場合、“内心は娘の結婚を認めないが、その場では結婚に賛成しているように言う”という「言動に不一致のある行動」が、日本ではもっとも好ましいとされた。しかしこの行動は、アメリカではもっとも好ましくないとされたことを報告した。これは、相互独立的自己観を持ち、二律背反の絶対的な価値を持つアメリカ文化と、相互協調的自己観を持ち、個人がさまざまな役割に応じてふさわしい行動を演じ分けると考える日本文化の違いとして考えられている。

しかし、Iwao(1997)では、同じ場面でアメリカ人がもっとも好ましいと選択した行動は、“内心ショックで怒りを感じているが、婚約者には穏やかに接し、できるだけ歓待する”という「言動の不一致」のある行動であった。相互独立的自己観をもつアメリカ人であっても、言動の不一致のある行動をもっとも好ましいと考えている、という矛盾が示されている。

また、葛藤場面解決についての大淵・福島(1997)の多目標理論に基づいて、羅(2008)は対人葛藤場面における解決目標と解決方略について、日本人と中国人の比較を試みた。羅(2008)は、葛藤解決目標としては、自尊心やプライドを回復するなどの社会的目標と、金銭的に優位になりたいなどの経済的目標、相手と良い関係を維持したいなどの関係目標の3因子を抽出している。また、問題解決方略として、攻撃的方略、主張的方略、抑制的方略の3種を設定した。各方略は、2～4の下位項目に分かれる。攻撃的方略は、叩く、怒鳴るなど相手に攻撃性を示す直接的攻撃と間接

攻撃に分かれる。間接攻撃は、表情や身振りなどによる表情攻撃、裏で第三者に不満を漏らす背後攻撃、相手のとの関係を徐々に絶つ断絶攻撃を含む。主張的方略は、説得や取引など言葉を用いて自分の考えや感情を率直に伝える直接的主張と直接いわないで、暗示的に自分の考えや感情を伝える間接的主張に分かれる。抑制的方略は、相手との関係を重視するため自分の要求や感情を抑える関係性重視抑制と騒ぎになることが恥ずかしいため、自分の要求や感情を抑える騒ぎ回避抑制にわかれる。この中で、葛藤解決目標としては、中国人は日本人より社会的目標が強く、また、日本人は中国人より関係目標が高いことを示している。そして、たとえば、意見が対立する場面では、日本人は間接的主張や関係重視抑制の方略を多く使用するのに対し、中国人は直接的主張の方略を多く使用していることを示している。中国は日本と同様に相互協調的自己観を持つと考えられるが、葛藤解決目標や解決方略の差を説明するのに、自己観の違いだけでは、不十分であると考えられる。

一方、道德的直観についての近年の研究では、道德的直観は試行錯誤を繰り返しながら、その社会の中で許されること、許されないことを学習する、すなわち、文化的文脈の中で発達するとしている。そのため、同一の文化でも所属する集団によって、どのような行動を適切と考えるかということが異なると考えられる (Haidt, 2001)。

そこで、本研究では日本文化の中で、個人の行動の選択に影響を与える要因を検討するとともに、行動の適切性の判断に影響を与える要因として、個人の持つ専門的知識をとりあげる。本研究では、国際関係学と法学を専攻する学生を対象として、Iwao(1997)にならい、重要な他者との意見の違いがある場面での行動の適切性判断における専門的背景の影響を検討する。

方 法

調査対象者

N大学国際関係学部学生、153名（男性82名、女性71名）、法学部学生、92名（男性62名、女性30名）、合計245名。

調査内容

設定場面 Iwao(1997)で使用された場面・行動などを参考に、他者と意見の相違のある場面のシナリオを3場面作成した（付録1～3）。

場面A：死刑反対論者の前で、それを知らない同僚が死刑賛成の意見を表明する。

場面B：自分でも克服できない人種偏見を持っている親の娘が婚約者として人種の異なる相手を連れてきた。

場面C：ルール重視の人が同僚とハイキングにでかけ、その同僚が立ち入り禁止区域に入ろうとする。

場面Aと場面Bは、Iwao(1997)で用いられた3場面のうちの2場面である。場面Cは、新たに作成した。そして、各場面の登場人物が日本名である日本名バージョンと英語名である英語名バージョンを作成した。

評価視点と評定 それぞれの場面において、とりうる行動の選択肢を場面Aでは8項目（付録1）、場面B,Cでは、それぞれ5項目作成した（付録2,3）。場面Aと場面Bの行動の選択肢は、Iwao(1997)で用いられたものを使用した。各行動について、次の5つの評価視点から5段階で評定を求めた。

- 1) 自分が行うであろうと思う程度について、「絶対に行わない」～「必ず行う」の5段階評定。
- 2) 典型的な日本人（または、アメリカ人）が行うと思う程度について、「絶対に行わない」～「必ず行う」の5段階評定。
- 3) よりよい関係を目指すために、または、関係の悪化をさけるために適切だと思う程度について、「とても不適切」～「とても適切」の5段階評定。
- 4) 社会的に義務や責任を果たしていると思う程度について、「全然そう思わない」～「とてもそう思う」の5段階評定。
- 5) 個人の自由やプライバシーを守ると思う程度について、「全然そう思わない」～「とてもそう思う」の5段階評定。

結果と考察

各場面における適切な行動の平均

場面Aと場面Bは、Iwao(1997)と共通の場面、行動を設定した。Iwao(1997)では行動の選択肢にもっとも好ましいものから順番をつけさせている。そこで、Iwao(1997)と結果を比較するため、本研究の適切性についての評定をとりあげた。本研究の場面ごとの行動の選択肢についての適切性の評定結果を付録に示した（付録1～3）。

本研究の場面A（付録1）では、日本名バージョンでも英語名バージョンでも、両学部の学生がもっとも適切と判断したのは、「いつも通りの笑顔で、相手の話を静かに注意深く聞く」行動、2番目に適切であると評定したのは、日本名バージョン、英語名バージョンともに、「相手の言うことにも一理あると考え、自分の意見が間違っている可能性があると考える」行動であった。

Iwao(1977)の場面Aでは、本研究で2番目に適切と判断されている「相手の言うことにも一理あると考え、自分の意見が間違っている可能性があると考える」行動は、日本人の42.2%、アメリカ人の59.2%が、もっとも好ましい行動として選択している。もっとも好ましい行動として選択されたのが、次に多いのは、日本人では、「いつも通りの笑顔で、相手の話を静かに注意深く聞く」行動で23.0%がもっとも好ましいとして選択している。この行動は、アメリカ人では第3位ではあるが5.9%に選ばれたに過ぎない。アメリカ人の2位は「自分の意見を表明し、相手の意見を変えようとする」で、28.4%、日本人では第3位で15.6%であった。

場面Aについての適切性に関する本研究の結果は、Iwao(1997)で日本人が選んだ好ましい行動とほぼ同様の結果と考えてよい。

場面B（付録2）でもっとも適切であると評定した行動は、両学部、日本名、英語名の両バージョンで「内心、ショックで怒りを感じるが、娘が連れてきた男性に笑顔を見せ、彼を楽しませようと努力する」行動である。この行動は、Iwao(1977)では、アメリカ人によってもっとも好ましいとして選ばれた1位（57.4%）であった。

一方、日本人によっては、もっとも好ましい行動の3番目（17.6%）であった。本研究で2番目に適切と判断されたのは、両学部、日本名・英語名の両バージョンで「人種偏見を持っていないようにふるまい、笑顔で行動する」であった。この行動は、Iwao(1997)では、アメリカ人によってもっとも好ましいとされた2位（20.7%）である。しかし、日本人によっては、1.9%のみが選択したもっとも選択数の少ない行動である。場面Bに関しては、Iwao(1997)とかなり異なる結果となったといつてよいだろう。

このようにIwao(1997)と同じ2場面であるが、適切性についての判断は、場面AはIwao(1997)とほぼ同様の結果、場面Bは異なる結果となった。

場面C（付録3）は本研究で新しく作成した場面であるため、Iwao(1997)との比較はできない。場面Cに関しては、場面A、Bとは異なり、両学部ともに日本名バージョンと英語名バージョンで適切な行動が異なる傾向があった。日本名バージョンでは、両学部ともにもっとも適切が高かったのは、「安全は自己責任と考え、近藤さんと一緒に岩場の先端まで行ってみる」行動であった。一方、英語名バージョンでもっとも適切性の判断が高かったのは、両学部ともに「安全に景色を楽しむため、遊歩道に留まるように近藤さんを説得する」行動であった。両学部ともに、日本人にとって適切な行動は相手にあわせる行動、アメリカ人にとって適切な行動は自分を主張する行動といえよう。

各場面における行動の因子

日本名のシナリオで、各行動を自分が行う程度の評定に基づき、各場面の行動の因子分析（主成分分析、バリマックス回転）を行った。その結果、場面Aは、相手の意見を聞かなかつたふりをするなどの場優先行動、自分の意見を表明し相手を説得しようとするなど自分の意見を優先する自分優先行動、相手の意見を一理あると考えるなど相手の意見を優先する相手優先行動の3因子を抽出した（Table 1）。自分優先行動は、自分の意見や信念を表明している点で、言動が一致して

Table 1 場面A(自分)の因子分析

	場優先	自分優先	相手優先
5 鈴木さんと自分とは、意見が同じであるかのようにふるまう	.783	.060	.157
1 鈴木さんが話したことを聞かなかつたふりをする	.724	-.014	-.195
8 鈴木さんに自分の意見や自分の市民活動について話すことをやめる	.649	.035	.155
6 鈴木さんについての自分の考えを変え、鈴木さんは信頼できないと思う	.627	.454	-.260
2 自分の意見を表明し、鈴木さんの意見を変えようとする	-.126	.840	.063
4 その場にいる第三者に向かって「あなたは、私に賛成ですよ」という	.282	.726	-.085
7 鈴木さんの言うことにも一理あると考え、自分の意見が間違っている可能性があると考え	-.046	.126	.805
3 いつも通りの笑顔で、鈴木さんの話を静かに注意深く聞く	.089	-.177	.745

Table 2 場面B(自分)の因子分析

	相手 - 自分
人種偏見を持っていないようにふるまい、笑顔で行動する	.828
率直に自分の不快感を表現する	-.816
内心、ショックで怒りを感じるが、娘が連れてきた男性に笑顔を見せ、彼を楽しませようと努力する	.785
娘と彼に、自分は結婚に反対であると、率直に述べる	-.760
自分では彼らの結婚を絶対に許さないと思っているが、彼らに対しては結婚に好意的であると話す	.619

Table 3 場面C(自分)の因子分析

	相手 - 自分
安全に景色を楽しむため、遊歩道に留まるように近藤さんを説得する	-.824
ルールを守るように、近藤さんを説得し、遊歩道に留まる	-.809
遊歩道を外れないことはルールで決まっているわけではないので、近藤さんと一緒に岩場に出る	.804
安全は自己責任と考え、近藤さんと一緒に岩場の先端まで行ってみる	.787
近藤さんの提案を聞かえなかつたふりをして、そのまま遊歩道を進む	.403

いる行動、場優先行動は、言動に不一致のある行動といえよう。相手優先行動は、自分の意見と反対の意見を受容しようとする行動である。

他の2場面は、ともに1因子構造と考えられる。場面Bは、人種偏見を持っていないようにふるまい、笑顔で行動するなど言動に不一致のある相手優先行動が正の負荷量を持つものに対し、率直に自分の不快感を表現するなど言動一致の自分優先行動が負の負荷量を持つ (Table2)。また、場面Cも相手の意見を受け入れて一緒に岩場に出る相手優先行動が正の負荷量を持つものに対し、相手を説得する自分優先行動が負の負荷量を持つ (Table3)。両場面とも、相手優先行動 (言動不一致) — 自分優先行動 (言動一致) の一次元となった。

日本名シナリオの自分が行う程度の判断から抽出された因子であるが、これをもとに、日本名、英語名シナリオの各評価視点について、下位尺度

を作成した。場面Aについては3つの下位尺度、場面B、Cについては、得点が高い方が相手優先行動となるよう、負の負荷量を持つ項目については、逆転処理を行い、それぞれ1尺度とした。

各評価視点における下位尺度の日米シナリオ、専門性の影響

各評価視点の下位尺度について、 α 係数と、シナリオの登場人物 (日本名、英語名) と専門性 (国際関係学部、法学部) 別の平均値をTable4 ~ 8に示す。場面Aの3尺度については、各因子に含まれる項目数が少ないため、 α 係数が比較的低かった (α s=.352 ~ .713) が、他はおおむね高い内的一貫性 (α s=.671 ~ .825) が得られた。日本名バージョンシナリオの自分が行う評定による因子分析に基づいた下位尺度であるが、この下位尺度を他の評価視点、英語名バージョンに使用しても問題ないと判断した。

場面Aの3尺度、場面B、場面Cについて、評価視点ごとに登場人物と専門性の2要因の分散分析を行った(Table4～8)。その結果、典型性の

評定(Table5)では、場面Cを除いて登場人物の主効果がみられた($F_s(1, 240)=53.153 \sim 180.857$, $ps<.001$)。場面Aの場優先、相手優先、場面B

Table 4 自分の行動

		α	国際 N=152		法 N=92		F値		
			平均	SD	平均	SD	登場人物	学部	交互作用
場面A場優先	英語名	0.502	2.28	0.68	2.44	0.81	2.508	1.695	0.055
	日本名	0.661	2.47	0.78	2.57	0.87			
場面A自分優先	英語名	0.503	2.22	0.72	2.11	0.66	0.714	1.034	0.020
	日本名	0.629	2.13	0.76	2.04	0.79			
場面A相手優先	英語名	0.352	3.50	0.72	3.72	0.72	0.017	4.425 *	0.004
	日本名	0.534	3.49	0.86	3.70	0.78			
場面B相手優先	英語名	0.815	3.07	0.76	2.78	1.06	0.546	5.243 *	0.014
	日本名	0.825	3.15	0.84	2.89	1.06			
場面C相手優先	英語名	0.772	2.58	0.69	2.09	0.75	0.044	18.760 ***	0.388
	日本名	0.776	2.54	0.72	2.17	0.79			
*** p<.001		** p<.01		* p<.05					

Table 5 典型性

		α	国際 N=152		法 N=92		F値		
			平均	SD	平均	SD	登場人物	学部	交互作用
場面A場優先	英語名	0.642	2.24	0.86	2.10	0.90	180.268 ***	0.875	4.554 *
	日本名	0.575	3.47	0.79	3.81	0.74			
場面A自分優先	英語名	0.503	3.34	0.82	3.36	0.84	53.153 ***	0.003	0.013
	日本名	0.411	2.57	0.77	2.57	0.80			
場面A相手優先	英語名	0.385	2.73	0.90	2.54	0.80	94.526 ***	1.142	0.395
	日本名	0.505	3.73	0.79	3.68	0.80			
場面B相手優先	英語名	0.773	2.42	0.85	2.05	0.68	180.857 ***	0.367	8.133 **
	日本名	0.825	3.58	0.90	3.83	0.76			
場面C相手優先	英語名	0.671	3.11	0.63	2.97	0.84	0.040	0.001	1.944
	日本名	0.776	2.99	0.81	3.13	0.84			
*** p<.001		** p<.01		* p<.05					

Table 6 適切性

		α	国際 N=152		法 N=92		F値		
			平均	SD	平均	SD	登場人物	学部	交互作用
場面A場優先	英語名	0.516	2.76	0.92	2.88	1.01	0.446	0.568	0.037
	日本名	0.675	2.87	1.02	2.94	1.01			
場面A自分優先	英語名	0.589	1.96	0.66	1.71	0.59	0.121	4.728 *	0.169
	日本名	0.713	1.95	0.91	1.78	0.62			
場面A相手優先	英語名	0.516	3.85	0.83	4.33	0.75	0.128	19.453 ***	0.036
	日本名	0.590	3.91	0.82	4.35	0.68			
場面B相手優先	英語名	0.728	3.62	0.79	4.09	0.74	0.058	4.050 *	5.896 *
	日本名	0.752	3.85	0.75	3.80	0.94			
場面C相手優先	英語名	0.709	2.79	0.82	2.66	0.82	1.820	0.302	0.463
	日本名	0.685	2.86	0.67	2.87	0.81			
*** p<.001		** p<.01		* p<.05					

Table7 義務

		α	国際 N=152		法 N=92		F値		
			平均	SD	平均	SD	登場人物	学部	交互作用
場面A場優先	英語名	0.658	2.28	0.84	2.09	0.68	0.002	1.871	0.202
	日本名	0.667	2.24	0.80	2.14	0.85			
場面A自分優先	英語名	0.621	2.32	0.82	2.24	0.73	0.418	1.341	0.151
	日本名	0.553	2.29	0.81	2.13	0.79			
場面A相手優先	英語名	0.701	3.43	0.98	4.20	0.83	0.019	28.396 ***	0.764
	日本名	0.616	3.52	1.01	4.07	0.84			
場面B相手優先	英語名	0.525	3.26	0.65	3.46	0.66	5.816 *	1.373	0.698
	日本名	0.697	3.10	0.84	3.14	0.80			
場面C相手優先	英語名	0.726	2.20	0.80	1.82	0.59	0.037	22.957 ***	0.736
	日本名	0.757	2.26	0.76	1.71	0.65			
		*** p<.001	** p<.01		* p<.05				

Table 8 自由

		α	国際 N=152		法 N=92		F値		
			平均	SD	平均	SD	登場人物	学部	交互作用
場面A場優先	英語名	0.463	2.69	0.87	2.88	0.77	2.267	0.753	0.628
	日本名	0.473	2.95	0.85	2.96	0.85			
場面A自分優先	英語名	0.632	2.11	0.79	1.95	0.73	0.035	4.532 *	0.300
	日本名	0.665	2.15	0.81	1.87	0.74			
場面A相手優先	英語名	0.552	3.60	0.87	4.03	0.77	0.024	15.511 ***	0.000
	日本名	0.649	3.61	0.86	4.05	0.84			
場面B相手優先	英語名	0.72	3.12	0.80	3.34	0.82	0.009	1.457	0.813
	日本名	0.681	3.22	0.76	3.25	0.80			
場面C相手優先	英語名	0.606	2.72	0.64	2.90	0.68	1.135	4.297 *	0.011
	日本名	0.429	2.82	0.55	2.98	0.67			
		*** p<.001	** p<.01		* p<.05				

相手優先行動は、アメリカ人の典型的行動と比較して、日本人の典型的行動と考えられている。これらは、すべて自分の意見とは異なる相手の意見に合わせた行動で、本音と建前のような言動に不一致がある行動である。一方、場面Aで自分の意見を主張する自分優先行動は、日本人と比較してアメリカ人の典型的行動と考えられていた。これらの結果は、日本人の相互協調的自己観、アメリカ人の相互独立的自己観と一致した行動を典型的と考えていることを示している。これらが、ステレオタイプを形成していると考えられる。

また、場面A 場優先行動 ($F(1, 240)=4.554, p<.05$)、場面B 相手優先行動 ($F(1, 240)=8.113, p<.01$) は、交互作用も有意であった。場面Aで相手と同じ意見であるかのようにふるまうなど、

自分の意見を抑え、その場の雰囲気や優先する場面優先行動を日本人の典型と考える程度は、国際関係学部と比較して法学部の方が高く、逆にこの行動をアメリカ人の典型と考える程度は法学部の方が低い。さらに、場面Bで相手を優先する行動を日本人の典型と考える程度は国際関係学部に比べて法学部の方が高く、逆にアメリカ人の典型と考える程度は法学部の方が低い。

両場面ともに、自分の本音を抑え場の雰囲気や相手を優先するような本音と建前がある行動を典型的な日本人が行うと考える程度は法学部が高く、典型的なアメリカ人が行うと考える程度は法学部が低いことが示された。また、法学部の学生に比べて国際関係学部の学生は、典型的な日本人が行うと考える程度と典型的なアメリカ人が行う

と考える程度の中の差が少ない。これらの点から、法学部に比べて国際関係学部の学生がステレオタイプに一致した判断をする傾向が低いと考えられる。

一般に、国際関係学部は、国際社会におけるさまざまな事象について教育・研究を行い、世界の多様な価値観を学習すると考えられる。本研究の対象となった大学の国際関係学部の教育目標は「N大学の教育理念・・・に基づき、世界の多様な価値観を正しく理解し、寛容性と探究心をもって、国際社会に貢献する志の高い人材を育成する」（N大学国際関係学部ホームページより）と、多様な価値観を理解することや寛容性などが強調されている。一方、法学部は、各種の法律を学ぶことが基礎と考えられ、本研究対象の法学部の教育研究上の目的も「法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する」となっている（N大学法学部ホームページより）。このような点から国際関係学部は法学部に比較すると、さまざまな国や文化を学習すると考えられ、また、外国人と交流する機会が多いと考えられる¹⁾。そのような経験を通して、「〇〇人」という大きな社会的カテゴリーで認識していた集団に対して、〇〇人の中で、さらに細分化されたカテゴリーによる認識がされるようになったと考えられる。最終的には、〇〇人のようなカテゴリーではなく個人を問題とする姿勢を形成するに至るかもしれない。それが、法学部と比較して国際関係学部がステレオタイプ的な見方が低いことにつながった一因と考えることができる。

他の評価視点では、義務の評定（Table7）で場面Bの相手優先行動（ $F(1, 240)=5.816, p<.05$ ）を除いて、登場人物の主効果はみられなかった。

一方、専門性に関しては、典型性評定以外のさまざまな視点で主効果がみられた。

自分が行う行動（Table4）では、すべての場面の相手優先行動に専門性の主効果（ $F_s(1, 240)=4.425 \sim 18.760, p_s<.001 \sim .05$ ）がみられた。場面B,Cでは、法学部の学生に比べて国際関係学部の学生が相手優先行動を自分が行うとする評定が高

い。特に、場面Cの相手優先行動にその傾向が強い。場面Cの相手優先行動は標識の注意を無視して遊歩道の外に出るというルール逸脱行動となることが影響していると思われる。一方、場面Aの相手優先行動は国際関係学部に対して、法学部の学生が自分が行うと思う程度が高い。場面Aの相手優先行動は、死刑受容を主張する相手の意見を受け入れるというものである。法学部の学生にとっては、現行の法律を受け入れるものであることが影響していると思われる。

適切性の判断（Table6）では、場面A 自分優先行動、場面A 相手優先行動、場面B 相手優先行動に専門性の主効果（ $F_s(1, 240)=4.050 \sim 19.453, p<.001 \sim .05$ ）、場面B 相手優先行動に交互作用（ $F(1, 240)=5.896, p<.05$ ）がみられた。場面Aで死刑賛成の相手の意見を受け入れる行動は両学部ともに適切と考えられているが、適切と考える程度は、国際関係学部に対して法学部が高い。逆に、死刑反対の自分の意見を優先する行動は、両学部ともに適切性の程度は低いが、国際関係学部より法学部の方が適切性をより低く判断している。現行の法制度の枠組みで適切性を考える法学部と多様な価値観や寛容性を重視する国際関係学部の専門性の違いを反映していると考えられる。場面Bの相手優先行動を適切と考える程度は国際関係学部では英語名バージョンに比べて日本名バージョンが高く、法学部では英語名バージョンが高い。国際関係学部ではアメリカにおける人種偏見の現実などに触れる講義もあり、その現実を反映した判断となった可能性が考えられる。

義務と考える程度（Table7）、自由を守ると考える程度（Table8）に関しても、両学部の専門性の違いを反映したと思われる有意差を得ることができた。場面Aで相手優先行動を義務と考える程度は、国際関係学部に対して法学部が高く、場

1) 調査対象大学の平成27年度の派遣留学生は、国際関係学部は106名、法学部は11名、受け入れ留学生数は、国際関係学部15名、法学部64名。

面C 相手優先を義務と考える程度は、国際関係学部が高い。これは、場面Aの相手優先行動は死刑賛成、場面Cの相手優先はルール逸脱となるということが関連していると思われる。

自由を守ると考える程度に関しては、国際関係学部比べて法学部は、場面A 相手優先行動、場面C 相手優先行動を自由を守ると考える程度が高い。一方、場面A 自分優先行動を自由を守ると考える程度は、国際関係学部が高い。

自分と異なる意見を受け入れる相手を優先する行動を自由を守ると考える傾向は法学部が強く、自己主張を自由を守ると考える傾向は国際関係学部が強いといえる。国際関係学部の学生が「自由を守る」と考えるのは、自分の自由であるが、法学部の学生が考える「自由」は、相手の自由、人権としての自由といえるかもしれない。

評価視点の相関

本研究の研究対象者は日本人大学生である。そこで、行動の選択に影響を与える判断を検討するために、日本人のシナリオに基づき、場面ごとに自分が行う程度、適切性の判断と場面Aの3尺度と場面B、場面Cの各尺度との相関を求めた。

場面A(Table9)では、場優先行動(国際： $r=.314$, 法： $r=.293$)、自分優先行動(国際： $r=.314$, 法： $r=.293$)を自分が行うと考える程度は、両学部ともそれが適切であると考えられる程度と弱い～中程度の正の相関を示した。また、自分優先行動を行うと考える程度は、両学部とも日本人の典型的な行動と考える程度(国際： $r=.399$, 法： $r=.416$)、義務と考える程度(国際： $r=.315$, 法： $r=.487$)とも弱い～中程度の正の相関を示した。相手優先行動を自分が行うと考える程度は、両学部とも自由を守ると考える程度と中程度の相関を示した(国際： $r=.312$, 法： $r=.414$)。また、適切であると考えられる行動としては、場優先行動は両学部ともそれが自由を守ると考える程度と中程度の正の相関を示した(国際： $r=.456$, 法： $r=.390$)。自分優先行動や相手優先行動を適切と考える程度は、両学部とも義務と考える程度(自分優先 国際： $r=.320$, 法： $r=.423$ / 相手優先 国際： $r=.431$, 法： $r=.446$)、自由を守ると考える程度(自分優先

Table 9 場面A 自分が行う行動、適切性との相関

	自分			日本人 ¹⁾			適切性			義務			自由		
	場優先	自分優先	相手優先	場優先	自分優先	相手優先	場優先	自分優先	相手優先	場優先	自分優先	相手優先	場優先	自分優先	相手優先
場優先	1	.368**	.154	.139	.124	.137	.314**	.179	-.023	.221	.171	-.272*	-.084	-.012	.002
法	1	.347*	-.068	.088	.021	.019	.293*	.109	-.158	.419**	.339*	-.025	.273	.273	-.153
自分優先		1	.090	-.071	.399**	.039	.080	.494**	-.217	.061	.315**	-.184	-.176	.204	-.050
法		1	-.224	-.023	.416**	.005	.267	.294*	-.062	.369*	.487**	-.206	.207	.407**	-.321*
相手優先			1	.067	.155	.254*	-.243*	-.074	.230	-.022	-.271*	.203	-.161	-.145	.312**
国際			1	.235	-.314*	.122	-.004	-.137	.240	-.142	-.230	.207	.089	-.383**	.414**
法			1	.074	.083	.044	1	.139	-.076	.257*	.332**	-.016	.456**	.099	-.013
場優先			1	.150	-.040	.233	1	-.013	.003	.236	.482**	-.171	.390**	.135	-.152
法			1	-.255*	.348**	-.174	.139	1	-.572**	.201	.320**	-.247*	.061	.530**	-.236*
自分優先			1	-.093	.159	-.230	-.013	1	-.411**	.065	.423**	-.238	-.050	.684**	-.381**
法			1	.052	-.177	.146	-.076	-.572**	1	-.158	-.130	.431**	-.077	-.375**	.317**
相手優先			1	.477**	-.127	.426**	.003	-.411**	1	-.044	-.307*	.446**	-.142	-.644**	.500**
国際			1												
法			1												

** p<.01, * p<.05,

¹⁾ 「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

Table10 場面B 自分が行う程度、適切性との相関

		自分	日本人 ¹⁾	適切性	義務	自由
自分	国際	1	.193	.203	.212	.272*
	法	1	.055	.065	.087	.289*
適切性	国際	.203	.181	1	.404**	.283*
	法	.065	.100	1	.283	.095

** p<.01, * p<.5,
¹⁾ 「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

国際： $r=.530$, 法： $r=.684$ / 相手優先国際： $r=.317$, 法： $r=.500$ ）と中程度の正の相関を示した。

場優先行動は、相手との人間関係を重視した相互協調的な行動で、典型的な日本人が行うと考えられる。このような場優先行動を自分が行うのは、周囲の典型的な日本人がそうするからというより、それが、適切であると考えることと関連していると考えられる。また、自分の意見を表明する自分優先行動は相互独立的自己観を反映していると考えられるが、この行動を自分が行うのは、義務であり、適切であり、周囲の典型的な日本人もそうすると考える程度と関連していると考えられる。適切と考える行動は、周囲の典型的な日本人が行う行動というより、義務であったり、自由を守ると考える行動ということが示されている。

場面B(Table10)では、両学部とも、自分が行うと考える程度は、自由を守ると考える程度と弱い正の相関を示した（国際： $r=.272$, 法： $r=.289$ ）。適切と考える程度は、国際関係学部では義務や自由を守ると考える程度と弱い～中程度の相関を示した（義務： $r=.404$, 自由： $r=.283$ ）。法学部では、適切と考える程度と義務や自由を守ると考える行動に相関はない。

場面C(Table11)では自分が行うと考える程度は、義務と考える程度と中程度の相関（国際： $r=.345$, 法： $r=.436$ ）、また、国際関係学部では適切性（ $r=.330$ ）とも中程度の相関を示した。適切性は、国際関係学部では自由を守ると考える程度と中程度の相関（ $r=.330$ ）を示した。

行動の選択には、その行動を適切と考えたり、義務と考えることが影響を与える可能性が示された。

各下位尺度における評価視点と専門性による影響
 各場面における行動について、評価視点と学部に

Table11 場面C 自分が行う程度、適切性との相関

		自分	日本人	適切性	義務	自由
自分	国際	1	.070	.330**	.345**	.154
	法	1	-.003	.128	.436**	.050
適切性	国際	.330**	.239*	1	.241*	.498**
	法	.128	.213	1	.133	.248

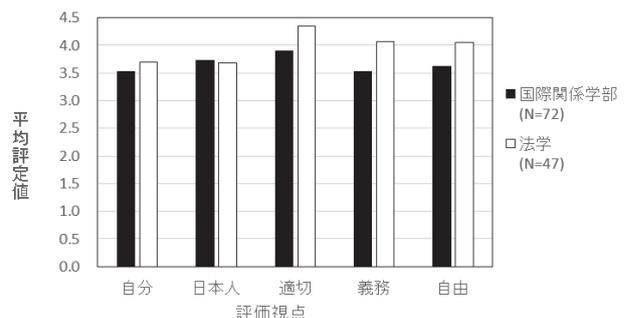
** p<.01, * p<.5,
¹⁾ 「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

よる2要因の分散分析を行った。

場面Aの相手優先行動(Fig.1)は、評価視点の主効果($F(4, 464)=8.334, p<.001$)、専門性の主効果($F(1, 116)=9.695, p<.01$)、交互作用($F(4, 464)=3.248, p<.05$)のすべてが有意であった。場面Aの相手優先行動を自由を守り、義務で適切であると考え、また、自分もそうするというのは、国際関係学部の学生より法学部の学生が高かった。この行動は、死刑に賛成する相手を受け入れる行動であることが影響していると思われる。死刑賛成という現行の法律と一致する意見を受け入れるのは、法学部では義務や自由を守り、適切で、自分もそうすると考えやすいのではないだろうか。場面Aでは、言動に不一致がある場優先行動や言動一致の自分優先行動は、評価視点の主効果のみが有意で、専門性の違いによる差はみられなかった。

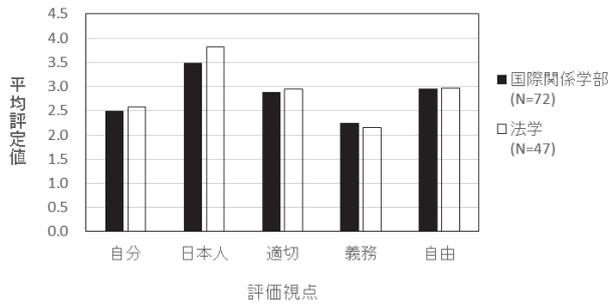
場面Aの場優先行動、自分優先行動、場面Cは、評価視点の主効果のみ有意であった($F_s(4, 464)=19.889 \sim 55.075, p_s<.001$)。これらの場面では、専門性の違いによる影響はみられなかった。

場面Aで相手と意見が同じふりをするなどの場優先行動(Fig.2)は、典型的な日本人が行うと思う程度に比べて、義務や自由を守らず、適切で



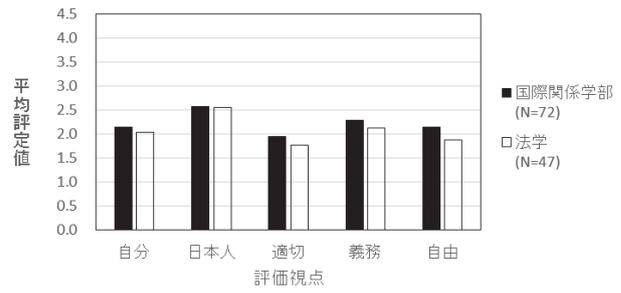
「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

Fig. 1 場面A 相手優先行動



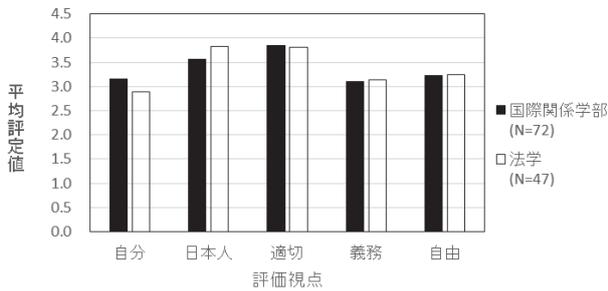
「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

Fig. 2 場面A 場優先行動



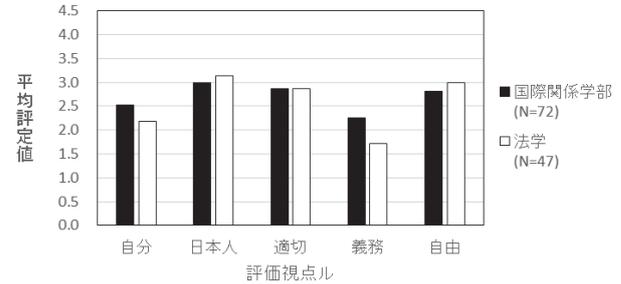
「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

Fig. 3 場面A 自分優先行動



「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

Fig. 4 場面B 相手優先行動



「日本人」とは、典型的な日本人が行う程度の評定

Fig. 5 場面C 相手優先行動

なく、自分が行うと思う程度は低い。また、場面Aで自分の意見を主張する自分優先行動 (Fig.3) は、適切であると思う程度に比べて、典型的な日本人が行い、義務や自由を守り、自分も行うと考える。しかし、平均点はすべて理論的中間点の3.00より低く、このような行動は不適切ではあるものの、典型的な日本人も自分も行うことがあると考えているといえる。

場面Bで相手を優先する行動 (Fig.4) は、典型的な日本人が行い、適切な行動であると思う程度に比べると、義務や自由を守ると思わず、自分も行わないと考えている。

場面C (Fig.5) では、評価視点の主効果 ($F(4, 464) = 52.166, p < .001$) と交互作用 ($F(4, 464) = 6.564, p < .001$) が有意であった。ルールを守らない相手を優先する行動を義務であり、自分も行うと考えるのは、法学部の学生より国際関係学部の学生が高かった。逆に、自由を守ると考えるのは、法学部の学生の方が高かった。場面Cの相手優先行動は、ルールを逸脱する行動であることが影響していると考えられる。

場面Aの相手優先行動、場面Cで判断に専門性

の違いがみられるのは、「法律」という枠組みの中で善悪を判断すると考えられる法学部と、異文化における多様な価値観を受け入れるという姿勢で行動の適切性を判断すると考えられる国際関係学部の専門性による違いを反映していると考えられる。

総合的考察

Iwao(1997)は、本音と建前のような言動が不一致な行動と言動が一致している行動という視点で、日米の好ましい行動の比較を行った。しかし、本研究の場面Aでは、言動が不一致の行動でも、「意見が同じであるかのようにふるまう」などその場を優先する行動と、「笑顔で話しを聴く」などの相手を優先する行動がある可能性が示唆された。

また、Iwao(1997)で使用された場面と同一の場面では、本研究の場面Bでは適切と考える行動とIwao(1997)で日本人が好ましいとした行動に違いのあるものがあつた。場面Bでは「内心、ショックで怒りを感じるが、娘が連れてきた男性に笑顔を見せ、彼を楽しませようと努力する」行

動が本研究ではもっとも適切と考えられていたが、Iwo(1977)では、アメリカ人によってもっとも好ましいとして選ばれた1位であり、日本人にとっては、もっとも好ましい行動の3番目であった。また、本研究で2番目に適切と判断された「人種偏見を持っていないようにふるまい、笑顔で行動する」行動は、Iwao(1997)では、アメリカ人によってもっとも好ましいとされた2位、日本人によっては、1.9%のみが選択したもっとも選択数の少ない行動である。このような違いは、時代の相違とも考えられるが、本研究で示されたように調査対象者の専門性による影響があるのであれば、「日本人」とされた調査対象者の背景により、結果が異なる可能性がある。それは、「アメリカ人」についても同様と考えられる。

自分が行うと思う程度と義務と考える程度や適切と考える程度との間には相関がみられるが、典型的な日本人が行うと思う程度との相関は、ほとんどみられなかった。これは、周囲の典型的な日本人が行う行動にあわせて行動するというより、自分が義務と考えたり、適切と考える行動を行うことを示唆している。したがって、日本人が相互協調的な行動をとるのは、「他者が相互協調的な信念をもっている」と考える他者に関する信念が大きな要因であると考えられる橋本(2011)とは、必ずしも一致しない。しかし、このような判断には、場面や専門性の影響もみられた。

また、場面ごとの評価視点と専門性の2要因の分散分析において、場面により、専門性の影響がみられるものがあつた。本研究で設定した場面Aは死刑制度に関するもの、場面Cはルール順守に関するものであつた。それらは、本研究の研究対象者の専門性に関わるものである。調査対象者の知識・経験などの背景により同一文化内でも、適切と考える行動に違いがみられることが示唆された。この種の研究では、場面の選択は重要である。

【引用文献】

- 橋本博文(2011). 相互協調性の自己維持メカニズム 実験社会心理学研究, 50, 182-193.
- Iwao, S. (1997). Consistency orientation and models of social behavior: Is it not time for West to meet East? *Journal of Japanese Psychological Research*, 39, 323-332.
- Haidt, J.(2001). The emotional dog and its rational tail: A social intuitionist approach to moral judgment. *Psychological Review*, 108, 814-834.
- Kohlberg, R. (1971). From is to ought; How to commit the naturalistic fallacy and get away with it in the study of moral development. in T. Mischel (eds). *Cognitive development and Epistemology*. New York: Academic Press.
- Markus, H. R. & Kitayama, S. (1991). Culture and the self: Implications for cognition, emotion, and motivation. *Psychological Review*, 98, 224-253.
- 大淵憲一・福島治(1997). 葛藤解決における多目標—その規定因と方略選択に対する効果— 心理学研究, 68, 155-162.
- 羅 蓮萍(2008). 社会的問題解決の方略と目標—中国と日本の大学生における比較分析— 東アジア研究, 6, 39-55.
- 山岸俊男(編)(2014). フロンティア実験社会心理学7 文化を実験する 社会行動の文化-制度的基礎
- 本研究は、平成26年度日本大学学術研究助成金（総合研究：課題番号 総14-001, 研究代表者 和田万紀）の補助を受けて行われた。

付録1 場面A

山本さんは死刑反対論者で、死刑反対のリーダーとして活躍していた。鈴木さんは、山本さんの会社の信頼のおかげで同僚であるが、山本さんが死刑反対論者であることや、死刑反対の市民運動に参加していることを知らなかった。ある日、鈴木さんは、山本さんに自分の意見を話した。それは、「犯罪を削減し、社会を凶悪な犯罪から守るのに、もつとも効果的なのは、死刑を執行することだ。だから、死刑執行を躊躇してはいけない」というものだった。

付表1-1 場面A適切性評定

	国際関係学部(N=152)				法学部(N=92)				F値		
	アメリカ人		日本人		アメリカ人		日本人				
	平均	SD	平均	SD	平均	SD	平均	SD			
1 鈴木さんが話したことを聞かなかつたふりをする	2.60	1.37	2.71	1.43	2.33	1.45	2.57	1.38	1.174	0.870	0.132
2 自分の意見を表明し、鈴木さんの意見を変えようとする	2.21	0.93	2.22	1.18	1.96	1.00	2.00	1.04	2.913 [†]	0.050	0.010
3 いつも通りの笑顔で、鈴木さんの話を静かに注意深く聞く	3.92	1.07	4.04	0.94	4.47	0.94	4.40	0.85	12.487 ^{***}	0.048	0.498
4 その場にいる第三者に向かって「あなたには、私に賛成ですよね」という	1.87	0.89	1.77	1.04	1.66	0.86	1.68	0.84	1.527	0.089	0.226
5 鈴木さんと自分とは、意見が同じであるかのようにふるまう	2.73	1.25	2.92	1.30	3.13	1.12	2.77	1.25	0.599	0.291	2.849 [*]
6 鈴木さんについての自分の考えを変え、鈴木さんは信頼できないと思う	1.77	0.83	1.85	1.02	1.51	0.63	1.66	0.81	3.818 [†]	1.025	0.089
7 鈴木さんの言うことにも一理あると考え、自分の意見が間違っている可能性がある あると考える。	3.78	1.01	3.78	1.02	4.20	0.87	4.30	0.81	13.761 ^{***}	0.137	0.163
8 鈴木さんに自分の意見や自分の市民活動について話すことをやめる	2.95	1.06	2.99	1.14	3.18	1.27	3.49	1.23	5.696 [*]	1.291	0.799

*** p<.001

** p<.01

* p<.05

† p<.10

付録2 場面B

佐藤さんは自分でも克服できない強い人種偏見を持っている。自分の愛する一人娘が同じ人種以外の人種の人と結婚することなど考えられない。しかし、ある日、娘が肌の色の異なる男性を家に連れてきて、この人と結婚すると紹介した。

付表2-1 場面B 適切性評定

	国際関係学部(N=148)		法学部(N=91)		F値							
	アメリカ人 (N=78)	日本人 (N=70)	アメリカ人 (N=44)	日本人 (N=47)								
	平均	SD	平均	SD	登場人物	交互作用						
1 内心, ショックで怒りを感じるが, 娘が連れてきた男性に笑顔を見せ, 彼を楽しませようと努力する。	4.08	1.08	4.09	1.05	4.53	0.73	4.30	1.06	6.224 *	0.7154	0.831	
2 娘と彼に, 自分は結婚に反対であると, 率直に述べる。	2.73	1.26	2.47	1.20	2.36	1.07	2.66	1.34	0.331	0.0189	3.000 †	
3 人種偏見を持っていないようにふるまい, 笑顔で行動する。	3.67	1.15	3.94	1.06	4.11	1.07	3.89	1.31	1.695	0.0374	2.645	
4 自分では彼らの結婚を絶対に許さないと思っているが, 彼らに対しては結婚に好意的であると話す。	3.50	1.22	3.56	1.19	3.91	1.10	3.38	1.45	0.516	2.0397	3.150 †	
5 率直に自分の不快感を表現する。	2.44	1.31	1.87	1.03	1.76	1.07	1.89	1.13	4.614 *	1.9367	5.257 *	
	***	p<.001	**	p<.01	*	p<.05	*	p<.05	†	p<.10		

付録3 場面C

田中さんは、社会の一員としてよりよい社会を作るために、ルールや決められたことを守ることが重要であると考えている。ある日、親友の近藤さんとハイキングに出かけた。そこは、海岸線に絶壁が連なり、幾重にも岩礁が入り組んでいる、景色がよいことで有名な海岸だった。歩行者用の遊歩道が整備されていたが、安全のため遊歩道を外れて岩場に出ないようによく注意を促す標識が立っていた。しかし、近藤さんは、遊歩道を外れて岩場の先端に出てみようと田中さんに提案した。

付表3-1 場面C 適切性評定

	国際関係学部(N=146)						法学部(N=92)						F値
	アメリカ人(N=77)		日本人(N=69)		アメリカ人(N=45)		日本人(N=47)		学部		登場人物		
	平均	SD	平均	SD	平均	SD	平均	SD	学部	登場人物	相互作用		
1 安全は自己責任と考え、近藤さんと一緒に岩場の先端まで行ってみる。	3.19	1.27	3.54	1.11	3.29	1.22	3.70	1.25	0.608	5.564	*	0.039	
2 ルールを守るように、近藤さんを説得し、遊歩道に留まる。	3.43	1.07	3.21	0.99	3.24	1.25	3.34	1.18	0.028	0.184		1.167	
3 安全に景色を楽しむため、遊歩道に留まるように近藤さんを説得する。	3.48	1.12	3.47	0.95	3.78	1.15	3.49	1.10	1.212	1.080		0.941	
4 近藤さんの提案を聞こなかったふりをして、そのまま遊歩道を進む。	2.58	1.29	2.28	1.03	1.91	1.18	2.11	1.17	7.269	**	0.122	2.540	
5 遊歩道を外れないことはルールで決まっているわけではないので、近藤さんと一緒に岩場に出る。	3.08	1.26	3.15	1.07	3.13	1.12	3.38	1.13	0.889	1.065		0.341	
	***	p<.001	**	p<.01	*	p<.05	†	p<.10					

メイベル・L・トッドの見た「アイヌ」 — *Corona and Coronet* の作品を中心に —

梅 本 順 子

The Ainu People Mabel L. Todd Saw

Junko UMEMOTO

Mabel L. Todd, editor of Emily Dickinson's Poems, and essayist, visited Japan twice in 1887 and 1896, accompanying her husband who was the leader of the Amherst Eclipse Expedition to Japan. In 1896, the station for the observatory was placed in Esashi, Hokkaido. Mabel had a chance to meet the Ainu people there. Mabel, following the advice of Edward S. Morse, zoologist and anthropologist, actively collected numerous things related to the Ainu people and their lives, and wrote several essays about them. Her essays were published under the title of *Corona and Coronet* in 1899. In this article, I will discuss what she saw and heard from the Ainu people, and compare it with *The Unbeaten Tracks in Japan*, 1880 written by her predecessor, Isabella Bird.

はじめに

隠遁の詩人であるエミリー・ディキンソンの詩の編集者（ディキンソンの詩が世間に知られるようになったのは、編集者としての彼女の才知と努力の賜ともいえる）であり、エッセイストとして活躍したメイベル・L・トッド（Mabel Loomis Todd, 1856-1932, 以後は夫と区別するためにメイベルと呼ぶ）は、2度にわたり夫のデイヴィッド・P・トッド（David Peck Todd, 1855-1939）がアマースト大学の皆既日食観測のために観測隊を率いて来日した折に、同行している。最初の観測地は、1887年の福島県白河であり、二度目は1896年の北海道の北見地方の枝幸（えさし）であった。初回には、観測の後、夫らと富士登山をした。二回目は、先に設営のため北海道に向けて出発した夫らとは別行動をとり、関西方面を旅した後、観測隊に合流するため北海道まで一人旅をしている。

本稿では二度目の来日の際にメイベルが観察した日本各地の諸相の中から、特に北海道で熱心にその姿を追ったアイヌの人々、ならびにその文化について記した一連のエッセイを中心に彼女のアイヌ観を追う。北海道のアイヌの生活や文化に関わるエッセイは、当初アメリカで、『アトランティック・マンスリー』や『ネーション』をはじめ複数の雑誌に発表された。後に、33章からなるエッセイ集 *Corona and Coronet*, 1899（『皆既日食とコロネット号』⁽¹⁾）として出版されている。この作品集は文字通り、来日時に乗船していた大型ヨットのコロネット号の航海記録であると同時に、アメリカを出立して、途中立ち寄ったハワイ諸島での原住民の生活、並びに彼女が訪れた日本各地の風物の描写からなる。

来日目的は、すでに触れたように、夫の皆既日食観測に同行してであったが、彼女自身、エッセイストとして、自分の眼で見た日本の姿を積極的に発信したのである。1896年の来日は、二回目

ということもあって、前もって目標をたて、より積極的に活動できたのではなかろうか。特に今回取り扱う北海道のアイヌに関するエッセイが『皆既日食とコロネット号』の25章から30章を占めている背景には、動物学や人類学の分野で足跡を残したエドワード・シルベスター・モース（Edward Sylvester Morse, 1838-1925）の依頼で、マサチューセッツ州セイラムのピーボディ博物館のためにアイヌ部落を回って文化や生活に関わる用品を収集することになっていたとメイベルは述べている⁽²⁾。

コロネット号には、アマースト大学の皆既日食の観測隊の関係者のほかに、観光目的の人々も含め9名が乗船していた。皆既日食は8月9日であったが、観測基地を準備する必要があったために、コロネット号は6月22日に横浜港に到着した。夫ら観測隊員は7月1日に北海道の枝幸をめざして出立したが、メイベルらの観測にかかわらない者は観光を楽しむことになり、関西地方や瀬戸内海まで足を延ばした。しかし、観測にも立ち会いたいメイベルは、一人7月23日に神戸港を出立し、26日に横浜港を経て、海路で北海道を目指した。最終の目的地である北海道の枝幸には、8月5日に到着している。

これまで述べてきた、メイベルの旅を補完するものとして、メイベル自身の『皆既日食とコロネット号』に加え、作者は不明であるが、6年にわたるコロネット号の航海日誌である『コロネット号の思い出』(*Coronet Memories: Log of Schooner-yacht Coronet on her Off-shore Cruise from 1893 to 1899*)⁽³⁾と題する書物がある。詳細な航海情報に加え、メイベルや観測隊についての記述も見られる。本稿ではこれら2冊を参考にメイベルの旅をみてゆくことにする。

モースとバード

モースがメイベルにアイヌ関係の生活用品の収集を依頼した背景には何があるのか。しかもなぜアイヌに関心を持つに至ったのかを含めて、19世紀末に欧米諸国が競って北海道を目指していた状況に触れておく。

モースは、明治初期にシャミセン貝を求めて来日したが、東京帝国大学で教壇に立って動物学の講義をし、かつ進化論を説いた。また、大森貝塚の発見をはじめ、多くの偉業を成し遂げている。その代表作が『大森貝塚』(*Shell Mound of Omori*, 1879)と題する書である。『大森貝塚』は、“Memories of Science Department, University of Tokio Japan, Vol. 1, Part.1”として、同年7月に出版されたものである⁽⁴⁾。その前年の1878年の7月13日よりモースは50日に及ぶ北海道地方への調査旅行をしており、その結果、「日本太古の民族の足跡」(“Traces of an Early Race in Japan”)と題する論文を『ポピュラー・サイエンス・マンズリー』(*Popular Science Monthly*)の1879年1月号⁽⁵⁾に発表している。この内容は、貝塚から発掘された骨やその他の資料から、食人の習慣があることが分かった大森貝塚の人々は、アイヌに先行する民族であるとするものである。これが「プレ・アイヌ説」のもとになったという。

人類学者の池田次郎は、モースは後の人類学的な「コロボックル論争」の前哨戦として「アイヌ説」対「プレ・アイヌ説」論争の一端を担っていたと結論付ける⁽⁶⁾。さらにモースの考えをまとめて、「彼は大森貝塚から土器や食人風習を思わせる細かく粉砕された人骨が発見された事実は、この貝塚を残したのがアイヌであるという見方に矛盾すると考えた。何故ならば、アイヌは、エスキモー、アリュート、カムチャダールなどと共に土器を制作していないし、また彼らの性質は温和で、食人風習を行ったことはないことがアイヌ民族の研究から明らかにされているからであって、大森貝塚を形成した人々は、アイヌ居住以前に日本に住んだ有史以前の人種、プレ・アイヌであろうというのがモースの説である」⁽⁷⁾と述べている。

モース自身、すでに触れたように、1878年に北海道を旅してアイヌ関係の文物を収集してきたが、自説を裏付けるために、より多くのアイヌ関係の資料がほしかったのだろう。それがメイベルにアイヌの文物の収集を依頼した理由だと考えられる。後年、日本滞在中書いた日記をまとめて出版した、モースの『日本その日その日』(*Japan Day by Day*, 1917)⁽⁸⁾には、彼の北海道旅行の記

録が含まれている。モースの旅は、横浜から船で北海道をめざし、函館より日本海に出て小樽に行き、そこから陸路を馬で進み、アイヌ部落などを回るというものだった。それから札幌、千歳を経て室蘭から乗船し、函館経由で青森に戻ったのが8月17日とのことなので、一月近くが北海道で費やされたことになる。

24章からなる『日本その日その日』のうち、1878年の北海道訪問については12、13章の2章が割り当てられている。挿絵が多いのが特徴で、「アイヌ」という題の13章には44ページの本文中にアイヌの人々の姿、生活用品、アイヌ部落付近の景色と57もの関連するスケッチが入っている。

既に触れたように、モースの『大森貝塚』は人類学に一石を投じることになったが、それと同時に人類学の見地から欧米人のアイヌへの関心が高まっている様子がうかがわれる。欧米の研究者がアイヌに対して関心を寄せていた背景について、中西道子は、『モースのスケッチブック』の中で、北海道がロシア艦隊の南下コースの途上にあること、ならびに開国以来アメリカの捕鯨船の寄港で、小樽近郊のアイヌ村落のことは日本国内より欧米で知られていたことを取り上げている⁽⁹⁾。

ところで、メイベルより早く北海道を訪れた女性に、英国のイザベラ・L・バード (Isabella Lucy Bird, 1831-1904) がいる。日米交流にかかわった人物を多く取り扱った『グレート・ウェイヴ』 (*The Great Wave: Gilded Age Misfits, Japanese Eccentrics, and the Opening of Old Japan*, 2003) の作者クリストファー・ベンフィー (Christopher Benfey) は、メイベルがアイヌ部落に立ち入った西洋人最初の女性としているものの、バードが書いた『日本奥地紀行』 (*Unbeaten Tracks in Japan*, 1880) によれば、メイベルよりも18年も早い1878年に、バード自身が北海道南部の平取 (ピラトリ) のアイヌ部落に滞在したことがわかる。バードの旅、特にアイヌ探訪については、駐日英国公使のハリー・S・パークス (Harry Smith Parkes, 1828-85) が、周到に準備しており、その支援を受けてバードが実行したと、金坂清則は、『イザベラ・バードと日本の旅』で複数例を挙げて証明している⁽¹⁰⁾。

パークスのみならず、英国の大使館員のアーネスト・サトウ (Ernest Mason Satow, 1843-1929) や東京帝国大学の教壇に立っていたバジル・ホール・チェンバレン (Basil Hall Chamberlain, 1850-1935) などの英国人のほかに、アメリカ人のヘボンことジェームズ・カーティス・ヘップバーン (James Curtis Hepburn, 1815-1911) や幕末に出島に来航した医師シーボルトの次男ハインリッヒ・シーボルト (Heinrich von Siebold, 1852-1908) などの多くの欧米人たちが、それぞれが得意とする分野でバードのアイヌ探訪を支援したことを、バード自身、『日本奥地紀行』において語っている。

以上を先ほどのモースのアイヌ探訪とつきあわせれば、西洋人の「アイヌ」に対する関心の高さの表れとみることができよう。モースは、イザベラ・バードに批判的だったといわれるが、そこには米英の対決構図があったとのことである⁽¹¹⁾。モースの東京帝国大学での「進化論」の講義に対し、日本滞在のキリスト教の宣教師らはなんとしても阻止しようともくろむなど、モースと英米の宣教師たちの不仲はよく知られているが、キリスト教とは距離を置くモースは生涯日本最前でもあった。そのようなモースは、アメリカが幕末に下関砲撃事件の賠償金として取り立てた金額が、蒙った損害に対して法外だとして、アメリカ政府内で自発的に日本に一部返還することが提案されたことを知るや支持に回ったという。そのようなアメリカに対し、英国の対応は異なっていた。日本に厳しい態度をとる英国の駐日公使パークスに対して批判的であったモースだけに、そのパークス宅に起居していたイザベラ・バードに対しても好印象は持てなかったことを中西は指摘する⁽¹²⁾。奇しくも、バードの北海道探訪はモースと時期的に重なっており、1878年8月13日から1か月ほどであった。

バードもモースも、ともに日本政府からの支援も受けていた点では共通しているものの、狙いはまったく別だった。アメリカに先駆けて、英国は日本アジア協会という組織を立ち上げ日本研究を行っていたが、その成果を踏まえたバードの目的は、キリスト教の布教が可能かどうかを確かめる

ことにあったと、金坂は述べている⁽¹³⁾。一方、モースの目的は東京帝国大学の動物学の博物館の充実であり、同行したのは矢田部良吉教授やその助手など数名であった。先の中西は、バードとモースの二人の目的の相違が、対立の背景にあることを指摘している⁽¹⁴⁾。

これまで述べてきた欧米人の北海道訪問とは異なるのがメイベルのケースであった。二十年近く時を隔てたということだけでなく、先に触れたように、皆既日食観測隊に合流するというのがメイベルの第一の目的であった。その観測地が北海道でも交通の便がよくない北見地方ということで、メイベルの旅は大変なものとなったが、裏を返せば、欧米人はほとんど訪れていないということで、彼女にとってはやりがいがあったといえるだろう。

さらに、モースからの収集依頼は、メイベルの好奇心に火をつけることになった。モースもバードも訪問地は北海道南部であり、北見地方までは足を伸ばしていなかった。アイヌ部落は北海道全土にわたって点在しているだけに、欧米人との接触がほとんどない地方に住むアイヌの生活を見聞できるということは、メイベルのみならず、依頼したモースにとっても期待が大きかったことだろう。

メイベルの『皆既日食とコロネット号』の中で、アイヌ関係の内容に割かれた部分は決して少なくない。メイベルは、観測拠点のある北見地方の枝幸を起点にアイヌ部落を回っている。次の節では、メイベルが観察したアイヌの住民とその生活について、特に彼女の関心を引いたと思われる事項を追う。メイベルはアイヌの伝説や伝承に関心を持ったようだが、エッセイ中に織り込まれた挿話などにも着目しながら、彼女の目に映ったアイヌの人々の暮らしと、伝統を重んじる文化の在り様を辿る。

メイベルの見たアイヌ

メイベルが見た北海道、とりわけアイヌに関わる描写は、『皆既日食とコロネット号』の25章より30章にかけて散見される。25章の副題は「幻影を追って」(“In Pursuit of a Shadow”)となっ

ている。横浜港を出発して函館にいったん到着したものの、メイベルが乗った日本郵船の船は、北海道の最南端にあたる白神岬を回って小樽についた。札幌から陸路で北見地方に行くのは大変なので、宗谷岬を通る船を探すが、定期便はすでに出た後だった。不定期に来る小船が、数日待てば利用できることを知るが、8月9日の皆既日食観察に間に合わないことを恐れるメイベルのために、日本郵船の支配人の厚意で特別に船を手配してもらえることになった。さらに、メイベルは乗船中に洋食を出してもらえると書いていることから、旅行中の食事も大切な関心事であったことがわかる。ちなみに、モースの場合も、北海道の旅に同行した矢田部良吉によると、一日一食は洋食を望んだとのことである。

特別船の出立までに二日あったことから、メイベルは札幌観光を実行することになった。その札幌で、アイヌに会えるかもしれないと、メイベルは期待を膨らませていた。車窓から見る景色に詩的な日本を思い浮かべていたものの、札幌の街についたときその期待は裏切られたという。クラークが学長を務めた札幌農学校はマサチューセッツの農業大学校をモデルにしていたこともあって、札幌の街はアメリカ的だったと書いている。ここで、農学校ゆかりの新渡戸稲造と宮部金吾の両名の訪問を受け、手厚くもてなされる。アメリカの皆既日食観測隊の関係者ということで、メイベルの場合も、特別扱いを受けることになったのである。

新渡戸と宮部が札幌をいろいろ案内してくれたが、中でも印象に残ったのが博物館であったとメイベルは述べている。そこでメイベルは、アイヌ民族の生活用品から飾り物に至るまであらゆるものを目にするようになる。メイベルによると、その品目は、原始的な機織り道具、弓矢、白樺の繊維で作った衣裳、楽器などであった。

メイベルが書き記しているのは、新渡戸が優遇してくれたおかげで、めったに手に入らないアイヌの信仰に関する品々を購入することが可能になったことである。宗教や儀式にかかわる品々は、アイヌが手放すのを拒むので、入手はおそらく不可能だとモースが踏んでいたものだった。メ

イベルは札幌にいるうちに、アイヌのコレクションの核となるものをすでに取得したが、さらに、外国人が珍しい北見地方でアイヌに関する品々を追加したいという。こうして、再び乗船するまでの二日間は、たちまちのうちに過ぎたのであった。

とりわけ、メイベルが強調するのは、アイヌに生まれて初めて出会った時の印象である。アイヌの男性の服装や容貌などを詳しく描写するだけでなく、滅びゆく民と考えるメイベルは、ほかの原住民（来日途中、ハワイの原住民を訪問）に対する以上に感傷的な思いを募らせる。さらに、その息子らしき少年が、日本とアイヌの両方の特徴が混じる容貌で、学生服をまとい、アイヌ語で話しかけた父親に対し、日本語交じりの方言で対応する様にやり切れないものを感じたのであった。

26章は、「いまだに追いかけて」（“Pursuing”）となっている。ここでは、冒頭からアイヌの神話が語られている。メイベルの場合、物質的なもののみならず、精神文化を代表するアイヌの神話や民謡などに関心があったので、書き留めるようにしていたのであった。

彼女が関心を持った神話は次のようである。アイヌの国づくりは男神が東側、女神が西側を受け持った。女神は友人の一人であるアイオイナカムイの姉妹に会ったために話に夢中になり仕事をおろそかにしてしまう。そのため、男神が請け負った蝦夷地の東側は仕事がしっかりなされた結果、なだらかな海岸線になったが、女神が請け負った西側は、海岸線が粗削りで急な崖になったという。そのような西側を、海岸線にそって宗谷岬まで、メイベルたちの船は進むことになった。

途中、ニシン漁のために人口が急増した増毛に立ち寄ると、メイベルはそこを拠点としてアイヌの家庭を訪問している。この時、村の日本人たちが初めて見る外国人女性への好奇心で、船から降りてきた彼女の後を追ってずっとついてくることに悩まされたりもしている。彼女が訪ねたアイヌの老人は、息子のけがや自分の視力の衰えなど、一家が置かれた不遇についてきれいな日本語で説明したという。この老人の落ち着いた物腰に感銘を受けたメイベルは、アイヌの容貌や服装を改めて描写しながら、この民族は女性より男性の方が

美しいと書いている。

この後、船が北進するにつれ、立ち寄った利尻島の鴛泊や礼文島の香深などの描写が混じる。メイベルは、香深で聞いた苦力の男らが歌うメロディを書き取ったが、西洋の楽器で演奏することは難しいと述べる一方、アイヌの労働歌は、その曲想が西洋人の耳にも心地よいと感想を述べている。このページには音符の挿絵もある。こうして船は稚内に入り、宗谷岬を回ると、翌朝の日の出までには目的の枝幸に到着した。

次の27章は、「北見の枝幸」となっている。文字通り、夫らの観測隊が皆既日食に備えて滞在している場所である。冒頭で触れた『コロネット号の思い出』によると、メイベルの到着は、皆既日食観測予定日の4日前の8月5日のことであった。

彼女が乗った船の船長も、枝幸は初めてだったらしい。枝幸は日本人にとってさえめったに訪れることのない場所であった。そのようなところで、英、米、仏、日とそれぞれの国の観測隊が準備を整え、皆既日食を待っていたのである。

27章は観測隊のことが中心になるため、アイヌに関しての記述は少ない。ただ、アイヌも日本人と共に漁師として働く姿が描写されている。枝幸もニシンのおかげで人口が増えており、30人から50人の漁師を雇う裕福な網元が出現しているという。そこで雇われている漁師の中にはアイヌが数多くいるとのことであった。網元になるような者は本土から移住してきた日本人であるが、開けつつある町の周囲にはアイヌの村落があり、日本人とアイヌとの共同体ができつつある様子が見えがわかれる。

また、アイヌの体格や容貌についての描写が見られる。背は日本人より低いものの体格はがっしりしていて逞しい。家父長制が徹底していて、家長となる老人は髭を蓄え、頭の中央で分けた髪を垂らしているが、顔は穏やかで、古代の預言者のようだという。また、日本の皇室につながるものがなんでも崇められているというのが、アイヌの村人に対するメイベルの感想である。

もう一点、アイヌの伝説が紹介されている。カラスがなぜ丁寧に扱われるのかという話である。神の最大の創造物である人間が、太陽の熱と光が

なければ生きていけないことから、神に対抗する悪は、日昇よりも早くに起き、上ってくる太陽を飲み込んでしまおうとした。その阻止のために神より送られたカラスが、太陽を飲み込もうと口を開けた悪の口に飛びこみ、太陽を救ったという。こうして、カラスは崇められるようになったのである。その結果、横暴になったカラスは、現在では案山子さえも恐れることなく、その肩に群がり止まり木にするありさまだという。

札幌で、新渡戸らの厚遇を受けたメイベルだが、枝幸でも似たような経験をしている。町の有力者の家で同席したかつて知事経験者が、アイヌの生活にも詳しいことから、アイヌ部落を訪問したいメイベルのために一肌脱いでくれたのであった。この人物の名前こそ挙げていないが、アイヌ語に堪能だけでなく、アイヌ部落と人的なパイプがあることから、メイベルに馬で行けるアイヌ部落を案内してくれたという。アイヌの人々は恥ずかしがり屋なので、直接質問を投げかけると困らせてしまう恐れがあったため、この人物の仲介が功を奏した。モースに頼まれたアイヌの伝統品の収集なども、この人物のおかげで可能になったのである。

次の28章は、「アイヌの国にて」(“In Ainu Land”)となっており、文字通りアイヌに関する内容で満たされている。冒頭「アイヌ」か「アイノ」という呼び方の問題で始まり、毛深いといわれるが欧州人とさほど変わらないとして、ロシアの髭面の農夫くらいだとも述べている。また、ある人類学者は、アイヌはアーリア人の一種だと言い、ほかのものは、エスキモーに近いと説明するなど、人類学の論争が日本を巻き込んで起きていることがわかる。

今のアイヌは、おとなしく、支配者の日本人に従順だが、かつては宇宙の中心にいる民族だとして、独自の思想を強く持っていたという。その証拠として古い国歌を例に挙げる。「海の神々よ。目を開けてください。どちらを向かれましても、アイヌの言葉がこだまする」というものである。

さらに、アイヌの人類学的分類に関する問題が紹介される。メイベルが、ある程度人類学について調べてきた様子がかがわれる。アイヌの渡

来以前の人々が日本人の祖先とするモースのブレ・アイヌ説から、アイヌ以前にいた人々（「コロポックル」と呼ぶ）を念頭に置いて話を進めるメイベルは、「コロポックル」という言葉を「穴に住む小さな人々」と訳している。アイヌは先住民のコロポックルを滅亡させたが、そのアイヌも12世紀には日本人との間で戦争を始めた。矢尻、手斧、骨、それに器類などの発掘された文物からは、日本人の短刀や刀などが容易く手に入るようになって影響を受けたことがわかる。それがなければ、アイヌの生活は石器時代と大差なかったのではないかと、メイベルは自説を述べている。

長年にわたって南部から北海道に追いやられたアイヌは、この文明化した時代に、昔ながらの質素な暮らしをそのまま維持している。彼らの起源は満足のいくような形で解明されていないが、今の日本人が到来する前から住んでいたことは、アイヌ語を起源とする地名がいたるところに残っていることから推察される。また、「われらの祖先が小舟でこの地に降りたとき、島々に野蛮人が住み着いているのを見つけた。もっとも荒々しいのがアイヌであった」という一節が『古事記』にあると述べている。

アイヌの外見の描写には、当時の西洋人が考えていたアイヌ観が覗かれる。例えば、「野蛮人」というような書き方がそれに該当する。性格は単純でおとなしく、フォークロアが面白い。ただ、日本人と接触しながらも文明化されることがなく、文字も存在しないし、芸術は単純だという。偉大な指導者が出れば目を覚ますだろうが、それはないだろうというのがメイベルの意見である。

さらに、学校教育を受けている間はいいが、村に帰ると元のくらしに戻ってしまうのではないかともいう。既に、25章で、メイベルは、アイヌ部落にくらす父親と言語において断絶を感じている日本の学校教育を受けているアイヌの少年の例を紹介している。青少年に対し施される教育が日本への同化を促す一方、アイヌ部落に残る年長者との亀裂が広がってゆく現状を実感したのかもしれない。

同化政策に関しては、バードの場合は、41信で、アメリカ政府の北米の原住民（ネイティブ・

アメリカン) に対する政策と比較して、日本政府(当時開拓使)のアイヌに対する扱いの方が人間的だと述べているが、メイベルの場合は自国の政策と比較する意思はなかったようである。

また、先ほどの元知事が案内してくれたのはポロナイボ村(現在名は不明)であり、普通なら見せてもらえないような珍しい習慣なども見せてもらったとメイベルは語っている。北海道南部にあるアイヌの村に、普通の日本人ガイドを連れて立ち寄ったとしても、ほとんど見せてもらえそうもないものを枝幸近郊では見ることができたと、元知事の厚意に感謝している。北海道南部は、1870年代にバードやモース、またそれより早い時期にH. シーボルトなどの西洋人が訪れていたことを念頭に置いての発言だろう。

また、自分自身についても、怪訝な目で見られることなく、厚遇されたといって喜ぶメイベルだが、アイヌの村人もふつう見ることができない外国人を直接みる機会を得て喜んだのではないかと考えた。このエッセイは『皆既日食とコロネット号』として出版される前に、雑誌に発表された。その折の書評は、「メイベルにとってアイヌは変な人に思えたかもしれないが、アイヌの人々にとっては、メイベルこそが奇妙な人と写ったことだろう」というものだった。

最後は、アイヌの住宅と生活様式についての説明である。メイベルは、アイヌはコンパスを持っていると主張する学者がいることから、どの家も戸口が同じ方向を向いていると思っていたが、実際はそうではなかったという。一応、神聖な方角というのがあり、また狩猟でとってきた動物の頭をかける場所などに決まりがあることを説明したうえで、来日途中に立ち寄ったハワイの原住民との比較に入るのだった。

被服、特に布についての説明に相当な量が割かれているのは、アイヌ文化を知るためには、布が果たす役割が大きいと考えたからであろう。また、文化を象徴するような調度については、酋長と思しき人物の家で観察している。ここで注目すべきは、義経伝説である。バードも平取のアイヌ部落に義経神社が存在していたことを記述しているが⁽¹⁵⁾、メイベルが聞いた話は、北海道に逃れ

てきた義経がかくまわれた箱が残っているという言い伝えである。追われていた義経が箱に入って安全なところまで運ばれたという。また、義経を描いた掛物があって、祭りの時に使用されるという風習を紹介した。バードとメイベルが調査の対象にしたアイヌの部落は異なるものの、義経はどちらのアイヌ部落にとっても重要な人物だったことがわかる。

19世紀末の女性の社会進出が見られる欧米からきたメイベルにとって、社会における女性の地位は大きな関心事であった。同性としての女性の描写にメイベルはページを割いており、男性に虐げられて、神に救いを求めることもできずに絶望的になった女性が、無謀にも自殺するケースがあることを伝えている。ちなみに、バードもアイヌの女性の部族の中での地位の低さが気になった。たとえば、バードが義経神社に行った折、アイヌの男性が階段を登るバードには手を差し伸べてくれたものの、同族の女性に対しては冷たかった。

また、女性の口周りの入れ墨については、その手順まで詳細に記述しているうえで、十年以上前に日本政府によって禁止になった旨も述べているのである。メイベルは、別の章で男性の方が女性より美しいと書いていたが、入れ墨が本来の美しさを損なわせていることを意識していたのではなかろうか。ただ、当時の日本人女性とは異なり、お歯黒の習慣がないことは評価しているのであった。

禁止といえば、入れ墨のみならず、狩りでの毒矢の使用も禁止になったことにメイベルは触れている。モースの『日本その日その日』の13章にも、アイヌが鎌に使用するトリカブトの毒は熊1頭を殺せるほど強いという表現が見られる。毒矢に関してはバードも紹介しており、バードを支援したH. シーボルトに至っては、「アイヌの毒矢」というような論文も発表しているのである⁽¹⁶⁾。入れ墨にしても毒矢にしても、アイヌ文化を象徴する代表的な物であった。社会の発展に伴って旧弊として、さまざまな習慣が禁じられたことをメイベルは惜しんだ。クマの数も次第に減り、開発が進むと、アイヌは減びてしまうのではないかと危惧している。

すでに触れたが、メイベルのエッセイは、パー

下に比べると量的にも圧倒的に少なく、それほど入念な準備のもとで書かれたというような作品ではない。しかし、詩の編集などをしてきたメイベルは、本稿の随所で触れたように、神話や伝説などの側面からアイヌの人々とそのユニークな伝統文化を描こうとしているところに特徴がみられる。また、数字や細部に至る正確さを度外視して、外部者が日本の秘境に立ち立った時受けた感動を、感じたままに描写していると感じさせるところに、読者は引き付けられるのだろう。とくに、観察しようとアイヌ部落に分け入った彼女自身が、周囲のものから見れば被写体になっているということを知らされたところなど、ちょっとしたユーモアさえ感じさせられる。また、メイベルの場合は、取り立てて言うほどの使命感があるのではなく、しいて言えば、モースの依頼があったというもの、好奇心のままに取材したのだった。それだけに、自由闊達に行動でき、体験したものを自分の言葉で描けたのではなかろうか。

最後に、夫らの観測隊は、夏の間は統計的に晴れの日が多いとされる北見地方の枝幸で観測に取り組んだが、運悪く皆既日食の起こる時刻だけ雲に覆われてしまったため観測は失敗に終わった。メイベルも涙を流すほどがっかりさせられたのだが、枝幸滞在には大きな副産物があった。それが西洋人は未踏のアイヌ部落訪問であった。

既に触れたように、アメリカを彷彿させる札幌の風景にその発展ぶりを見ているだけに、北海道といっても全く別の世界があることを観測地である北海道北東部で経験することになった。外国人が入り込んできている南部とは異なり、北東部は手つかずの自然に加え、独自の伝統文化を維持していたのである。ただ、そのような文化も少しずつながら近代化政策の余波を受けて変容しつつあることを実感する。発展と伝統文化の維持が、どこで折り合いをつけるのかというようなことまでは述べていないが、どこの国でも避けて通れない問題を考えるきっかけになったことだろう。

本稿では、メイベル・トッドが一人旅をしながら、夫らが観測の拠点としていた枝幸まで行く過程で見たアイヌの暮らしをはじめ、枝幸近郊に点在するアイヌ部落訪問で観察したアイヌの文化を

彼女のエッセイを通して概観した。

注

- (1) Mabel L. Todd, *Corona and Coronet: Being a Narrative of the Amherst Eclipse Expedition to Japan, in Mr. James's Schooner-yacht Coronet, to Observe the Sun's Total Obscuration 9th August, 1896* (Boston & N.Y.: Houghton Mifflin, 1899)
この書籍の大半を形成するのは、1896年の6月から10月にかけて *The Nation* に4回に渡って発表した“The Amherst Eclipse Expedition to Japan”(1)~(4) (それぞれ6月18日、7月30日、9月24日、10月8日号に掲載)。北海道のアイヌに関するものとしては、25章のもとになった “In Quest for Shadow: an astronomical experience in Japan,” *The Atlantic Monthly*, September, 1897. ならびに28章の “The Ainoland,” *The Century*, July, 1898.
- (2) Mabel L. Todd, 259.
- (3) <http://archive.org/stream/coronetmemories100londiala2016/09/06>
- (4) E.S. モース著、近藤義郎、佐原真 編・訳『大森貝塚』（岩波文庫、1983）解説
- (5) *Popular Science Monthly*, January, 1879 (No.141)
http://en.wikisource.org/wiki/popular_science_monthly/volume_141
- (6) 池田次郎「プレ・アイヌ説をめぐって」『人類誌』87(3) (1979), 池田次郎『日本人の起源』（講談社現代新書、1982）
- (7) 池田, 「プレ・アイヌ説をめぐって」297.
- (8) Edward Sylvester Morse, *Japan Day by Day* (N.Y. & Boston: Houghton Mifflin, 1917)
- (9) 中西道子『モースのスケッチブック』（雄松堂、2002）306.
- (10) 金坂清則『イサベラ・バードと日本の旅』

(平凡社新書, 2014) 3,4章.

- (11) 金坂, 252-53.
- (12) 中西, 353-54.
- (13) 金坂, 143-52.
- (14) 中西, 354.
- (15) Isabella Bird, *Unbeaten Tracks in Japan: An Account of Travels on Horseback in the Interior including Visits to the Aborigines of Yezo and the Shrines of Nikko and Ise* Vol.I & II (N.Y.: G.P. Putnam's Sons, 1881)1880年初版の再版。第41信
- (16) ハインリッヒ・シーボルト著, 原田信男 ほか訳注, 『小シーボルト蝦夷見聞記』(平凡社,1996) この中に, 補論として「アイヌの毒矢」(『人類学・民俗学および原始学ベルリン協会論集』より) が含まれている。また, 訳者の原田はこの書の巻末の「ハインリッヒ・シーボルトと北海道2」(271-73) の中で, モースやバード以外にもミルンやクライトナーなどの欧米人が同じころ相次いで北海道を訪れたことを記している。モースの関心は, あくまで北海道の動植物であり, 文部卿の西郷従道から開拓使長官の黒田清隆宛への依頼状を携えており, 政府がバックアップした旅であったことも伝えている。なお, バードは『日本奥地紀行』の第40信で, アイヌの村から帰ってきたシーボルトに会い, これから行くアイヌの村での生活についてアドバイスを受けたと書いている。

民法96条の強迫の要件 — 任意退職の申出のケースを中心として —

小野 健太郎

On Legal Conditions of Duress of Article 96 of the Japanese Civil Code

Kentaro ONO

Three cases are considered in situations where an employment is broken off. (1)A worker resigns from a company for one's intention. (2)The company dismisses the worker. (3)A worker signs an agreement with a company about the hiring end. In the case of the (2), many laws and regulations exist from the standpoint of worker protection. In order to avoid those laws and regulations, some companies place the worker under duress to elicit their voluntary resignation. The manifestation of intention which is induced by any duress may be rescinded (Article 96 of the Japanese Civil Code). In this report, I study a trial example where the worker's intention to resign comes from being placed under duress.

一. はじめに

ある意思表示が強迫によってなされたものと認められるためには、次の4つの要件が必要と解されている。①強迫をする者において、他人を畏怖に陥らせ、その結果、他人に意思表示をさせようとする故意が存在すること（2段の故意）、②強迫行為が存在すること、③強迫行為の結果、その他人が畏怖に陥り、その他人が意思表示をすること、④強迫行為に違法性があること、である。そして、被強迫者が意思表示の取消を主張するためには、これらすべての要件を主張・立証する必要があることから、その取消の主張はかなり難しいと解されている。ところで、これら4要件を、民法96条の文理解釈から導き出すことは難しい。そこで、強迫規定の起草過程や起草過程当時の学説の展開状況、その後の学説の変遷、広く法律行為論との関係やその影響、詳細な判例の展開などを検討することによって、その理由の全貌を徐々に描写することが可能になるものと思われる¹⁾。

すでに、筆者はそのうちの一部に考察を加えている²⁾。本稿でも、継続していまだに十分に論究されていない部分を検討することにより強迫規定の要件論に光をあてる作業を試みたい。すなわち、強迫による取消が認められるためには、上記①～④の要件を充足することが必要なわけであるが、最近では、強迫を厳格に「狭く」解するのではなく、取消権を付与するのが「もっともである」と解されるような強迫行為であるならば、96条でいうところの強迫であると解する余地があることを暗に示唆するものもある³⁾。強迫の拡大化は、「強迫行為」とは何かという問題、「不法」な強迫行為とはどのような行為なのか、などの判断構造について従来の構成要件とくらべ、その限界が曖昧なものとなるが、重要な検討課題である。いづれにしても、民法96条の要件論は、判例の詳細な検討と分析が必要となる。本稿では、その判例分析の対象として、雇用契約関係の解消の際に使用者側からの強迫行為が問題となったケースを対象とし、民法96条の要件明確化のための全体像

解明の一助としたい。

二. 現行強迫規定の起草理由

まず、現行民法96条の立法趣旨を確認し、民法96条の適用範囲を確定しておく。

(1) 現行民法96条の強迫規定は、旧民法財産編312条～317条に規定されていたものを、313条3項の規定のみを残し、それに修正を加えそのほかの規定はすべて削除したかたちで立法化された。そこで、現行民法典96条の強迫規定の起草趣旨を要約すると、以下のような改正理由が指摘されよう。

- ① 旧民法財産編313条1項は、「抵抗スベカラズ暴力ヲ身体ニ加エ以テ其意ニ非サル合意ヲ為サシメタル場合ヲ規定セリ」。しかし、この場合その合意の無効であることは「明文」でこれをしめすことは必要でないとされた。この場合、その暴行に強制されて意思表示をした者は、暴行者の機械手足となっているに過ぎない。その表示意思は表意者の意思とは決して言えない。したがって、表意者の意思表示として無効であることは、「固ヨリ言フヲ俟タサル所」であり、この場合について規定をしているものなく、したがって削除したとする⁴。
- ② 旧民法財産編313条2項は、学者間に多少議論がないとはいえないものの、いわゆる「不可抗力ニ出テタル急迫ノ災害」は、「人為ニ出テタルモノト雖モ」「義務ノ約束」または「譲渡」をなさしめる目的で行ったものでなく、ただその機会となったに過ぎない。したがって、無効又は取消の原因とすべきものではない。新法の条文では「強迫に因る意思表示」と規定して313条2項の場合を除外することを明確にした⁵。ただし、精神を喪失した事実が明らかな場合には、「意思表示ノ効ナキコト論ヲ俟タス是レ普通一般ノ原則」の適用に他ならないとしている⁶。
- ③ 旧民法財産編313条3項の規定は、新法でも採用したものであるが、非常に煩雑にわたる

規定なので大幅にその「文ヲ簡」にした。たとえば、「強迫ハ抵抗スベカラザルモノタルコトヲ要セス」と規定されていたが、これは「全ク無用ノ冗言」で、およそ強迫に遭うものは「目前ニ巨害ヲ受ケントスルニ畏怖シテ其意ニ非サル意思表示ヲ為スモノニ外ナラス」その強迫が抵抗すべからざるものか否かは「固ヨリ問フ所ニ非サルナリ」とする⁷。また、「当事者又ハ第三者ノ身體財産ノ爲メ」と規定されているが、特にこの点に関しては明文なくても問題ないと解された。他方、「身體財産」という場合、そこには「名誉」が包摂しないようにも解されるが、名誉に対する急迫の危害を避けるため「畏怖心ヲ以テ為シタル意思表示ハ同ジク之ヲ取消スコトヲ得サルベカラス」とする⁸。ここでは、名誉侵害対して畏怖を生じた場合にも、強迫による取消が可能である点に注目したい。

新法では、これらを逐一列挙することを避け、ただ「強迫ニ因リ畏怖心ヲ生シタルコトヲ要スル」の一点に重きを置いた⁹。

- ④ 旧民法財産編314条の規定は、強迫に因り危害をうくべきものが第三者であることを認めている以上不必要な規定であり削除する¹⁰。
- ⑤ 旧民法財産編315条の規定も、第三者による強迫を認める以上は、当然のことであり明文を設ける必要ない¹¹。
- ⑥ 旧民法財産編316条1項の規定は、およそ、自己の利益のため、与えられたる権利はこれを放棄することができるという、当然の原則の適用を示しているに過ぎない。316条2項の規定も、強迫の要件を欠く場合を示しているが、必要のない条文とされる。316条3項の規定は、損害賠償の規定も通則に過ぎず全条文削除した¹²。
- ⑦ 旧民法財産編317条1項の規定は、裁判官に対する訓令にすぎない。強迫により畏怖心を生じたか否かを査定するには原文に列挙されている事項を参酌せざるおえないことは当然である。317条2項の規定は、尊属親に対する畏敬心は、取消の理由とならないことを明記するが、これも当然のことなので共に削除した¹³。

⑧ なお、英米法における「不当威力」と称して、「当事者相互ノ關係其他ノ事情ヨリ意思ノ自由ヲ缺ケリトノ推定ニ基キ契約ヲ取消スコトヲ得ル場合ヲ認ムルト雖モ」本案ではこれを「採用スルノ必要ナシト信シタリ」との点も注目される¹⁴。

これらの規定から、強迫が意思の欠缺をもたらした場合には、その意思表示が無効になることは当然の理であることから、かかる条文を削除したこと。その結果、民法96条の強迫行為は、相手方の意思の欠缺をもたらすような行為様態に至らない程度の行為であること、がすでに起草時から明確化されていること。強迫対象者が、契約当事者に限らないこと。また、その身体、財産、名誉に対する侵害を告知する方法でも強迫行為になること。強迫者も第三者による場合もあること。などが確認されよう。

(2) 民法主査会での審議過程では、旧民法の諸条文を削除し、1か条の強迫規定に統合する理由の説明が主であり、強迫規定の意義や強迫の成立要件などは議論対象とはなっていない。ただ、当時、すでに強迫が「不法」であることが必要であると認識されていたことについては、旧民法典の代表的注釈書である、『日本民法義解』において、ここでの強暴は、「不正ノ手段」のものをいい、「強テ行ハシメタル法律上ノ所為縦ヘ正当ナルモ脅迫手段ノ性質不正ナルトキハ承諾ニ瑕疵ヲ附スルモノナリ」という¹⁵。つまり、「正当権利ヲ行用セントスルノ脅迫ハ承諾ノ瑕疵トナラサルヲ原則ト為スト雖モ若シ其濫用即チ不正ノ目的ニ出デタル行用アルトキハ法律上ノ脅迫モ亦不正ノ脅迫トナリ」強暴に該当する¹⁶。そして、正、不正の判断は、「脅迫ニ因テ締結シタル約束ノ過度ナルヤ否ヤニ」よるべきとしている¹⁷。などの記述から推測される。

三. 強迫に関する判例の展開

(1) 大審院判例の展開¹⁸

強迫に関する大審院判例に関して、強迫者は、

①2段の故意が必要とされるが、この2段の故意の必要性を明確にしたものが昭和11年11月21日大審院判決¹⁹及び昭和12年12月21日大審院判決²⁰である。また、②不法な強迫行為か否かは、その行為の目的と手段の相当性から総合的に判断されるものとされているが、その具体的な判断基準の確定には判例の集積が不可欠であることは前述した。大審院では、たとえば、告訴・告発は、それ自体としては正当な行為であることから、社会上許容されうる程度の行為は、たとえ、相手方がある程度の恐怖心を感じたとしても、違法とはならないとされ（昭和17年3月17日大審院判決²¹）、身元保証人に告訴すると告げて、損害賠償義務を認めさせ、準消費貸借証書を差入れさせた場合も同様とされている（昭和3年5月24日東京控訴院²²及び昭和4年1月23日大審院判決²³）。他方、権利主張行為であっても、手段が不当であるときは、違法な強迫となる。たとえば、警官に詐欺の事実を密告し、不当に尋問・威嚇させ、民事上の問題を有利に解決しようと、準消費貸借証書を差入させたりする行為は、違法性を帯び強迫となる（大正14年2月25日大阪控訴院²⁴及び大正14年11月9日大審院判決²⁵）。なお、告訴・告発が誤信による場合は、違法な強迫となる場合があり（明治37年11月28日大審院²⁶）、また、そもそも強迫の故意を欠く場合には、強迫による意思表示とならない。

(2) 戦後の裁判例の展開

強迫の要件論に関する戦後の裁判例は次のような状況である。

戦後、強迫に関しては、約70件の裁判例がある。それら戦後判例の全体の総合的分析が必要であるが、本稿では、雇用者側が解雇処分や転勤などを匂わせながら、労働者に対し任意退職の申出（労働契約の合意解約の意思表示）をなさしめる行為が問題となったケースを中心に検討していく。全体判例の約2割を占めるが、事案としては、重要なものが多い類型である。そのうちの半数が、民法96条の強迫を肯定している。雇用者側が、かかる害悪の告知をなした事情としては、初期の判例ではいわゆる「レッド・パージ」や「共産党系の活動」の排除を意図するものが多

かったが、その後は政治的要因には限定されず、
 企業内での秩序維持を目的とするなど、多様な理

由があり、一貫したものはない。

判決年月日	事案の特徴	意思表示の方法	判決
1. 山口地方裁判所 昭和34年3月5日（判決）	解雇をちらつかせての退社願の提出 レッド・パージ	退職願の提出	強迫否定×
2. 山口地方裁判所 昭和34年7月30日（判決）	レッド・パージ 兄による強迫	退職願の提出	強迫否定×
3. 神戸地方裁判所姫路支部 昭和36年5月2日（判決）	共産党系の活動	退職願の提出	強迫肯定○
4. 大阪高等裁判所 昭和37年1月31日（判決）	3の控訴審	退職願の提出 →しかし、民法 125条を適用した。	強迫肯定○
5. 東京地方裁判所 昭和42年12月20日（判決）	共産党系の活動 11時間に及ぶ退職願の強要	退職願の強要	強迫肯定○
6. 仙台高等裁判所 昭和46年11月22日（判決）	会社もしくは組合に、Yを畏怖させて退職願の意思表示をさせようとする意図があるか	退職願の提出	強迫否定×
7. 広島高等裁判所 昭和48年10月26日（判決）	営業所が退職願の提出を求める（強迫行為は短時間の行為）	バスガイドが提出した退職願	強迫肯定○
8. 福岡地方裁判所 昭和52年2月4日（判決）	営業所長による退職勧告	バス運転手の退職願	強迫肯定○
9. 山口地方裁判所 昭和57年7月8日（判決）	顔面の傷の理由につき沈黙する	退職願の提出	強迫否定×
10. 東京地方裁判所 昭和57年12月22日（判決）	反戦隊員に対する数日間に及ぶ退職の強要	退職願の提出（自衛隊）	強迫肯定○
11. 福井地方裁判所 昭和61年3月28日（判決）	国民宿舎A荘での従業員の退職	退職願の提出	強迫否定×
12. 大阪地方裁判所 昭和61年10月17日（決定）	組合活動をした従業員に対する退職の強要	退職の届出	強迫肯定○
13. 旭川地方裁判所 平成6年5月10日（決定）	上司の発言	退職の意思表示	強迫肯定○
14. 神戸地方裁判所 平成6年9月28日（判決）	上司の発言	警察官による退職願の申出	強迫否定×
15. 大阪地方裁判所 平成12年9月8日（判決）	会社側からの合意退職の申込み	合意退職の承諾	強迫否定×

具体例をみてみよう。

まず、「否定例」をみる。

1. 山口地裁 昭和34年3月5日（判決）²⁷

（事実） Xは、昭和22年11月21日、Y会社の工員として就業していたが、昭和25年11月14日、

Y会社に退社願を提出した。Xは、本件合意解除が共産党員またはその同調者であることを理由とする解雇（いわゆるレッド・パージ）に便乗してなされたものであるから無効であり、仮にXの退社願が無効でないにしても、Yの強迫に屈してXがなした意思表示であるから取消等を理由に、雇用関係存続確認を求めた。

(判旨) (棄却)

「強迫とは、違法に害悪を示して畏怖を生じさせる行為をいい、強迫による取消し得べき行為であるためには、強迫者に相手方に畏怖を生じさせ、この畏怖によって意思表示をさせようとする二段の故意であること、相手方に畏怖を生じさせる強迫行為のなされること、相手方が強迫行為によって畏怖を生じたこと、その畏怖によって意思表示をしたこと及び強迫が違法であることが必要であると解せられるところ、当時日本全国においてレッド・パージが大量に行われたこと、本件も右レッド・パージの一つであること、Xの所属するY会社労働組合がYがXに対し別紙一の通告をなすことを承認したこと及びXの長女が通告当時小児結核に罹り治療中であったことを以て直ちにXがYの強迫によって退社願を提出したものと考えられないのみならず、Xは本件通告書を交付された結果、Yの申込みに応じて退社願を提出しなくとも11月16日には必ず解雇になることが決まっていたという点を特に強調して右強迫を主張しているけれども、前に縷々説示した通り別紙一の通告書の意味表示に対し多少の経済的不利益を受けるにしても、Xが合意解除の申込を承諾しないことが可能であったのであるから、Xは自由な意思決定によって右申込を承諾したものと認めるほかなく、その他にも昭和25年11月14日Xが退社願を提出するまでにXに対し強迫がなされたような事情はない上、同月13日通告を受けるやXは「自分もかねてから考えていたことなので任意に退職するつもりです」と意思を表明していることが認められ、本件全証拠に照らすもYにXを強迫する意思のあったこと及びYがXに対し違法な強迫をしたことは認められない」。

2. 山口地裁 昭和34年7月30日 (判決)²⁸

(事実) Xらは、Y会社の経営する工場に従業員として勤務していたが、昭和25年10月20日、依頼退職をした。Xらは、かかる合意が無効または取消し得べきものであるとして、解雇無効確認等を求めた。

(判旨) (棄却)

強迫の主張について、「YはX等に何らの予告もせず、突然本件各整理通告を行ったこと、右通告と同時にY会社工場内にあったXらは即時右工場から退却するよう命ぜられ、而して工場内への立入が禁止され、仮令許可を得て工場内へ入場することができたとしても工場内での行動に強い制限が科せられたことは前記認定の通りである。又、被整理者への通告書を受け取ったX等からみれば、退職願を提出するにせよ、提出しないにせよ、結局従業員として取扱われなくなると考えるのも無理はなかったものと推認される。しかし、X等が退職願を提出するに至ったのは、先に認定の通り、Y会社からの要請によったものでなく、先ず、組合及びX等が意見を交換し合い、当時の客観的情勢を判断し且つ利害の得失を考慮し、任意退職の途を選ぶことが、X等の利益に合するものと考え、而してこれを組合を介しYと交渉の結果、Yもこれを諒承し、その結果、各X・Y間に退職願の授受がなされたものである。退職願の提出という点については、X等は却って能動的立場にあったと言ええる。このような事実を徴すると、X等の退職願の提出がYの強迫によったものと認めることは到底できない」。

(コメント)

これら2件の事案は、いわゆる「レッド・パージ」の一環でなされた行為である。現在からすれば、企業側の行為は、従業員が反共政策の中で萎縮している状態を知り、それを利用しようとする意図のもとで懲戒処分をちらつかせながら、任意退職を提出せしめている点が問題となるはずである。

6. 仙台高裁 昭和46年11月22日 (判決)²⁹

(事実) Xは、Y会社大船渡工場において、工場生産課事務補助職に就いていたが、昭和40年12月3日および同月7日の2回にわたり、同工場の勤務課長により直接口頭で希望退職の勧告を受けた。Xは組合役員から、退職希望者が予定人員に達しないときには、指名解雇が実施される予定で

あり、指名解雇が実施される場合には、組合としては応援できる態勢になく、退職金の率のよい希望退職の道を選んだらどうかとの話をうけ、夫やその夫の兄と相談し、同月18日、Y会社に退職願を提出した。原審では、強迫認容。

（判旨）（取消）

本件退職の意思表示が強迫によってなされた点につき、「Y会社によってなされた勧告、指名解雇の発表、組合に対する31名の氏名の告知、組合の退職勧告のいずれの段階においても、Y会社もしくは組合がYを畏怖させてまで退職の意思表示をさせようとする意図を有していたものとは認められず、また右事実によると、Y会社もしくは組合の右のような行為がその内容および方法において違法な強迫行為にあたりと評価することもできない」。

（コメント）

本件では、Xが家族と相談の機会を有しており、そのうえでの退職願の点であることから、強迫性が否定されている。

9. 山口地裁 昭和57年7月8日（判決）³⁰

（事実）Xは、昭和50年4月にY会社に入社し、同社工場に勤務していた。その当時、Y会社の従業員などによる組織暴力ないし非行グループに関係していた暴力事件が発生していた。そのようななか、Xが暴力を受けているとの通報がY会社にあり、Y会社としてもXを保護する方策をたてるため労務担当者をしてXの事情聴取をすべくXを会社の労働保護会議室に呼び、事情を聞こうとした（昭和53年4月27日）。しかし、顔面に傷があるにもかかわらず、Xは友だちと話していただくと答えるのみで、真相及び詳細を話そうとしなかった。午後からXの父も呼び出され、事情聴取が行なわれたが、依然沈黙するばかりの状態が続いた。Xからは、「話すくらいなら辞めた方がよい」旨の発言もあったが、進展はなく、労務担当係員が退職願用紙を見せれば真実を述べる決心をするかもしれないと考え、労務課の部屋から退職

願の用紙を取ってきて、Xの机の上に黙って置いた。しかし、何も明確にならず、午後3時ころになり、翌日また話し合うこととなった。翌日は、組合の職場委員長も加わったが、何も明らかにならないまま、Xは午後0時40分ころ退職願用紙をとり、関係者の翻意を促す言を受け入れず、昭和53年4月28日、XはY会社に退職願を提出した。Xは、Y会社にY従業員たる地位にあることを仮に定めること等を求めた。

（判旨）（却下）

Xの退職願の提出は、Y会社の強迫によるものかという点につき、Xに対し、事情聴取を行なったことが「Xの身体の安全ひいてはY会社の職場秩序にも重大な影響を及ぼすことが強く危惧されたため、その真相を解明し、申請人を保護することを目的としてなされたものであり、もとよりその目的は正当である。」「Yの机の上に退職願用紙を差し出したのも、これを契機としてXが真実を話す決意するよう期待したがためであって、退職を迫る目的はもとよりなかったこと」「退職願受理の直前まで何度となく退職願の提出を思いとどまるよう説得を繰り返したこと」などから、Y会社に退職願を強要ないし強迫と目すべき行為はないとした。

（コメント）

Xは、何人かの労務担当係員に囲まれた状況のもとで退職願提出の意思を形成しているものの、退職の意思はX自らの選択であると認められることから、強迫行為は否定されえたものといえる。

11. 福井地裁 昭和61年3月28日（判決）³¹

（事実）Xは、Y福祉事業団の職員として雇用され、国民宿舎A荘の応接員として勤務していたが、Xが厨房の手伝いをしていたところ、A荘の支配人から、応接員は厨房に入らないようにと注意された。Xは、かかる支配人の注意は、Xがかねてから不仲であったA荘職員Bが支配人に告げ口をしたためと考え、また支配人がBのいいなりになっていると立腹し、支配人と口論し、そのま

ま早退し（昭和58年8月10日）、勤務先に対し何らの連絡もしないまま欠勤した。Xは欠勤中の同月16日ころ、Yの本部を訪れ、事務局長にA荘の現状に対する不満を訴えたところ、事務局長からは、無断欠勤はよくないので職場へ戻るよう言われた。Xは、現状では戻りたくないのに、退職願のひな型を教えてほしい旨申し出たため、同事務局長はそのひな型をXに渡した。A荘の支配人は、同月20日ころ、Xの無断欠勤が長期に及んでいることから、XをA荘に呼び、出勤するよう諭したところ、Xはこれに同意した。支配人がその夜、翌日出勤したら繁忙期に欠勤したことを同僚に謝るよう忠告すると、Xは、これを拒否し、翌日からも出勤しなかった。支配人は、欠勤が2週間に達すると懲戒解雇とせざるをえないこともあるとし、男性職員に退職届のひな型を託し、X宅に行かせ、同職員はXに、このままでは免職になるから退職願を提出するようにとの支配人からの伝言を伝え、ひな型を渡した。Xは、同月22日付で退職願を作成し、A荘に郵送した。その後、Xは退職辞令を受取り、退職手当金を受領した。Xの地位保全仮処分申請についての仮処分決定につきYらが異議。

（判旨）（認容）

「Xがその意思を決定するにあたって、その主張のような瑕疵があったと認めることは到底できない。したがって、Xの本件退職願提出による労働契約合意解除の申込みについて何らの錯誤も存在しないことは明らかであって、また、前記認定事実によれば、何ら強迫による意思表示に該当するものではない。」

（コメント）

本件は、X自身の退職意思は明確である。

14. 神戸地裁 平成6年9月28日（判決）³²

（事実）Xは、警察官で、妻子がありながら、長年他人の妻である訴外Aと不倫関係が続けていたが、訴外AがXとの関係を清算しようと転居したにもかかわらず、訴外A宅に無理に入り込ん

で関係が続けようとして、訴外Aに対する傷害、器物損壊という刑事被疑事件を惹起したため、Y（県警本部長）が監察官を通じて辞職を勧め、それに従ってXがした退職の申出について、Xが辞職承認人事異動処分取消を求めた。

（判旨）（棄却）

強迫により退職願が作成されたとの主張につき、「Xは、自らの意思で本件退職願を作成したものであって、その作成について、Yによる強迫が行われた事実は認められない」。

15. 大阪地裁 平成12年9月8日（判決）³³

（事実）合意退職扱いとなったXらが、合意退職の無効・取消を理由に労働契約上の地位の確認と、賃金及び移籍料の支払をY会社に求めた。Xらは、合意退職申込みがY会社側から、突然に、しかも、理由を明確にせず、一方的に行なわれており、合理的な理由を挙げて説得するなどの自発的な退職意思を形成させる試みは一切なされておらず、Xらの退職に対する承諾がY会社の強迫によってなされたものであると主張した。

（判旨）（棄却）

「Y会社のXらに対する合意退職の申込みに整理解雇の4要件の充足が必要であるかどうかを検討するに、契約の申し込みは、それが合意退職についてであっても、当事者の自由というべきであり、人員整理の目的で行なわれる場合であっても、整理解雇の4要件の充足を必要とするとはいえない。申込みの相手方は、これに応じたくなければ、承諾しなければいいわけで、合意退職の申込みについていえば、これに承諾しなければ、退職の効力が生じることはあり得ないのであるから、申込み自体を制限しなければならない理由はない。

Xらが、合意退職の申込みについて検討の時間がなかった等と主張する点は、承諾するか否かについて、実質的に自由がなかったといたいものと思われるが、そうであれば、これは承諾の問題であって、申込みの問題ではない。承諾に瑕疵が

あれば、合意は効力を生じず、または取り消されることになるのであるから、承諾の有無、効力だけを問題とすれば足りる。」

（コメント）

本件は、実質的には整理解雇に近いものの、Xらが最終的には自己選択により合意退職を選択している点において強迫性が否定された。

次に強迫を「肯定」した裁判例である。

3. 神戸地裁姫路支部 昭和36年5月2日（判決）³⁴

（事実） Xは、昭和32年4月、Y会社に雇用され同社の姫路市の工場で精紡工として働いていた。しかし、Xが昭和35年2月頃から日本民主主義青年同盟（民青）に加盟したところ、会社の上司や寄宿舎などから、再三民青の活動をひかえるようにとの忠告を受けた。そのような経過のもとで、和歌山で工具をしているXの実兄Aが、Xのもとに来て、「民青をやめて貰いたい。民青をやめずにいると兄や妹にも悪い影響を及ぼすから、勤務先の会社へもお前のことについて手紙が来ているから」と強く説得したことから、Xは兄を安心させるため、民青を止めると約束をし、さらに誓約書まで書き、舎監に提出した。しかしXは、その後も活動を続けていたため、昭和35年11月29日再び兄がやってきて、「母も泣いているし、お前が会社をやめないと兄も失職して路頭に迷うことになるかもわからん。会社としても今やめるならボーナスも貰えるようにするといっている」などと退職することを迫ったので、Xも、やむなく退職願を作成して舎監に提出するとともに退職に伴う一切の手続きを舎監に一任した。Xは、Yに対して雇用契約存在確認並びに賃金請求の本案訴訟の判決確定に至るまでXがYの従業員である仮の地位の確認等を求めた。

（判旨）（認容）

「Xの兄のなした説得は通常の説得の程度を著しく逸脱するものであるばかりでなく、Xが当時未だ年齢18歳の女工であること、父は既に死亡

しAが唯一の兄であること等に鑑みれば、Xが兄Aの前示言動に因り恐怖を抱きこれに基づいて本件退職の決意をなしたものと認めるのが相当である。従って、本件退職の申入れは兄Aの強迫によりなしたものとしてこれを取消し得るものと解すべき」と判旨した。

（コメント）

兄による強迫が肯定された点において注目される。しかし次の控訴審判決を参照。

4. 大阪高裁 昭和37年1月31日（判決）³⁵

（事実） Xは、昭和32年4月からY会社に精紡工として勤務していたが、昭和35年11月29日自署による退職願をY会社に提出した。しかし、この退職の申し入れは、第三者たる「Xの兄であるAの強迫によるものである」として、Xの地位保全及び賃金の仮払を求める仮処分申請がなされた。

（判旨）（取消）

「前記認定の事実関係のもとにおいては、Xの兄AのXに対する退職の説得行為は、Aが前記誓約書を作成せしめた場合と退職願を提出せしめた場合とを前後相通じて考究すると、兄Aとして気の毒な立場にあったとはいえ、通常の説得の程度を著しく逸脱したものであり、また、Xの容共民主主義の思想、信条及びこれに基づく活動を嫌ってなされたものであるから、違法性を帯有するものであるというべく、なお、右説得行為は、Xが退職を拒否するにおいては、前記のように兄A及び妹らに対し失職その他の悪影響を及ぼし、X自身につき解雇の結果及び再就職の困難を招来し、母を何時までも心痛せしめる結果になるべき趣旨の害悪を示したものであるということができ、なおまた、Xは、兄Aの退職の説得を拒否するにおいては、右のような害悪の生ずべきことにつき畏怖を生じ、その結果やむを得ず兄Aの要求を容れ、因って会社に対し退職の意思表示をしたものであるとみるべきである。従って、兄Aの説得行為は、民法第96条第1項の強迫に該当し、Xの退職の意思表示は、強迫に因るものであるという

べきである」。もっとも、Xがその翌日（11月30日）に退職金及び給料残金を受領したことが民法125条1号の「一部の履行」に該当し、「Xは取消し得べき行為につき追認をしたものとみなされる」として、本件仮処分申請を理由のないものとして、原判決を取消した。

（コメント）

兄Aによる強迫行為自体は肯定するものの、強迫状態から離脱した後にXが、退職した会社から退職金等を受領する行為は法定追認行為に該当し取り消しを主張しえないとする。Xの退職金等の受領行為は強迫行為の翌日であり、はたして強迫離脱状態から脱した状態のもとでのX自身選択に基づく行為と評価すべきかは争いがある。Xは姫路市の工場で精紡工として働いていた未成年の女性であるが、勤務して約3年ころに日本民主主義青年同盟（民青）に加盟したところ、会社の上司や寄宿舎の関係者から再三にわたり民青の活動を控えるように忠告され一時その活動を中断していたが、その活動を再開したため、炊事係に配置転換されていた。その後、兄が和歌山から来て「民青」をやめることを強く懇願したため兄を安心させるために活動をやめるとの誓約書を提出したが、ふたたびその活動を再開した。再度、兄がやってきて「今度は会社をやめてくれ、お前が会社をやめないとも兄も失職して路頭に迷うかもわからん」などと、強く退職を迫ったためにXも已もなく退職を決意し退職届を寄宿舎の舎監に提出した。判旨は、兄の説得を第三者による「強迫」行為と認定している。その際、①Xが当時未だ18歳の女工であること、②父親は既に死亡しており唯一人の兄であったこと、③兄の為した説得は通常を著しく逸脱するものであったこと、などから本事案ではXが兄Aの言動により恐怖を抱きこれに基づいて本件退職の意思表示をしたと認定している。第三者の強迫が兄によるものである点で特殊な事案ではあるが、家族（兄）としてのアドバイスの程度を超える行為であり①②③の事情のもとで、かかる行為が強迫と判断されたものと言える。続いて、本件では、同一の事案について、兄の行為による強迫を認定しつつ、かかる兄

による強迫の状況は、「両名が姫路市内で別れた時にやんだもの」とされ、従って、翌日Xが退職金等を会社から受領したことをもって、民法第125条第1号の「一部の履行」に該当し、Xは、取消しうべき行為たる雇用契約の合意解約につき追認をしたものとみなされるとした。はたしてXが兄の強迫状態から離脱して前記退職金の受領をしたと評価すべきかは微妙であるが、これにより法定追認に該当すると判断された。

5. 東京地裁 昭和42年12月20日（判決）³⁶

（事実）Xは、昭和35年2月にY会社に雇用され、本社工場に勤務していた。同年秋ころからXは共産党系の活動に従事しはじめたところ、会社の訴外A人事係長や専務から「転向するか、さもなくば会社を辞めてもらいたい」などいわれた。また、実家の父親にもかかる申し入れがなされていた。そんななか、昭和37年11月20日から同年12月2日まで、Xは、流行性感冒によりY会社を病気欠勤し、翌3日に出勤したところ、訴外A人事係長から呼び出しをうけ、応接室でXの組合活動等について全て話すよう強要され、「どうしても組合活動のことを言えないのなら懲戒解雇にしなければならない。しかし、独身の女性であって将来のこともあるから、退職願を書いてはどうか。そうすれば、年末の賞与とか退職金も出るので、退職願を出してはどうか」と退職願の提出を執拗に迫られた。このようにして午後4時半ころに至ったが、人事係の訴外Bと訴外Cの2名もその席に加わり、同人らも訴外Aと同様のことを繰り返し申し述べてXに退職願の提出をすすめた。その間、便所に行くとか荷物を職場に取りに行くとかは許されたが、それ以外応接室から出されず、昼食も応接室でとった。しかも、訴外A係長は「退職願を書かないかぎり家には帰さない」と言うのでXも遂にこれを拒否しきれず午後7時ころ訴外Aの書いてくれた原稿のとおり退職願を書いて同係長に提出した。Xは、Y会社に対し、労働契約上の労働者の権利を有するとの仮の地位の確認等の仮処分申請をした。

（判旨）（認容）

「前記強要はXをして全く意思の自由を喪失させる程度には至らないが、するなくとも威圧によってXに退職願を提出せざるを得ない状態に追い込んだものであって、民法第96条にいう強迫にあたるものと解すべき」であるとする。

（コメント）

企業側の労務担当職員による共産党系活動職員に対する日常的な介入行為を前提にして、本件事件当時、若い女性職員を10時間以上応接室に居続けさせ退職願を書かせようとする行為は、強迫とされた。本件では、X女はY会社の本社工場検査課に勤務していたが、共産党系のサークルに参加していたところから、人事課係長や専務取締役からその活動を控え、さもなくば退職してもらいたい旨の発言を受けていた。そのような状態のもとで、X女が流行性感冒により会社を早退し会社を11日間病欠欠席したあとと出勤すると、応接室に呼ばれ、「懲戒解雇事由に該当する、場合により情状によっては軽くすることが出来る。組合活動についてすべて話さなければ懲戒解雇であるが、退職願を書けば年末の賞与とか退職金も出る、」など執拗に迫った。「退職願を書かない限り家に帰さない」など約11時間迫られXは退職願を書いたという事案である。従前から繰り返された会社の反共産主義的な社風と、①X女が病み上がりであり精神的・肉体的に完全な状態ではなかったこと、②年齢もまだ21,2歳であったこと、③11時間に及ぶ監禁行為類似の状態の下での退職願を提出せざるを得ない状態に追い込んだこと、などをY会社によるX女に対する強迫行為とする。本件は、その行為自体不当な監禁といえ違法な行為であったといえる。

7. 広島高裁松江支部 昭和48年10月26日（判決）³⁷

（事実） Xは昭和40年2月、Y会社にバスガイド見習として雇用された。Xは、当時、Y会社が女子従業員の宿舎用に賃借していたアパートの別

室を個人で借りて居住していた訴外Aと情交関係を生じ懐妊し、中絶手術を受けた。同年7月5日、Y会社営業所長Bは、Xに対し、かかる情交関係がY会社の就業規則上、懲戒解雇事由に該当するが、これを避けてXの申出による解約（任意退職）により雇用関係を終了したいと申し入れ、Xはこれに応じて同日解約の申入れ（退職願）をして受理された。Xは、Yに対し、解雇無効確認等を求めた。

（判旨）（一部認容）

強迫に関して、「出社中のXを同営業所の所長室に呼び出し、所長、副所長、運行係長らが立ち会ってXに対して訴外Bとの関係について尋ねたところ、Xがすぐに答えようとしなかったので、所長は大声でAが同所長から注意されていたにも拘らず訴外Aと情交関係を結んだことを難詰し、さらに訴外Aの人柄について情事の前科者、あるいは生活能力に欠けるなどと批判したり、当時の訴外Aへ愛情を注いだであろうXの行動を非難したりしたうえ、右情交関係はY会社にとって将来不利益を招く恐れがあるので、責任をとって自発的に退職して貰いたいと要求し、直ちに退職願を提出するよう求めたこと。右所長室における面接は時間にして数分程度で終わったこと、当時高校を終え、18歳を超えたばかりで未だ思慮分別の十分熟していなかったXは、突然かかる要求を受けたことに驚愕するとともに、所長らの強圧的な態度と懲戒解雇によって訴外Aとの関係が公にされることに畏怖したあげく、同所長らの要求を拒絶するいとまもなく、しぶしぶこれに応じ、直ちに同営業所の係員が用意した退職願の用紙に署名押印したこと」が認められる。「18歳を越えたばかりの未成年であったXに対し、その親権者である父母と相談する余裕も与えないで、上司たる立場にある者がこれを一方的に叱責面罵し、懲戒解雇に付するなどXにとって不利益、不名誉な措置をとるべき旨を告げて退職願の即時提出を要求することは、Xを畏怖させるに足る強迫行為というべきであり、これによってXがなした退職願の意思表示はその自由な意思決定を阻害された瑕疵もあるものと認めざるを得ない。もっと

も、同所長らが右退職願の提出を要求するのに費やした時間は前記の通り極く短い、前記のようなその場の状況やXのおかれた立場、年齢等に照らせば、右のように短時間の出来事であってもXに意思決定の自由を失わせるに十分であったと認められる。」とする。

(コメント)

女子従業員に対して、数人の男性上司が大声で叱責し退職をもとめ、そのような状態でなされた退職の意思表示は、たとえ強迫の時間が数分であったとしても、強迫になると解している。本件では、バスガイド見習いとして雇用されたX女が同僚と情交関係を生じ中絶手術を受けたことに対し、上司(3人)が懲戒解雇事由にあたと告げ、自発的に退職願いを即時提出することを求めた行為につき、①Xは、18歳で思慮分別が十分に熟していなかったこと、②懲戒解雇により男との関係が公にされることを恐れたこと、③突然の要求と上司らの強圧的態度、などによりXが畏怖したと認定する。その実質時間は数分程度であるが強迫が肯定されており、判断基準として参考になる。確かに、X女にも会社の就業規則違反行為あるものの、解雇事由には該当しない事案であり解雇権の濫用的主張事案である。

8. 福岡地裁 昭和52年2月4日(判決)³⁸

(事実) Xは、昭和45年11月、Y会社にバス運転手として入社し、同社の福岡営業所に勤務していた。昭和49年1月、同営業所の支線班長となったが、Xは他の者とともに中心となり、昭和50年3月31日、同営業所内の操車係であるAの運転管理業務についての不備に関する文書を、嘆願書の形式で、丙福岡営業所長を飛び越えて直接Y会社の社長宛に郵送した。Xらは、本件嘆願書を専らバス運転手の志気を減退させるような不公平な運行管理を正してもらうべく会社のためを思って提出したものであると主張するのに対して、Y会社は、Xらがかねてより対立していたグループを叩くべく、そのグループと仲の良かったAを個人攻撃するために提出したものであると主張し

た。さて、本件嘆願書を同年4月1日にY会社本社で受け取った甲人事課長は、内容を見たうえ、即日乙労務係長に事実調査を命じ、乙より連絡を受けた丙福岡営業所長は、同営業所内の個別調査を行い、主謀者を確定した。丙所長は、かかる行為は就業時間中、無断で業務外の集会を開いて嘆願書の作成提出を協議し、本来苦情、不満であるならば、労使の苦情処理機関もあるのにこの方法をとらず、職場の上司を経由することもなく組織の秩序を無視して社長に直訴するなど、会社の秩序を乱したものと考えた。同月7日、丙所長は、Y会社本社で甲人事課長にこれまでの調査結果や主謀者が、Xら3人であることなどの報告をした。そして、丙所長は、甲人事課長に対して、Xらはいずれも責任を感じて退職するかも知れないので、この場合はしばらく自分に任せて欲しい旨懇願し、甲課長もこの丙所長の申し出を了承すると共に、その旨上司である丁総務部長に伝えてその了承を得た。もっとも、この時点では、Xらの行為について、それが懲戒事由に当るだろうとのおおよその検討はなされたものの、更に突っ込んで懲戒処分の選択つまり懲戒解雇かそれとも出勤停止や減給か等までの検討はなされていなかった。同月9日午前10時過ぎころ、Xらは、丙所長に呼ばれ、丙所長から「本社就業規則の75条(17)号、(18)号により、懲戒免職されることになった」「しかし、懲戒免職ということでは退職金も出ないし再就職も困難だろう」「だから退職届を出しなさい。私が何とか依願退職になるよう取り計らってあげよう」ということを言われ、同所長より会社備付けの退職願用紙を渡された。Xらは、若し懲戒解雇処分となるとすると、退職金も貰えず、再就職の妨げとなるため、そうなることについて困惑畏怖を覚え、結局退職願を出すほかにあきらめ、各自本件退職願に所要事項を記載し、署名・捺印のうえ、同日昼過ぎころ、同所長に個別にこれを提出した。同所長は午後2時ころ、本社の甲人事課長宛にXら3名の本件退職願を受理した旨連絡するとともに、その当日のバス便で、それを本社に直送した。

Xは、当日帰宅した後、嘆願書を出したくらいで辞めなければならないということに納得でき

ず、同月11日に原告代理人に相談して、その指示により、本件退職願を撤回する旨を丙所長に伝えた。しかし、同月12日、原告らの本件退職願は既に重役会で了承済みであったので、今更撤回など認められないとされた。そこでXは、Yに対し、従業員たる地位を有することの確認等を求めた。

（判旨）（認容）

Xのなした本件退職願の提出は、Y（丙所長）の詐欺ないし強迫に基づくものである旨の主張に関して、「一般に労働者において何らかの懲戒事由がある場合、この者に対して懲戒解雇処分もあるべき旨を告げ、そうなった場合の利害得失を説いて同人から退職願を提出させ、依願退職のかたちで雇傭契約を解除することはよく見かけることである。このような場合に右懲戒事由が本来懲戒解雇不相当のときにおいては、右示唆が強迫行為（民法96条）に該当する場合もあり得ると言うべきである。

即ち、前記認定にかかる丙所長の言にもある如く、懲戒解雇の場合は通常退職金も出ないし、また労働者の再就職において妨げとなるものであって、これがXの如く他に雇傭されて賃金を得る以外に生活手段を持たない労働者に与える経済的・精神的打撃は多大なものであることは容易に推認し得るところである。もっとも、真実懲戒解雇相当の行為が労働者にあった場合に、使用者がかかる依願退職をさせることは、いわゆる温情に基づく措置であるとみられ、違法性なしと判断すべき場合が多いであろう。しかし、そうでない場合に、使用者側が懲戒解雇の不利益をもって労働者をおどし、万一にもそのような事態になるのをさけるためには、この際退職願を提出して円満退職の方法で雇傭関係を解消し、退職金も貰って他に再就職を計るほうがまだましであると決意せざるを得ないような状況にこれを追いこんで、退職願を提出させたとすれば、労働者の右退職願の提出行為は、違法な害悪告知の結果であって、強迫による意思表示であり、取消し得べきものというほかはない。」とし、そこで、Xの本件嘆願書提出行為がそもそも懲戒解雇に相当する行為であっ

たかどうかを検討すると、「Xが些か短気な性格で、これまでも福岡営業所内で問題を起こしたことのある人物であったことは以上に認定の各事実から推察できるけれども、Yが本件で懲戒解雇処分を行うとすれば就業規則75条の解釈適用を誤り、無効となるべきものと判断するのが相当である。

従って、丙所長の前述の如き説示は、Xにとってその自由な意思の形成を妨げられた意味で、また同所長としても自らのなした右説示の持つ心理的効果を十分に認識していたと推認される点で、民法96条の強迫にあたり、右説示に基づいてなされたXの本件退職願は、取消し得べき意思表示であったと言うべきである」とした。

（コメント）

バスの運転手Xが、就業時間中無断で業務外の集会を開き嘆願書を直接社長に直訴するなどの会社の就業規則違反をしたことについて、営業所の所長から、「懲戒解雇である」とされ、しかしそれでは退職金も出ないし再就職も困難だから、「退職届を出すように」との指示のもとで提出された退職届についての事案である。判旨は「使用者側が懲戒解雇の不利益をもって労働者をおどし、万一にもそのような事態になるのを避けるためには、この際退職願を提出して円満退職の方法で雇用関係を解消し、退職金を貰って他に再就職を計るほうがまだましであると決意せざるを得ないような状況のもとにこれを追いこんで、退職願を提出させるとすれば、労働者の右退職願の提出行為は、違法な害悪の告知の結果であって、強迫による意思表示であり取消し得べきもの」としている。

10. 東京地裁 昭和57年12月22日（判決）³⁹

（事実） Xは、昭和48年1月30日陸上自衛隊に入隊し、第32普通科連隊に配属され勤務していた。この間、Xは昭和48年4月、日本大学経済学部第2部に入学し、夜間通学をしていた。ところが、昭和49年9月頃から、同連隊内の一部隊員に「隊内通信」なる記事が郵送されるようになり、

かかる「隊内通信」には毎号、「自衛隊は侵略と人民弾圧を目的とする帝国主義軍隊であり、一部の特権ブルジョワジーの利益のためにしか存在しないから、内部から解体しなければならない」などの旨の主張がなされており、隊内では反自衛隊活動であると認識されていた。隊内で調査したところ、Xがかかると「隊内通信」に関係しているのではないかが疑いを持たれていた。その後、Xの同僚が、Xと休日に外食した際に、Xから「自衛隊は国を守ると言っているが、政府の御用軍隊だ。国民のためにならない」「自衛隊を内部から崩壊させるんだ」などの発言をしていること、他の同僚に対しても同様なことを発言していたことを確認し、連隊としてはXが反自衛隊活動をしていると考えるに至った。同連隊の連隊長は、Xに退職を勧奨し、両親のもと（岩手）へ帰らせるのが、連隊のためにもXの将来のためにも最も望ましいと判断した。Xの両親にその旨が伝えられ、両親もこれに賛同し、Xの両親は昭和50年11月23・24日に東京の市ヶ谷駐屯地へ出てくることになった。Xは同年11月21日午後1時ころ、市ヶ谷駐屯地内において、X所属中隊の隊付准尉に呼ばれ、営内班長室に連れていかれた。それ以降、連続的に同室で所属中隊の陸曹等から入れ替わり「隊内通信」のことをきかれると共に、退職することを勧められ、ついに同年11月24日午前4時30分ころ退職届を提出するに至った。XはY₁（連隊長）に対し、本件退職承認処分の取消を、Y₂（国）らに対して損害賠償を求めた。

（判旨）（一部認容）

Xは「営内班長室において、多少の中断はあったにしても昭和50年11月21日午後1時30分ころからほぼ連続して長時間にわたって、ほとんど睡眠をとらせてもらえずに、執拗な退職勧奨を受けたため、同月24日午前5時ころには、激しい疲労と睡魔に苦しめられるようになり、その状態のもとで退職する旨の文言をけい紙に書くように何度も迫られ、更には書けば寝かせるなどと言われ、遂にそれ以上抵抗する気力を失い、やむなく右（一）認定の書面を作成して提出した、と認められる。このことからすれば、Xの、右書面の作成

提出による退職の申し出は、少なくとも、Xが激しい疲労と睡魔による苦痛の状態に陥っているのに乗じ、退職願を書くことを拒否すれば更に苦痛の継続することを暗示しXを畏怖させ、これを行なわせたというべきであり、強迫によりされたものとして取消することができる」とする。

（コメント）

多数の上司により、数日間にわたり昼夜を問わず継続的に任意退職を勧告され続けた状態のもとでなされた意思表示は、強迫にあたる。強迫か否かは、私企業の場合であろうが公務員であろうがその判断構造は差異がない。本件では、反戦活動に従事していると疑われている自衛官に対して、その自衛官をほぼ2日半にわたり監禁状態にし、十分な睡眠を与えない状態のもとで提出された退職願につき、「激しい疲労と睡魔による苦痛の状態に陥っているのに乗じ、退職願を書くことを拒否すれば更に苦痛の継続することを暗示し畏怖させ、これを行なわせた」強迫行為であるとしている。懲戒権の有無を問題にするまでもなく、かかる監禁行為を違法なものとしている。

12. 大阪地裁 昭和61年10月17日（決定）⁴⁰

（事実）X₁、X₂は、Y会社（婦人服の小売販売）の従業員であったが、昭和60年8月22日、会社幹部らに突然呼びつけられ、Xらが会社の経費で心太やヨーグルトを買って飲食したこと等を取り上げ、そのことが横領罪や私文書偽造罪を構成し、告訴や懲戒解雇ということになれば困るだろうし、任意に退職するならば、次の就職先からの問い合わせ等に対して、家庭の事情で辞めたことにしてやる等と述べ、退職届の提出を促され、やむなくその場で退職届用紙に署名・指印し、Y会社社長がこれを受理した。X₁・X₂らは、同夜、組合関係者や弁護士と相談し、退職届を撤回する意思を固め、同月24日付で内容証明郵便により退職届が無効である旨を通告し、地位保全、金員支払仮処分を申請した。

（判旨）（一部認容）

Xらの退職の意思表示が会社幹部らの強迫もしくは詐欺に基づくものである旨の主張について、「ところで、労働者に何らかの不正行為があり、これによって使用者が被害を被ったような場合に、使用者が右を理由に労働者を懲戒解雇に処し、あるいは刑事上の告訴をなすことは、それらが濫用にわたらない限り、正当な権利行使として許されることは論を俟たないが、使用者の右懲戒解雇の行使や告訴自体が権利の濫用と評すべき場合に、懲戒解雇処分や告訴のあり得べきことを告知し、そうなった場合の不利益を説いて同人から退職届を提出させることは労働者を畏怖させるに足りる強迫行為というべきであり、これによってなした労働者の退職の意思表示は、瑕疵があるものとして取り消しうるものというべきであるところ、前認定の事実を照らすと、会社がXらに対して告訴もしくは懲戒解雇のあり得べきことを告知したというべきである。」「会社は、その主張する不正行為への関与に大きな隔たりのあるX₁、X₂両名の処遇を一律に考え、あるいは、告訴に関してはXら以外の関与者についても当然問題とされて然るべきであるにもかかわらず、これらの者について告訴を検討した形跡も窺われないことなどにも照らすと、X₁、X₂らの本件退職の意思表示は、会社の強迫によって畏怖した結果なされたもので取消し得るものというべき」とした。

（コメント）

Xらは、組合活動に従事しており、狙い撃ちされたともいえよう。きわめてわづかな金額での買い食い行為を理由に横領罪で告訴するとXを畏怖させ、その状態を利用しての退職届を提出させた行為は強迫行為といえる。婦人服販売会社の従業員であったX₁・X₂が、組合活動を始めたところ、以前に会社の経費でトコロテンやヨーグルトを買い飲食したとして、告訴や懲戒解雇ということになれば困るであろうことから、退職届の提出を促されこれを提出した事案である。判旨は、懲戒解雇や刑事告発を行うことが濫用に当たる場合、「これらのあり得べきことを告知して従業員から

退職届を提出させることは、従業員を畏怖させるに足りる強迫行為」とする。

13. 旭川地裁 平成6年5月10日（決定）⁴¹

（事実）Y損害保険調査会社の旭川支社に勤務していたXが、精神障害を理由として約1年3ヶ月休職した後、Y会社に復職を申し出たところ、東京転属を告知され、かつ、これに応じない場合には、懲戒解雇である旨向けられたため、Y会社を退職し、新たにY会社と業務嘱託契約を締結した。Xは、これは懲戒解雇されることを回避するためにやむなくしたものであり、Y会社の強迫による瑕疵ある意思表示である等として、Y会社との間の雇用契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めるとともに、賃金仮払仮処分を求めた。

（判旨）（一部認容・一部却下）

本件の場合、Xの意思に反し、東京転属の業務命令案が、業務命令として発せられた場合には、Xに対して通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものとして、配転命令権の濫用になると解したうえで、Y会社の東京本社の総務部次長が、Xとの2回にわたる協議の際に、Xに対し「旭川支社における勤務の継続に固執する場合には懲戒解雇となる旨の発言」が、「Xの生活上に重大な不利益を及ぼす事柄の告知である上、7月30日の協議の際には、次長がかなり語気荒くXに対して話しかける場面が存したこと、同日の協議において、次長が、同日4時の飛行機で東京に戻るの、Y会社が同日に提示した事項等につきイエスカノーかで答えるように促し、いくつかの質問をしたにもかかわらず、Yからは何の返答もないという状況下で、最終的に次長から渡された便箋に本件意思表示を記載したことを総合すれば、7月7日の協議及び7月30日の協議の際の次長による右発言は強迫行為に該当し、Xは右発言に基づき、懲戒解雇されることを避けるため、本件意思表示をなしたものと一応認めることができる。」とし、退職等の意思表示の取消を認めた。

(コメント)

精神的な障害で休職していたXからの地元旭川で復職したいとの申し出に対し、会社の上司が東京への転職命令を拒否しこのまま旭川での勤務を希望すれば懲戒解雇となることがあることを告知するにあたり、それを告知すればXが退職届を提出するとの認識を有しながらXとの協議をした場合に、Xがした退職の意思表示を強迫によるものとしている。本件では、神経症を理由に約1年3か月休職した後、旭川市内のY会社に復職を申し出たXに対し、東京への転勤を拒否した場合には懲戒解雇となるとの旨の告知は、強迫に当たった事案である。ここでは、会社側が治療中で共働きのXを東京地区において勤務させるとの業務命令案は、旭川支社において継続して勤務することを希望していたXの意思に反し、業務命令として発せられた場合には、Xに対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものとして、配属命令権の濫用になると認定されていることが強迫の判断の前提となっていることが重要である。

四. むすびにかえて

労働者の意思に基づく解約（辞職）と、労使両当事者の労働契約を終了せしめる旨の申込の意思表示とこれに対する相手方の承諾の意思表示により成立する合意解約とは、概念としては一応異なるものであることは明確であるものの、現実の労使関係においては、その意思解釈の前提となる事実関係が曖昧な場合が多いことが指摘されている⁴²。それゆえ、たとえば、使用者からの解約の申込の場合には、解雇に関する法的規制（解雇権濫用の法理）を考慮しつつ、使用者がなぜ、そのような形式を選択しているかという点をも配慮し、労働者の承諾の意思表示の存否の認定をすることになろう⁴³。そして、本稿で検討した諸ケースのように、主として使用者が労働者を強迫する場合についていえば、労働者の意思表示が、使用者側の言動等（強迫行為）により引き起こされた畏怖状態のもとでなされたために、①本来、意思決定の前提条件

となっているべき労働者の自由意思が確保されていること、②労働者の労働契約終了に関する意思に基づく表示行為であること、がともに確保されていない⁴⁴状態でなされた意思表示であると評価されることが強迫認定の重要な基準となっているといえよう⁴⁵。

そもそも96条1項によって意思表示が取消しすべきものとされるためには、強迫行為がそれに値するだけの、社会的に違法視されるようなものでなければならないのであり、そのようなものであると判断するためには、例えば、強迫行為によって形成された意思表示の種類（売買契約、退職の申出、手形債務負担行為など）、誰が強迫をしたか（契約当事者、第三者、多人数による強迫など）、誰に対して強迫をしたか（契約当事者、第三者）、強迫行為の種類（暴行行為、言語、畏怖状態を利用しての行為など）、強迫行為の時間の継続性（長い、短い）などを民法全秩序に照らし、総合的に判断し、認定しているものといえよう。

本稿で問題となっていた意思表示は、任意の退職の申し出行為に関するものであったが、そのほか、意思表示につき強迫行為が問題となるものとしては、債権譲渡行為、連帯保証契約、和解契約、贈与契約、抵当権設定の合意、など多種多様でありその種類において制限はない。ある程度の類型ごとに強迫の成否の基準を整理しながら、強迫の要件基準を明確化していくしかないであろう。

ところで、強迫行為と畏怖との因果関係及び畏怖と意思表示との因果関係が必要であるが、これらの因果関係は、個々具体的な場合における被強迫者の主観および、上記の強迫行為によって形成された意思表示の種類、誰が強迫をしたか、誰に対して強迫をしたか、強迫の態様などを加え、総合的判断がなされている「強迫行為の存在」の要件に関しては、判例においては、それらを個別に別箇にひとつひとつその検討されているのみならず、「取消を主張させることがもっともである」との効果論的部分を視野に入れ民法全秩序に照らし、問題となる行為が強迫に該当しその結果、取消権の付与の帰趨が判断されているものと解される。判例においては、強迫か否かに関する間口

は広く、前述の諸要素を丁寧に事実認定し総合的に判断をしている。

強迫の要件を再検討するにあたり、今回は、強迫による退職の意思表示のケースを中心に検討を加えたが、今後さらに強迫規定の効果論、強迫の成立を広範に許容しているとされる英米法などの比較法的考察など、検討を続けていきたい。今後の研究課題としたい。

-
- 1 新版注釈民法（3）下森定担当504頁以下有斐閣（平成15年）。なお、すでに、柳沢秀吉「登記の公信力と民法94条2項、96条3項の意味」志林70巻1号71頁、松尾弘「権利移転原因の失効と第三者の対抗要件」一橋102巻1号78頁、中舎寛樹「民法96条3項の意義」南山法学15巻3-4号15頁、田中教雄「日本民法96条（詐欺・強迫）の立法過程」香川法学13巻4号77頁、武川幸嗣「法律行為の取消における第三者保護の法律構成序説—民法96条3項の意義と法理を中心に」慶応法研69巻1号513頁などがある。
 - 2 小野健太郎「詐欺・強迫規定の起草過程」国際関係研究34巻1号1頁、同「明治期の強迫（民法96条）規定に関する学説・判例の展開」国際関係研究34巻2号107頁など。
 - 3 「強迫観念の拡大化」について、四宮=能見『民法総則・第八版』241頁 弘文堂、樋口範雄『アメリカ契約法・第二版』179頁 弘文堂。
 - 4 「法典調査会民法主査會議事速記録」『日本近代立法資料叢書13』（商事法務研究会、昭和63年）654頁以下。
 - 5 民法主査會前掲書654頁。
 - 6 民法主査會前掲書654頁。
 - 7 民法主査會前掲書654頁。
 - 8 民法主査會前掲書654頁。
 - 9 民法主査會前掲書654頁。
 - 10 民法主査會前掲書654頁。
 - 11 民法主査會前掲書655頁。
 - 12 民法主査會前掲書655頁。
 - 13 民法主査會前掲書655頁。
 - 14 民法主査會前掲書655頁。
 - 15 富井政章校閲、本野一郎、城数馬、森順正、寺尾亨著『日本民法義解財産編第三卷 人權及び義務（上）明治23年版』（信山社復刻版、平成10年）140頁以下。
 - 16 民法義解前掲書142頁。
 - 17 民法義解前掲書143頁。
 - 18 拙稿前掲書^{註2}「明治期の強迫（民法96条）規定に関する学説・判例の展開」114頁。
 - 19 大審院民事判例集15巻2072頁。
 - 20 大審院判決全集5輯3号4頁。
 - 21 大審院判決全集9輯23号2頁。
 - 22 大審院民事判例集4巻545頁。
 - 23 法律新聞2945号14頁。
 - 24 法律新聞2392号16頁。
 - 25 大審院民事判例集4巻545頁。
 - 26 民録10輯1529頁。
 - 27 判例時報185号26頁、判例タイムズ88号95頁、労働関係民事裁判例集10巻2号316頁、なお、瀬元美智雄「一定期間内の退職願の提出を求め、爾後は解雇の取扱をするという通告の法的性質」。
 - 28 労働関係民事裁判例集10巻4号782頁。
 - 29 労働関係民事裁判例集22巻6号1113頁、判例タイムズ274号110頁、なお、香川幸三・ジュリスト520号「会社の希望退職勧告に応じて退職願を提出することにより成立した合意解約の効力」、三浦恵司・ジュリスト509号「整理基準「有夫の女子」に基づく合意解約の効力—小野田セメント事件」、三浦恵司・ジュリスト臨時増刊509号178頁「整理基準「有夫の女子」に基づく合意解約の効力—小野田セメント事件」、瀬元美智男・季刊労働法86号197頁「希望退職勧告と有夫の女子「労働判例ダイジェスト」：小野田セメント大船渡工場控訴事件」。
 - 30 労働経済判例速報1129号5頁。
 - 31 労働判例476号44頁 労働経済判例速報1270号17頁。

- 32 判例地方自治135号50頁。
- 33 労働判例798号44頁 労働経済判例速報1772号3頁。
- 34 労働関係民事裁判例集12巻3号273頁, 山本吉人・季刊労働法44号178頁「強迫による退職の意思表示とその取消「労働判例ダイジェスト」: 敷島紡績飾磨工場事件」。
- 35 判例時報293頁9頁, 大森定・労働経済旬報511号「取消し得べき雇傭契約の合意解除(強迫による退職の意思表示)が一部の履行により追認されたと認められた事例(敷島紡績事件), 慶谷淑夫・季刊労働法45号「民青活動に関する判例の研究—敷島紡績事件をめぐって」, 田中実・法学研究(慶應義塾大学法学研究会)35巻10号「強迫による雇用庸契約の解消と取消」, 後藤清・判例評論(判例時報付録)56号「実兄の説得により退職を強迫によるものと認めながら民法125条1号を適用した事例」, 山本吉人・季刊労働法45号211頁「退職の意思表示の取消とその効力「労働判例ダイジェスト」: 敷島紡績飾磨工場控訴事件」。
- 36 労働関係民事裁判例集18巻6号1267頁 判例時報509号22頁, 野村豊弘・ジュリスト420号「退職の意思表示が強迫によるものであって取り消されているから効力を失っているとされた事例」, 久保敬治・季刊労働法69号190頁「退職願の撤回「昭和42年度」「労働判例ダイジェスト」: 旭工学工業事件」。
- 37 高等裁判所民事判例集26巻4号431頁 判例時報728号54頁, 判例タイムズ303号178頁。
- 38 判例時報880号93頁, なお, 本件控訴審判決に昭和53年8月9日福岡高裁がある。バス会社の控訴を棄却した(判例時報919号101頁)。控訴審の評釈として, 野田進・ジュリスト697号「退職願の撤回」, 菅野和夫・季刊労働法113号220頁。
- 39 行政事件裁判例集33巻12号2560頁 判例時報1070号106頁 労働判例400号22頁, 中川剛・ジュリスト88号32頁「公務員の退職願(2) —退職願の瑕疵—」。
- 40 判例タイムズ632号240頁 労働判例486号83頁。
- 41 判例タイムズ874号187頁 労働判例675号72頁。
- 42 清正寛「労働契約の合意解約と退職勧告」季刊労働法165号6頁。
- 43 清正・前掲書8頁。
- 44 清正・前掲書9頁。
- 45 もっとも, 労働者と使用者の締結する契約関係を詐欺・強迫・錯誤などの市民法の契約救済を用いずに, 労働法独自の理論から救済(たとえば擬制解雇の理論=小西國友『解雇と労働契約の終了』有斐閣1995年180頁)するとの立場もあろう。

日本大学国際関係学部研究年報に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部が発行する国際関係学部研究年報（以下研究年報という）に関する必要事項を定める。

(発行)

第2条 研究年報の発行者は、国際関係学部長とする。

2 研究年報は、毎年2月に発行するものとする。ただし、研究委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 研究委員会に、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究年報の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、研究委員会委員をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、研究委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、研究委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 研究年報に投稿することのできる者は、国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員とする。

2 共同執筆の場合、主たる執筆者は専任教員とする。ただし、共著者には他機関の者を含むことができる。

3 助手については、指導教授または関連分野の教授の推薦により、投稿することができる。

(原稿の種別)

第5条 研究年報に掲載する原稿は、学術研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究年報執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表,写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表,写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査する。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、学部外者1名、学部内者1名の論文審査員を編集委員会が選任し、審査を委託する。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究年報の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究年報に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部研究年報からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 研究年報に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『研究年報』編集・執筆要項は廃止する。

国際関係学部研究年報執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1) ~ (4) 以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、原則として横書きで、字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿（図表、写真を含む）及びデジタル原稿（原則として図表、写真を含む）に別紙「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ① タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ② 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしませんが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400語)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、頁数（始頁、終頁）、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕
11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", *73 Columbia Law Review*
〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*
〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*
〔または *APD*〕13 (1968), p. 10.

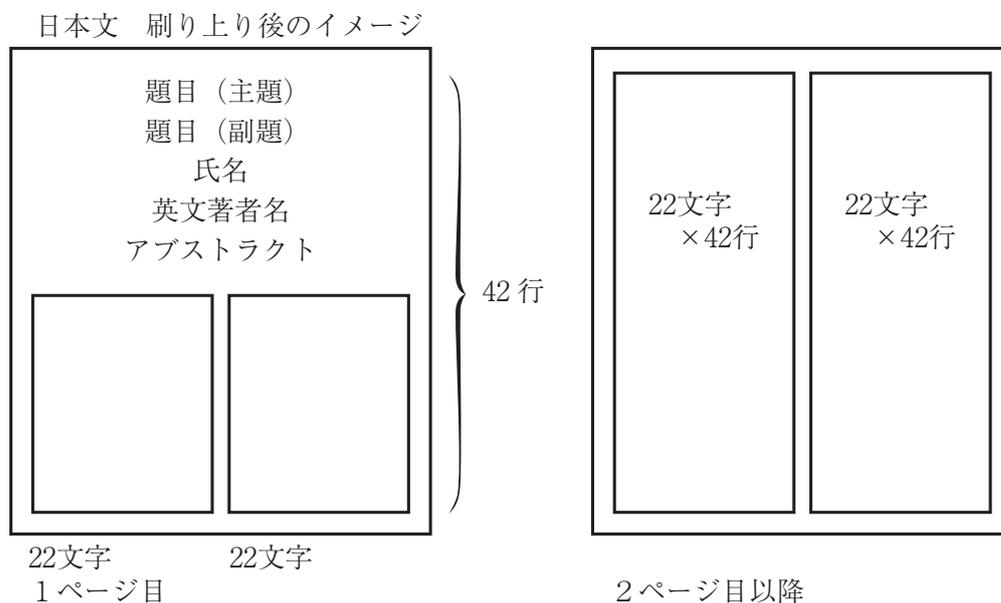
すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p. 202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36



第1集 — 第37集 目 次

第1集 (昭和55年2月)

創刊の辞……………高 梨 公 之
—— 国際関係学部の発足と目標および
機関誌について ——

場所の論理の生成と構造……………小 坂 国 継
—— 西田哲学の研究(1) ——

海保青陵と長州藩天保改革……………藏 並 省 自
—— その影響の推察より断定へ ——

ウィルソンの新自由理論の構成……………関 正 一
—— 関税改革をめぐる ——

アメリカの詩集と石川啄木……………岩 城 之 徳 全 藤 沢 全
—— 新発見の詩稿ノート「EBB AND
FLOW」を中心に ——

世阿弥の『至花道』……………西 一 祥
—— 世阿弥と禪についての考察に及ぶ ——

北欧環境保全条約……………石 渡 利 康
—— 地域的国際環境保全の一態様 ——

現代国際社会と日本の外人法……………杉 山 嘉 尚
—— 主体としての外国人, 外国法人 ——

政治学とその隣接科学……………藤 原 孝
—— 政治学の境界領域をめぐる ——

Relaciones Comerciales Hispano-Japonesas
—— Desenvolvimiento ——
……………坂 本 博
ローリの国家論と貿易論……………森 本 義 輝
—— 初期イギリス重商主義との関連に
ついて ——

教科書に見る中国の国際認識……………杉 田 邦 子
—— 1951年版教科書の検討から ——

The Changing Image of the Japanese
in the U. S. ……………萩 原 順 子
An Example of the Complex Ghost Field
Theory ……………小 原 堯 尚
水産乾製品のせん断についてⅢ……………青 木 久 尚
—— サバ節のせん断破壊 ——

Some Physiological Characters of the
Basidiospores of *Lentinus lepideus* FR.
……………水 本 晋
ヘンリー・ジェイムズの『鳩の翼』につ
いて……………秋 山 正 幸
Some Problems of the Arrangement of
Words ……………氏 家 文 昭
Descriptive Statistics from an Achievement
Test of *New Horizons in English II*

……………William D. PATTERSON
The Courtroom Scene in Four Plays of
Elmer Rice ……………John T. DORSEY
The Non-political Assassin in Mishma's
Homma and Oe's Seventeen ……………松 岡 直 美

第2集 (昭和56年2月)

純粹経験の概念と諸相……………小 坂 国 継
—— 西田哲学の研究(2) ——

正月勅令 (1562年) 前後の「信教の自由」論
……………菅 波 和 子
国民国家と国際関係(Ⅲ)……………八 幡 康 貞
—— 日本社会の一側面に関する社会学的考察 ——

ペルーにおける民政移管政策……………坂 本 博
—— 中進国から先進国への一つの試み ——

教科書に見る中国の国家認識……………杉 田 邦 子
—— 政治文化論的視角からの一考察 ——

Charles E. Hughes and the
Washington Conference ……………萩 原 順 子
アメリカにおける労働市場と労働参加率
……………石 原 孝 一
アメリカの証券金融(Ⅲ)……………三 浦 寛 也
メキシコ公企業の構築過程の研究……………大 泉 光 一
—— その組織形態と法的概念の考察を
中心として ——

日中貿易史の再考……………林 俊 男
ローリの「世界の歴史」……………森 本 義 輝
Lögsögumaður から Grágás へ……………石 渡 利 康
—— アイスランド古法史散策 ——

水産物利用に関する研究……………青 木 久 尚
—— 水産乾製品および水産練製品の
物性に関する文献研究 ——

マツオウジ *Lentinus lepideus* FR.の菌
糸の発育ならびに担胞子の発芽に及ぼす
生長物質の影響について……………水 本 晋
ヘンリー・ジェイムズの「愉快な街角」…秋 山 正 幸
—— ブライドンの自己崩壊と再生 ——

The Reconstruction of Order in Aeschylus'
Revenge Plays ……………佐 藤 三 武 朗
……………Michael I. CHAPLAN
—— Mainly *The Eumenides* ——

Plays on words: Language in Ionesco's
La Cantatrice chauve and Handke's *Kaspar*
……………John T. DORSEY
宇宙飛行士の神話……………松 岡 直 美

— Tom Wolfe の The Right Stuff
と大江健三郎の「月の男」—

Idiom and Meaning ……氏 家 文 昭
Production Errors in Teaching English
as a Second Language ……W. D. PATTERSON

第3集 (昭和57年2月)

能と茶の湯の大成における一事象……西 一 祥
— 世阿弥の場合と紹鷗の場合の共通性 —
ヘンリー・ジェームズの
「四度の出会い」 ……秋 山 正 幸
— キャロラインの苦難と忍耐 —

The Disguised Death Wish in Betsuyaku
Minoru's Idō and Samuel Beckett's
Waiting for Godot ……John T. DORSEY

Personal History and Social History in
Faulkner's *Absalom, Absalom!* and Oe's
Man'en Gan'nen no Football ……松 岡 直 美
綱具屋小町, ルイーズ・ラベ素描……菅 波 和 子
EC法の「妥当性」と「適用性」 ……石 渡 利 康
在日外国人と日本国憲法……杉 山 嘉 尚

中華人民共和国中央人民放送局が伝える
国際ニュースの内容分析……山 本 賢 二
解放軍の創出……杉 田 邦 子
— エートス論的視角からの一考察 —

The Images of the Japanese in
American Popular Novels ……萩 原 順 子
先進諸国における労働市場の国際比較に
ついて……石 原 孝 一

SEC機関投資家報告書とマーチン・レ
ポート……三 浦 寛 也
アダム・スミスに関する最近の論争点…森 本 義 輝
在外日本企業の経営現地化への対応と日
本的経営論の海外移転の賛否論……大 泉 光 一
— 在墨日系企業のケースをめぐって —

Constrained Hamiltonian Systems (1) 小 原 堯
The Sentence—Its Identity ……氏 家 文 昭

第4集 (昭和58年1月)

セオドア・ルーズヴェルト考……関 正 一
— 国際的均衡をはかる現実政治家 —
Pageant Waggonの構造とその上演様相
についての考察……結 城 建 六 郎

ヘンリー・ジェームズの『アスパンの
恋文』論……秋 山 正 幸
逆説のモチーフと種本の関係(その1)…佐 藤 三 武 朗
— 方法論的視点による『リア王』解釈 —

Electra in Twentieth Century
Drama……John T. DORSEY

John Hersey の *Hiroshima* と大江健三郎の
「ヒロシマ・ノート」 ……松 岡 直 美
相続の歴史性……李 丙 洙

— 南北朝鮮の現行制度を中心に —
中世北欧における法学教育の基石……石 渡 利 康
— 北欧法学教育法制史序説 —

Couples' Conflict Japanese and
American Families, an International
Comparison ……山 本 備 一
二階堂 ひさ子

中国の華僑向け放送……山 本 賢 二
— 趙紫陽首相のASEAN訪問について
の報道分析 —

Japanese Images of the United States:
The American Influence on Mass Culture in the
Taisho Period, the Peak of Democratization in
Prewar Japan ……萩 原 順 子

日米における職業構造の比較分析……石 原 孝 一
アメリカの金融・証券市場の変革……三 浦 寛 也
— 金融業務と証券業務の相互乗り入れ —

R. H. トーニーの社会理論……森 本 義 輝
Constrained Hamiltonian Systems (II) 小 原 堯
On the Relative Durability of Some
Indonesia Timbers to Fungal
Attack ……水 本 晋

第5集 (昭和59年1月)

Subtreasury Planの研究 ……関 正 一
平出修弁護士と逆徒たち……岩 城 之 徳
— 大逆事件の文学的影響を中心に —

ジェームズと南北と円朝(I)……秋 山 正 幸
— 東西の亡霊物語の比較考察 —
鳥獣の比喩……佐 藤 三 武 朗
— 『リア王』を中心に —

Sickness and Society in Four
Plays by Ibsen ……John T. DORSEY
北欧諸国における Allemansrätt

(自然環境享受権) ……石 渡 利 康
国民国家と国際関係(IV)……八 幡 康 貞
— 日本社会の一側面に関する社会学的考察 —
中国の三級放送網……山 本 賢 二
— 南京市の場合1982.7.1~7.14 —

中米における革新勢力の動向……坂 本 博
— ニカラグアを中心に —
変動為替相場の経験……柴 田 裕

グローバルにみた雇用問題と雇用政策…石 原 孝 一
証券市場の国際化 I ……三 浦 寛 也
— 発行市場の国際化 —
経済史の目的……森 本 義 輝

Something about Synonymy ……氏 家 文 昭

第6集 (昭和60年2月)

道化の役割と機能……………佐 藤 三武朗
—— コーディーリアの系譜 ——

The Courtroom Scene in *The Crucible*
……………John T. DORSEY

大田洋子の『屍の街』……………松 岡 直 美
—— 原爆文学の中での位置づけ ——

国立国会図書館本『三道』翻刻と解題…中山 久 子
1940～1945年における

デンマークの国際的地位……………石 渡 利 康
—— 平時占領から戦争状態へ ——

1976～1978 中央人民放送局が伝える
日本関係ニュースの分析……………山 本 賢 二

中米紛争における
コンタドラ・グループの役割……………坂 本 博

IMF 原協定における融資条件 ……柴 田 裕
ヨーロッパにおけるアメリカ系多国籍

企業の投資と労使関係……………石 原 孝 一
証券市場の国際化II……………三 浦 寛 也

—— 流通市場・証券業務の国際化 ——
17世紀ヨーロッパの危機……………森 本 義 輝

内生的変数に基づく経済成長論……………小 原 堯
木材腐朽菌による木材 cellulose および

lignin の分解について……………水 本 晋
Some Problems of Meaning and

Shades of Meaning ……氏 家 文 昭
EFL Skills and Grammar

—Translation ……W. D. PATTERSON

第7集 (昭和61年2月)

海保青陵姓名考 付年譜……………藏 並 省 自
LOUIS MOREAU GOTTSCHALK

の音楽……………西 村 満 男
—— アメリカ文化史の一面から ——

ヘンリー・ジェームズの『黄金の盃』
におけるアメリカについて……………秋 山 正 幸

ボードレールと禅思想……………中 沢 俊 郎
Nature の崩壊とその意味 ……佐 藤 三武朗

—— 『リア王』を中心に ——
Petter Weiss's *Die Ermittlung*: An Inquiry

into the Process and Purpose
of the Auschwitz Camp ……John T. DORSEY

小泉八雲における日本人観の形成……………萩 原 順 子
—— 芳賀矢一の『国民性十論』と

比較して ——
スヴァールバル (Svalbard) の法的地位 石 渡 利 康

—— ノルウェー法の適用性問題 ——

ラテン・アメリカにおける周縁化……………坂 本 博
IMF 融資条件の新ガイドラインと

国際政治経済関係……………柴 田 裕
アメリカにおける不利益労働者の問題…石 原 孝 一

トマス・スミスの十六世紀イギリス
政体論……………森 本 義 輝

The Optimal Profile in the Housing
Problem ……小 原 堯

Problems of Nouns ……氏 家 文 昭
—— A Semantic Survey ——

VARIABLES IN COMPOSITION
—VERBS AND VERBALS ……W. D. PATTERSON

鄭玄注の音韻分析 其1, 讀如注……………橘 純 信

第8集 (昭和61年11月)

三島学園開設40周年を迎えて……………藏 並 省 自
島崎藤村と沙翁 (その四) ……佐 藤 三武朗

—— 『悲曲 茶のけぶり』における
恋愛主義と英雄主義の対決 ——

Hemingway's *The Garden of Eden*:
—A Battle Texts— ……John T. Dorsey

マンハイムの舞台におけるシラーと
イフランドの競合……………田 中 徳 一

—— シラーのマンハイム失脚への誘因 ——
“Effi Briest” von Theodor Fontane ……小 林 正 昭

—— eine Beobachtung zu seiner
Erzähltechnik ——

ラフカディオ・ハーンの女性観……………萩 原 順 子
—— 小説「カルマ」の創作過程を中心に ——

グリーンランド保護協定の法的有効性…石 渡 利 康
西ドイツにおける大学の Abschluß ……李 丙 洵

解放の神学に関する一考察……………坂 本 博
—— ラテン・アメリカを中心に ——

国民国家と国際関係(V)……………八 幡 康 貞
—— 日本社会の一側面に関する社会学

的考察 ——
コミュニケーション不安の測定……………西 田 司

現代エジプトの宗教と政治の力学……………山 下 高 明
アメリカにおける最低賃金制と

所得配分……………石 原 孝 一
従業員持株制度……………三 浦 寛 也

世界史と文明……………森 本 義 輝
—— 三浦新七博士の文明起源論(その1) ——

時間の構造……………山 崎 康 人
Some Problems of Adjectives ……氏 家 文 昭

Phrase Structure Grammars and
Judgements of Grammaticality ……W. D. Patterson

鄭玄注の音韻分析 其2, 讀爲注……………橘 純 信

第9集 (昭和63年2月)

日本大学国際関係学部図書館蔵

- 「富士御覽日記」翻刻と解題……………西中山一祥子
中山久子
- ヘンリー・ジェームズの『アメリカ人』
における無垢と退廃……………秋山正幸
- 日系アメリカ人のルーツ希求と
アイデンティティ確立の苦悩……………佐藤三武朗
—— グレッジを中心に ——
- The Sonnet in Baudelaire and Hopkins :
Variations in a Fixed Form……………John T. Dorsey
- ワイマル宮廷劇場改築と
『ヴァレンシュタインの陣営』初演について
……………田中徳一
- Understanding *Karma* ……………Daniel J. Bisgaard
—— Part I : The Vedic Period ——
- 小泉八雲とその妻セツ……………萩原順子
—— その評価をめぐる ——
- アイスランドにおける改宗と社会構造の変化
……………石渡利康
- 日本の出入国管理……………杉山嘉尚
- 高齢者の社会構造の位置について……………寺田篤弘
- Japanese Communication Behavior
and Rules……………西田司
- スリランカ民族紛争の根源……………山下高明
- アメリカにおける国際間労働移動の変容
……………石原孝一
- 勤労者財産形成促進制度……………三浦寛也
- 世界史と文明……………森本義輝
—— 三浦新七博士の文明起源論(その二) ——
- 日本経済の計量分析(I)……………小原堯
- 日本における労働の
倫理の社会的発展に関する考察
……………Andreas H. Baumann

- 時間の構造II……………山崎康人
—— 事象の順序集合と時間的順序 ——
- ヒイロタケおよびキチリメンタケによる
材質腐朽ならびに材成分の分解と
培養期間および温度との関係……………水本晋
- Some Problems of Meaning……………氏家文昭
- 鄭玄注の音韻分析 其3, 當爲注……………橘純信

第10集 (平成元年2月)

- ローマへの道……………秋山正幸
—— ヘンリー・ジェームズの
『ある婦人の肖像』再考 ——
- Something about
Lexicography……………氏家文昭

- 島崎藤村とシェイクスピア……………佐藤三武朗
—— セリフ解釈に見る対比研究の一方法 ——

Loyalty in Question :

- Heinar Kipphardt's *In der Sache*
J. Robert Oppenheimer……………John T. Dorsey

Understanding *Karma*

- Part II : From Vedas to
Upanisads……………Daniel J. Bisgaard

- 鄭玄注の音韻分析 其4 聲訓・讀音注……………橘純信
雑誌「自由中国」の研究(一)……………山本賢二
サウジアラビアの政治権力とウラマー

……………山下高明

The Influence of the American

President's Appointment Power
in the United States

- Courts of Appeal……………武田節男
John R. Rink

ハンス・ヴォルフガング・ブラウンの

業績とその歴史的背景……………Andreas H. Baumann

アメリカの生産性と国際優位性……………石原孝一

証券行政の機構……………三浦寛也

世界史と文明……………森本義輝

—— 三浦新七博士の文明起源論

(その三) ——

日本経済の計量分析(II)……………小原堯

スヴァルバルの漁業保護

水域法……………石渡利康

三島市における条理プランと水利……………加藤雅功

時間の構造III……………山崎康人

—— 過去・現在・未来と位相 ——

社会学の若干の難点……………寺田篤弘

人間関係における自己開示……………西田司

第11集 (平成2年2月)

オーランド島非武装化に関する

オーランド島民の見解……………石渡利康

外国人労働者問題……………杉山嘉尚

—— 諸国の現況と日本 ——

イギリス絶対王政期の重商主義者たち(上)

—— グレシャム, トーマス・スミス, クランフィールド ——

……………森本義輝

雑誌「自由中国」の研究(二)……………山本賢二

異文化への対応と社会技能……………西田司

ヘンリー・ジェームズの『使者たち』の研究

……………秋山正幸

シェイクスピアと島崎藤村……………佐藤三武朗

—— 「ビィーナスとアドニス」の翻案と「夏草」 ——

ラフカディオ・ハーンとキリスト教……………萩原順子

ドイツ中世謝肉祭劇の演技空間と笑いについて

……………田 中 徳 一
—— 虚構的世界の中の虚構 ——
鄭玄注の音韻分析 其 5 釋文所収注……………橘 純 信
静清地域の条里……………加 藤 雅 功
—— 清水市域を中心として ——

“The Tragicomedy of Passion in Sam Shepard’s
Fool for Love and A Lie of the Mind”
……………John T. DORSEY

Understanding Karma
Part III : The Background of a Philosophical
Revolution ……………Daniel J. Bisgaard
Word and Language ……………氏 家 文 昭
Effect of a Subsidy in a Theory of the Firm :
A Game-Theoretical Approach
……………小 原 堯

第12集 (平成3年2月)

無主地としてのスヴァールバル……………石 渡 利 康
北一輝における中国革命観への一考察……………浅 川 道 夫
イギリス絶対王政期の重商主義者たち(下) 森 本 義 輝
—— ローリ, クランフィールド ——

個人情報の開示順序の調査について……………西 田 司
ヘンリー・ジェイムズの『鳩の翼』論……………秋 山 正 幸
—— 欲望のドラマ ——

シェイクスピアと島崎藤村……………佐 藤 三武朗
—— 『春』と青春の狂おしさ ——

Simile 考 ……………氏 家 文 昭
Vert émeraude は Emerald green か? 村 田 博 司
—— 類推による誤りの一例 ——

Liberation and Samādhi ……………D. J. Bisgaard
《周禮》《儀禮》の古今異文が反映する音韻現象
……………橘 純 信
時間の非対称性……………山 崎 康 人
—— タイム・トラベルにおける撞着性 ——

第13集 (平成4年2月)

宗教の隠れた秘密としての哲学……………大 沼 栄 穂
—— バスカルにおける「正当なる思考」について ——

Thoreau and India ……………D.J.ビスガード
比較分析の試み: 島崎藤村における「奈落」と
シェイクスピア……………佐 藤 三武朗
明治期の英語教育……………萩 原 順 子
—— ラフカディオ・ハーンと英語教育 ——

Metaphor をめぐる問題……………氏 家 文 昭
Nathan の養女 Recha ……………柳 川 三 郎
—— その名前の由来 ——

同時代の一批評に見る「フィエスコ」理解の
問題点……………田 中 徳 一
異文化コミュニケーション能力……………西 田 司

社会学的概念の機能……………寺 田 篤 弘
日本大学国際関係学部図書館における沼津兵学校
関係文献解題……………浅 川 道 夫
ノルウェーにおけるサーメ権の最近の動向
……………石 渡 利 康

イギリスにおける歴史学の一傾向……………森 本 義 輝
—— 1942年 R・H・トーニーのメモについて ——

Optimal Paths of Capital Stock and Labor Supply :
A Game Theoretical Approach ……………小 原 堯

第14集 (平成5年2月)

韓国における政治文化と官僚制……………慎 斗 範
日米防衛摩擦における国内問題の役割……………武 田 節 男
バルト海沿岸諸国国際協力……………石 渡 利 康
経済と宗教……………森 本 義 輝
物理学者を通して見た明治の精神……………佐 藤 三武朗
—— 長岡半太郎 ——

お雇い外国人教師ラフカディオ・ハーンの
東大解雇を巡って……………梅 本 順 子
Onomatopoeia 考 ……………氏 家 文 昭
漢日常用動詞の語義分類……………橘 純 信
日本の対人関係におけるコミュニケーション
……………西 田 司

社会学理論の応用的手順の研究 I ……………寺 田 篤 弘
アメリカ高等教育管理システムに関する歴史的研究
—— 19世紀初期におけるハーバード大学の
改革と管理体制 ——
……………北 野 秋 男

第15集 (平成6年2月)

社会科学の基礎……………森 本 義 輝
社会学理論のイデオロギー性と蓄積性について
……………寺 田 篤 弘
東西ヒューマニズムの接点……………大 沼 栄 穂
—— 人間存在の倫理学の教程案 ——

瞬間の数学的構成……………山 崎 康 人
日本文化のコミュニケーション的特徴……………西 田 司
太極拳研究(1)……………山 本 賢 二
—— 陳式太極拳について ——

修辞疑問というもの……………氏 家 文 昭
ラフカディオ・ハーンの小説「カルマ」再考
……………梅 本 順 子
現代中国語における中日同形語の占める割合
……………橘 純 信
島崎藤村とイプセン(二)……………佐 藤 三武朗
—— 『破戒』と『人形の家』を中心に ——

Lessing の *Nathan der Weise* における
Familiengeschichte ……………柳 川 三 郎
エクホーフの俳優アカデミーにおける

象徴的なドラマと儀式……………田 中 徳 一

第16集 (平成7年2月)

アダム・スミスのドイツにおける受容…森 本 義 輝
コミュニケーション行動の型……………西 田 司
島崎藤村：「桜の実の熟する時」の考察…佐 藤 三武朗
スタンダールにおける芸術観の形成 I…村 田 博 司
矛盾の論理—Oxymoron ……………氏 家 文 昭
浜松市における外国人労働者の動向と地域の対応
——行政の対応を中心として——
……………加 藤 雅 功
太極拳研究(2)……………山 本 賢 二
——楊式太極拳について——

第17集 (平成8年2月)

八木重吉における日本の宗教意識……………寺 田 篤 弘
日系アメリカ人と合衆国憲法……………佐 藤 三 武 朗
——排日法案の成立を通して——
ラフカディオ・ハーンと西インド諸島…梅 本 順 子
A Study of Arthur Christy's
The Orient in American Transcendentalism
……………D.J. ビスガード
社会アニミズムと沈黙と日本人学生
……………マイケル・ジナン
比喩表現としての Personification ……氏 家 文 昭
英語の冠詞……………谷 口 富 男
——その理論と用法(その一)——
スタンダールにおける芸術観の形成 II
……………村 田 博 司
『Lessing の Nathan der Weise における
Familiengeschichte』補説……………柳 川 三 郎
ブレヒトの『コーカサスの白墨の輪』と
中世謝肉祭劇……………田 中 徳 一
日中使用語彙の品詞対応関係……………橘 純 信
——《走れメロス》とその中国語訳
との対比を通して——
太極拳研究(3)……………山 本 賢 二
——呉式太極拳について——
消費関数にたいする微積分方程式……………小 原 堯

第18集 (平成9年2月)

日本大学三島キャンパス開設50周年記念号
三島キャンパス開設50周年を迎えて
……………国際関係学部長 秋 山 正 幸
自由貿易政策の政治経済学……………稲 葉 守 満
——途上国の政策と先進国——

政治学のパラダイムとアプローチに関する研究

……………慎 斗 範
宗教における罪意識について……………寺 田 篤 弘
——仏教とキリスト教——
島崎藤村：『夜明前』を読む……………佐 藤 三 武 朗
——「序の章」に見るカオスの前兆——
パーソナリティ研究に関する歴史的考察
……………岡 本 健
——1. 古典的条件づけ法による諸研究——
誇張表現—Hyperbole 考 ……………氏 家 文 昭
Verbal Aspect in English ……………藤 井 誠
Integrating Strategic Planning Theory into the Cur-
riculum Design and Planning Process at Japanese
Universities ……………クリス・ボーエン
日本人大学生に英語の文学作品(フィクションおよびノ
ンフィクション)をいかに読ませるか：
——方法と評価——……………D.J. ビスガード
山田耕筈と Louis M. Gottschalk ……西 村 満 男
太極拳研究(4)……………山 本 賢 二
——孫式太極拳について——

第19集 (平成10年2月)

在日外国人に対する行政の対応
——行政に関する調査報告書——……………寺 田 篤 弘
カルチュラル・スタディの可能性……………佐 藤 三 武 朗
“Amazing Grace”とその旋律 ……………西 村 満 男
太極拳研究(5)……………山 本 賢 二
——武式太極拳について——
文学のテーマとしての「畠山勇子」……梅 本 順 子
——「愛国」の象徴から「フェミニスト」の象徴へ——
A New Approach to the Seasonal Fluctuation of
GDP ……………小 原 堯
国際私法の危機……………杉 山 嘉 尚
——国際私法の新しい展開——
Issues of Methodology in Comparative Mythology
……………D.J. ビスガード
スタンダールにおける芸術観の形成III…村 田 博 司
ビジネス・ロジスティクスの動向……………若 林 敬 造
機能的構文論について……………藤 井 誠
ケネディ・ベトナム撤退論の検証……………平 田 雅 己
積極概念としての「宗教共生」……………大 沼 栄 穂
——日本的寛容の原理をたずねて——

第20集 (平成11年2月)

- 発展途上国の為替レート政策……………稲葉守満
- L・ロバーツの貿易論……………小林通
- 発展行政に関する研究……………慎斗範
- 島崎藤村：『夜明け前』第一部上に見る悲劇の構造(二)
……………佐藤三武朗
——黒船の来航——
- 太極拳研究(6)……………山本賢二
——趙堡太極拳について——
- Pre-Industrial Western Thought on Children and the
Concomitant Pedagogy……………A.Sue Willis
- 広東地名用字とその地理分布(1)……………橘純信

第21集 (平成12年2月)

- 福祉国家における政策過程……………慎斗範
- 気候変動枠組条約と排出権取引についての一考察
……………岡本博之
- 日本海のキューバ危機
——プエブロ号事件とジョンソン政権の対応——
……………平田雅巳
- 租税論におけるペティとスミス(1)
——租税本質論を中心として——……………吉田克己
- 太極拳研究(7)
——総合太極拳について——……………山本賢二
- 多民族地域における患者と民俗治療者の交流
——北スマトラ・トビン・ティンギの事例から——
……………吉田正紀
- Why women don't hate women……………E.T.オットマン
- Attaining Enlightenment with this Body
——The Metaphysical Teachings that Explain Shin-
gong Buddhism's Bodily Enlightenment——
……………渡辺武一郎
- 韓国人日本語学習者の誤用例とその分析
——助詞、指示詞(こ、そ、あ、ど)、一部の動詞につ
いて——……………川口智彦
- 広東地名用字とその地理分布(2)……………橘純信
- 文化化：意味変化と統語変化……………保坂道雄
- The Structure of a Tragedy :
Shimazaki Toson's *Before the Dawn* and *Hamlet*
……………佐藤三武朗
- Culture Battles in the First Act of Albee's *Who's
Afraid of Virginia Woolf?* ………………M.I.チャプラン
- 電子透かしによるデジタル写真改ざん防止技術の開発と
保険クレーム処理システムへの応用……………豊川和治

第22集 (平成13年2月)

- 現代の韓国政治に関する研究 1948~2000
……………慎斗範
- 在日外国人に対する地方議員の意識について
——調査報告書 I ——……………寺田篤弘
- 21世紀に向けた貧困改善策
——ラテンアメリカを中心に——……………福井千鶴
- 『夜明け前』：半蔵の江戸出立前夜
——国学への傾斜——……………佐藤三武朗
- 芥川龍之介とキリスト教……………高橋章
- ヤスパースの悲劇論について……………平野明彦
- 太極拳研究(8)
——太極五星椎について——……………山本賢二
- 広東の地名変遷とその文化的背景……………橘純信
- 英語教育プログラムの開発：
日本大学国際関係学部の場合……………植山剛行
- 英作文教育の現在
——今後の指針を求めて——……………高橋公雄
- ジョン・ローの貿易論……………小林通
- 租税論におけるペティとスミス(2)
——租税原則論を中心として——……………吉田克己
- アメリカ経済の構造変化
——計量経済学的分析——……………小原堯
- IT革命時代の知的所有権保護政策について
……………豊川和治
- IT革命と多国籍企業の組織形態……………岡本博之
- 日本の老人市場
——高齢者向け食品——……………照島秀子
- 米国大西洋近海、豪州沿岸および本邦太平洋近海産マグ
ロ類凍結乾燥煮沸肉粉の食品成分の比較
……………岩瀬善則
- 静岡県内浦湾の魚類—XXII
——スズキ目スズキ科、ハタ科、シキシマハナダイ科、
ヤセムツ科の採集記録——
……………室伏誠
……………長谷川勇司
……………上田龍太郎
……………竹間さやか
……………足立円佳

第23集 (平成14年2月)

最近の出来事にもみる文明の衝突 …… D.J.ビスガード
自己の現実感と他者

ウィニコットにおける存在と行為

現象学・比較精神病理学研究2 …… 村上靖彦

日本語における変化他動詞文多義性の諸類型とメトニミ
ー …… 佐藤啄三

文学的意匠としての遺伝要素

——島崎藤村の『破壊』を中心に——

…………… 佐藤三武朗

マスクオーフルズと文学としての映画

…………… M.I.チャブラン

太極拳研究(9)

——忽雷太極拳について—— …… 山本賢二

浮世絵師・葛飾北斎の出自

——ジャポニズムの淵源に潜む問題—— 高橋公雄

…………… 川村兼章

少子・高齢社会の家族とジェンダー …… 青木千賀子

在日外国人に対する支援団体の動向 …… 寺田篤弘

グローバル化と貧困改善の一考案

——ラテンアメリカの可能性—— …… 福井千鶴

保護貿易主義の理論的根拠

——イギリス重商主義的思想を中心として——

…………… 小林通

世界経済の成長経路 …… 清水隆雄

租税論におけるペティとスミス(9)

——租税構造論を中心として—— …… 吉田克己

地球温暖化ガスと排出権取引問題 …… 岡本博之

IT革命時代の知的所有権保護政策(II)

——リナックスの挑戦—— …… 豊川和治

輸入中型エビ類凍結乾燥肉粉の成分特性

…………… 岩瀬善則

バーサ・クレイ作品の日本大衆小説、家庭小説における

受容について

黒岩涙香の『妾の罪』再考 …… 松井洋子

アメリカにおけるジェンダー問題の推移と現状

——DV防止を中心として—— …… 四之宮玲子

竜門雑誌の刊行と洪沢栄一の関係について

…………… 安彦正一

静岡県内浦湾の魚類—XXIII

——スズキ目スズキ亜目イトヨリダイ科、タイ科、フ

エフキダイ科、ワニギス目トラギス科、ホカケトラギ

ス科、ワニギス科、ミシマオコゼ科の採集記録——

…………… 室伏誠

…………… 長谷川勇司

…………… 上田龍太郎

…………… 竹間さやか

第24集 (平成15年2月)

原情動性としての身体のゆらぎ

——フッサール『論理学研究』第五研究と

『受動的総合の分析』をめぐって—— 村上靖彦

湘贛閩粵地名用字とその地理分布 …… 橘純信

Language Learning :

Theoretical and Practical Foundations

…………… R.B.マクマーン

白話小説五彙辞典(一) …… 小田切文洋

今官一とキリスト教 …… 高橋章

*Babbitt*の「独善」と1920年代のアメリカニズム

…………… 宗形賢二

番楽の伝承と地域的異同 …… 高山茂

太極拳研究(10)

——常式太極拳(全佑老架太極拳)について—— …… 山本賢二

The Veneration of Kukai and Shingon Bodily Enlightenment

…………… 渡辺武一郎

人種差別の多様な様相 :

日本における『ちびくろサンボ』への反響を中心に

…………… 小宮恵

“The maintenance of self-interests through cooperation and competition” :

Another look on Japanese collectivism

…………… 伊坂裕子

…………… 鎌田晶子

…………… 野口謙二

…………… 藤本景子

在日外国人に対する地方議員の意識について

——調査報告書 II—— …… 寺田篤弘

親密度の高い人間関係におけるコミュニケーション行動

——アメリカ、中国、日本の大学生の比較——

…………… 西田司

アルゼンチンにおける沖縄人移民の研究

——沖縄人移民の特異性とアイデンティティー——

…………… 福井千鶴

租税論におけるペティとスミス(4)

——租税転嫁論を中心として—— …… 吉田克己

日本の高齢者生活の組織化について …… 照島秀子

India : Public Policy and Human Resources for IT Software

and Services Industry

…………… 森茂子

IT革命時代の知的所有権保護政策(III)

——各国保護政策の非対称性の考察—— …… 豊川和治

Statistical Analysis of Atmospheric Temperature

…………… 小原堯

輸入中型エビ類水煮凍結乾燥肉粉の成分特性

…………… 岩瀬善則

日本の家庭小説における

バーサ・クレイ作品の受容について …… 松井洋子

米大学生のジェンダーとドメスティック・バイオレンスに対する意識
 ——調査をもとに—— …………… 四之宮 玲子

マーケティングの社会的側面に関する先行研究
 ——マクロ・マーケティング視点からの考察——
 …………… 菅原 昭義

相互保険会社の成立過程と矢野恒太の儒教倫理(2)
 ——渋谷栄一との関連を中心に—— 安彦 正一

静岡県内浦湾の魚類—X X IV
 ——アカマンボウ目クサアジ科, アカマンボウ科, アカナマダ科, フリソデウオ科, トゲウオ目, ウミテング科, ヤガラ科, サギフエ科, ヨオウジウオ科の採集記録——
 …………… 室伏 誠
 …………… 長谷川 勇司
 …………… 大塚 由香
 …………… 上田 龍太郎

第25集 (平成16年2月)

Fundamentalism and Terror across Cultures
 …………… D.J.ビスガード

Perceptions of Competence in Intercultural Business Communication
 …………… ジョン・ペロガイティス

白話小説語彙辞典(二) …………… 小田切 文洋

エリザベス・ボウエンの短篇小説
 ——ボウエンの描く子供たち(Ⅲ)——
 …………… 水澤 総子

Drastic Change Comes to Higher Education in Japan
 An overview of education reform and Ministry of Education policy
 …………… 佐藤 三武朗

「グローバル化の光と影」 …… 高橋 章

太極拳研究(11)
 ——伝統太極拳簡化十三式について——
 …………… 山本 賢二

ロシアにおける日本学の系譜
 ドミトリー・マトヴェエヴィッチ・ボズドネフ『露訳漢和字典』についての一考察
 …………… 安元 隆子

少子高齢社会における社会保障とジェンダー規範
 …………… 青木 千賀子

ネットワーク時代におけるラテンアメリカ社会の
 貧困の諸相に関する一考察 …………… 福井 千鶴

アメリカとヨーロッパの「摩擦」を検証する
 ——冷戦終結前とイラク戦争をめぐって——
 …………… 三露 久男

経済成長と民主主義
 ——計量経済学的アプローチによる実証分析——
 …………… 清水 隆雄

グローバルな競争下にあるPC業界の変容
 …………… 豊川 和治

アメリカの家庭小説と日本の家庭小説の対比研究
 ——メアリ・J・ホームズの『嵐と陽光』と
 菊池幽芳の『乳姉妹』を中心に——
 …………… 松井 洋子

凍結乾燥技術の利用に関する研究 第37報
 静岡県駿河湾産カクアジとマナガツオ, アカムツと
 シロムツ凍結乾燥肉粉の成分比較*1
 …………… 岩瀬 善則

静岡県内浦湾の魚類—X X V
 ——ギンメダイ目ギンメダイ科, キンメダイ目キンメダイ科, イットウダイ科, ヒウチダイ科, マツカサウオ科の採集記録——
 …………… 室伏 誠
 …………… 長谷川 勇司
 …………… 池谷 幸樹
 …………… 大塚 由香
 …………… 上田 龍太郎

女子大生の最大酸素摂取量の動向に関する検討
 …………… 神戸 絹代
 …………… 久保 勝知

第26集 (平成17年2月)

言語進化論の新たな展開 …………… 保坂 道雄

『夜明け前』第一部における西洋イメージ
 …………… 佐藤 三武朗

オリエンタリズムと性の政治学 “Madame Butterfly” から *M.Butterfly* へ
 …………… 宗形 賢二

白話小説語彙辞典(三) …………… 小田切 文洋

ネパールの貧困とジェンダー
 …………… 青木 千賀子
 …………… 森 茂子
 …………… 伊坂 裕子
 …………… 福井 千鶴

コミュニティーによる海外移民とネットワーク形成手法の一考察・沖縄と南米を中心に
 …………… 福井 千鶴

第一次世界大戦後の平和回復についての一考察
 …………… 佐々木 久信

W・ペティの貿易論 …………… 小林 通

監査委員会と監査役の諸問題 …………… 北川 道男

E-Learning環境における高等教育機関のナレッジ・マネージメントについて
 …………… 豊川 和治

情報学における情報の概念 …………… 山崎 康人

静岡県内浦湾の魚類—X X VI
 ——ニシン目ニシン科, カタクチイワシ科の採集記録(1)——
 …………… 室伏 誠
 …………… 長谷川 勇司
 …………… 藤森 純一
 …………… 大塚 由香
 …………… 上田 龍太郎

大学生アスリートの栄養・生理・心理に関する研究
 …………… 神戸 絹代
 …………… 今野 守
 …………… 井筒 紫乃
 …………… 石井 美子

第27集 (平成18年3月)

19世紀, 明治中期における日米家庭小説の対比研究
松井洋子
 「世界の平和と維持」
 ——ゴルバチョフ博士とのシンポジウムを踏まえて——
佐藤三武朗
 太々神楽の本質とその様相
 ——山梨県の事例から——
高山茂
 日独の法・社会思想・文化の比較研究
杉山嘉尚
平野明彦
佐藤マサ子
田中徳一
 親子法における子の利益保護の法的構造と実務の展開
東和敏
 ラテンアメリカ諸国におけるジェンダーと格差
福井千鶴
青木千賀子
伊坂裕子
森茂子
 ドメスティック・バイオレンス (DV) の要因に関する一考察
 ——ブリュデュー理論を用いて——
四之宮玲子
 多国籍企業モデルの諸類型
 ——一般均衡論的アプローチの成果を中心として——
清水隆雄
 第二次世界大戦後の日本政府債務と臨時税について
佐々木久信
 内部統制監査のフレームワーク
北川道男
 トーマス・マンの租税論に関する準備的考察
吉田克己
 企業経営の新潮流—ナレッジ・マネジメント
岡本博之
安井昭
安彦正一
四之宮玲子
 情報学におけるコピーの概念
山崎康人
 情報社会におけるネットワーク価値の考察
豊川和治
 静岡県内浦湾の魚類
 ——X X VII—ニシン目ニシン科の採集記録(2)——
室伏誠
長谷川勇司

第28集 (平成19年3月)

人生の意義について——東洋と西洋——
D. J ビスガード
 陶山南壽『忠義水滸傳解』(第一回～第五回)被注語拼音順一覧
小田切文洋
 異文化交流の多様化・複雑化への対応
 ——欧米で発生した事例を参考に、「利他主義」を考える——
佐藤三武朗
 大学英語教育プログラム開発へのインプット評価モデルの応用
植山剛行
 日本の親子関係法における子の利益保護の法的構造
東和敏
 変化する社会とジェンダー政策
青木千賀子
 南米日系人および来日南米日系人のコミュニティー
 形成形態とネットワーク化の様相について
福井千鶴
 輸入食品の安全性——FTA進展の足かせ——
小林通
 1920年代の軍縮と初期の総動員計画について
佐々木久信
 海外直接投資決定因論としての内部化理論
 ——Markusenの3つの内部化モデルについて——
清水隆雄
 アカウンタビリティと内部監査機能の役割
北川道男
 チャールズ・タヴナントの租税論に関する準備的考察
 ——「政治算術」を中心に——
吉田克己
 日本のユビキタス・ラーニング——現状と課題——
豊川和治
 コードの機能と記号の意味 (I)
 ——情報空間における写像とコード——
山崎康人
 岩倉使節団の条約改正交渉の障害についての一試論
佐藤聡彦
 近代水道建設における御雇い外国人の貢献と意義 (1)
 ——水道の布設と汚染問題の発生——
安彦正一
 静岡県内浦湾の魚類—X X VIII
 ——浅海性沿岸魚の採集記録(1)——
室伏誠
長谷川勇司
上田龍太郎

第29集 (平成20年3月)

行為の論理～村上春樹「神の子どもたちはみな踊る」と物語の現象学
村上靖彦

アーレント政治哲学における美の意義について
平野明彦

陶山南壽『忠義水滸傳解』(第一回～第五回)被注語拼音順一覧(承前)
小田切文洋

『裏と表』と『最初の人間』のあいだ
 -アルベール・カミュによる「母親の驚嘆すべき沈黙」への回帰の行程
高塚浩由樹

物語に表現される空間の図学的考察
 -村上春樹の小説を示例として-
神山真理

南アジアの開発とジェンダー
青木千賀子

ラテンアメリカ諸国における格差の要因
福井千鶴

英国の監査委員会とリスク・マネジメント
北川道男

第一次世界大戦後の米穀の自給政策について
佐々木久信

天野為之の財政学に関する若干の考察
 -『商政標準』と『経済学綱要』を中心にして-
大淵三洋

ペティ租税論の背景
 -イギリス17世紀の財政収入制度を中心に-
吉田克己

ジェイムズ・ミルの貿易論
小林通

Web社会の民主主義の行方について
豊川和治

静岡県内浦湾の魚類-X X X
 -浅海性沿岸魚の採集記録(2)-
室伏誠
長谷川勇司
真野光晃
土屋考司
上田龍太郎
松永理沙

第30集 (平成21年3月)

中国語訳『源氏物語』の訳者とその訳文について(一)
小田切文洋

ネパールのダリット女性の地位向上とNGOの役割
青木千賀子

ERMにおける内部監査
北川道男

「軍用自動車補助法」について

.....佐々木久信

ペティの租税論における方法的基礎
 -「政治算術」考案に対する先駆的貢献者を中心に-
吉田克己

イギリス重商主義期における外国為替論
 -マリーンズとトーマス・マンの見解-
小林通

プレゼンテーションソフトウェアの認知スタイルの評価. I
山崎康人

静岡県内浦湾の魚類-X X X
 -浅海性沿岸魚の採集記録(3)-
室伏誠
長谷川勇司
真野光晃
土屋考司
上田龍太郎
松永理沙

第31集 (平成22年3月)

中国語訳『源氏物語』の訳者とその訳文について(二)
小田切文洋

ネパールのマヒラサムハ(女性グループ)の活動実態とエンパワーメントへの課題
青木千賀子

インドネシア・北スマトラにおける残留日本人の異文化結婚:
 -一世配偶者とその家族の事例から
吉田正紀

「国際航空法」(1919年10月13日の航空規制に関する条約)について
佐々木久信

ウィリアム・ペティの政治算術
 -社会科学分野への適用を中心に-
吉田克己

国際観光の比較研究
 -アジア8ヵ国,特に日本,中国,タイを中心に-
笈正治

静岡県内浦湾の魚類-XXXI
 -浅海性沿岸魚の採集記録(4)-
室伏誠
長谷川勇司
真野光晃
土屋考司
上田龍太郎
村松海

第32集 (平成23年3月)

室生犀星のドストエフスキ受容
—『愛の詩集』『第二愛の詩集』を中心に—

.....安元隆子

United States Education Reform Policy for Postwar Japan:
“Reorientation of the Japanese”

.....Ruriko KUMANO

ネパールの人身売買の実態と防止対策の課題

.....青木千賀子

トーマス・ロバート・マルサスの

受容過程に関する若干の考察

.....大淵三洋

静岡県内浦湾の魚類-XXXII

—浅海性沿岸魚の採集記録(5)—

室伏誠

長谷川勇司

真野光晃

.....

土屋考司

上田龍太郎

中村みずほ

ニジマスの貯蔵温度と死後変化

三橋富子

.....久保田祐梨

田村美沙子

「ケンブリッジ大学共催春期英語講座」の成果と課題

.....安藤栄子

超鏡(HyperMirror)による食の安心・安全教育の国際交流型実践

～日本の保護者からの食育プログラムに対する要望～

池田裕美

藤倉純子

武藤志真子

.....

吉本優子

神戸絹代

中山洋

堀端薫

Surasak Boonyaritichaij

森川治

第33集 (平成24年2月)

日本語彙中に占める唐話語彙の位置について

.....小田切文洋

ネパール東部開発区のマヒラサムハ(女性グループ)の

活動実態とエンパワメントへの課題

.....青木千賀子

南米日系人移住地の安定化と周辺社会との
より良い共生社会づくりの考察

.....福井千鶴

重商主義政策における財政主義

—イギリスの場合を中心に—

.....吉田克己

静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究-I

サンフィッシュ科2種,サケ科2種およびカダヤシ科1種

室伏誠

長谷川勇司

真野光晃

.....

土屋考司

藤森純一

中安美咲

上田龍太郎

「超鏡(HyperMirror)による食の安心・安全教育の国際交流型実践」

～日本大学三島中学校とタイ王国

Jittra Witthaya Schoolにおける授業報告～

池田裕美

藤倉純子

武藤志真子

吉本優子

.....

神戸絹代

中山洋

堀端薫

Surasak Boonyaritichaij

森川治

第34集 (平成25年2月)

土岐善磨と中国(一).....小田切文洋

“即身成仏”再考—身体知から見た真言密教(序)

.....渡辺武一郎

人質行為防止条約における裁判管轄権規定

—被害者国籍国と被強要国の管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—

.....安藤貴世

静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究-II

サケ科1種,カダヤシ科1種およびサンフィッシュ科2種

室伏誠

長谷川勇司

真野光晃

.....

土屋考司

藤森純一

久保田裕子

上田龍太郎

教職課程における実践体験活動.....永塚史孝

第35集 (平成26年2月)

ヤスパースとアーレント

—「イエルサレムのアイヒマン」をめぐって—

……………平野明彦

謝六逸『日本文学史』をめぐって

……………小田切文洋

民法718条の立法過程と判例

……………小野健太郎

ウィリアム・ペティの『政治算術』と租税論

……………吉田克己

従業員に対する動機付けの国際比較

—タイ国系、日系、米国系のケース—

……………笈正治

日本・韓国・中国沿岸から漁獲されたニシン科コノシロに見られた
形態形質の地域変異

室伏誠

長谷川勇司

……………池谷幸樹

山下麻衣子

久保田裕子

教職課程における実践体験活動(2)

……………永塚史孝

第36集 (平成27年2月)

オバマ政権下における「初等中等教育法(ESEA)」の再改定過程
—連邦主義の特質—

……………長嶺宏作

静岡県並びに近県に生息する外来性魚類の形態学的研究-III
コイ科1種、サケ科2種、およびサンフィッシュ科2種

室伏誠

長谷川勇司

土屋考司

……………鈴木大揮

島本大樹

藤森純一

久保田裕子

上田龍太郎

第37集 (平成28年2月)

米国大学が留学プログラムに求めるもの

—短期留学受け入れ体制構築のために— ……大川英明

ラフカディオ・ハーンの高橋作品「クラリモンド」の

受容をめぐって……………梅本順子

文学に描かれた戸田の白露交流……………安元隆子

資本主義の存続論議と経済の長期波動…円居総一

北朝鮮核問題への国際政治理論アプローチ

—ネオリベラル制度論と6者協議— ……鄭勛燮

本邦産ズメダイ*Chromis notatus notatus*および

ナガサキズメダイ*Pomacentrus nagasakiensis*の

背鰭、胸鰭、臀鰭条数、側線有孔鱗数、鰓耙数並びに体型に
見られた地域変異

室伏誠

長谷川勇司

……………鈴木大揮

島本大樹

久保田裕子

上田龍太郎

執筆者一覧

(掲載順)

福井千鶴	教授	社会学
伊坂裕子	准教授	社会心理学
梅本順子	教授	比較文学
小野健太郎	教授	法律学

国際関係学部研究年報 第38集

平成29年2月28日 印刷

平成29年2月28日 発行

発行者 渡邊 武一郎

発行所 日本大学国際関係学部

〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

電話 055-980-0808

印刷者 大和印刷株式会社

〒410-1102 静岡県裾野市深良3642番地の12

ISSN 0388-4279

**JOURNAL OF THE COLLEGE OF
INTERNATIONAL RELATIONS**

No. 38

2017

College of International Relations

Nihon University, Japan